

平成30年3月 9日から
平成30年3月15日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成30年標茶町議会第1回定例会会議録目次

第1号(3月9日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	
町政執行方針	8
教育行政方針	20
議案第74号 標茶町博物館条例の制定について(厚生文教委員会報告)	28
総務経済委員会所管事務調査報告	29
延会の宣告	30

第2号(3月12日)

開議の宣告	35
一般質問	35
松下哲也君	35
鈴木裕美君	39
渡邊定之君	45
深見迪君	54
櫻井一隆君	71
議案第11号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	75
議案第12号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	77
議案第13号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	79
議案第14号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案第15号 標茶町指定居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例の制定について	82
議案第16号 標茶町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	83
議案第17号 標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	84
議案第18号 標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	84

議案第19号	標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	84
議案第20号	標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	84
議案第21号	標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	94
議案第22号	平成29年度標茶町一般会計補正予算	100
議案第23号	平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	100
議案第24号	平成29年度標茶町下水道事業会計補正予算	100
議案第25号	平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	100
議案第26号	平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	100
議案第27号	平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算	100
議案第28号	平成29年度標茶町上水道事業会計補正予算	100
延会の宣告		100

第 3 号 (3月13日)

開議の宣告		107
議案第22号	平成29年度標茶町一般会計補正予算	107
議案第23号	平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	107
議案第24号	平成29年度標茶町下水道事業会計補正予算	107
議案第25号	平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	107
議案第26号	平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	107
議案第27号	平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算	107
議案第28号	平成29年度標茶町上水道事業会計補正予算	107
議案第29号	平成30年度標茶町一般会計予算	119
議案第30号	平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	119
議案第31号	平成30年度標茶町下水道事業特別会計予算	119
議案第32号	平成30年度標茶町介護保険事業特別会計予算	119
議案第33号	平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	119
議案第34号	平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	119
議案第35号	平成30年度標茶町病院事業会計予算	119

議案第36号 平成30年度標茶町上水道事業会計予算	119
延会の宣告	138

第4号(3月14日)

開議の宣告	143
議案第29号 平成30年度標茶町一般会計予算	143
議案第30号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	143
議案第31号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計予算	143
議案第32号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計予算	143
議案第33号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	143
議案第34号 平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	143
議案第35号 平成30年度標茶町病院事業会計予算	143
議案第36号 平成30年度標茶町上水道事業会計予算	143

第5号(3月15日)

開議の宣告	153
議案第37号 標茶町事務分掌条例及び標茶町労働者福祉推進委員会設置条例の一部を 改正する条例の制定について	153
議案第38号 教育委員会委員の任命について	155
議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	156
議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	157
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	158
意見書案第1号 将来にわたり安全・安心な医療制度の提供を求める意見書	158
意見書案第2号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書	159
意見書案第3号 高レベル放射性廃棄物最終処分場の建設を受け入れない意見書	160
意見書案第4号 防災・減災体制の更なる強化を求める意見書	160
意見書案第5号 生活保護費の一方的減額に関する要望意見書	161
意見書案第6号 過労死を本気でなくす労働法制の抜本改正を求める意見書	161
閉会中継続調査の申し出について(総務経済委員会)	162
閉会中継続調査の申し出について(厚生文教委員会)	162
閉会中継続調査の申し出について(議会運営委員会)	162
日程の追加	162
議案第29号 平成30年度標茶町一般会計予算	163
議案第30号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	163
議案第31号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計予算	163
議案第32号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計予算	163

議案第 3 3 号	平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	163
議案第 3 4 号	平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	163
議案第 3 5 号	平成30年度標茶町病院事業会計予算	163
議案第 3 6 号	平成30年度標茶町上水道事業会計予算	163
(平成30年度標茶町各会計予算審査特別委員会)		
閉議の宣告		164
閉会の宣告		164

平成30年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年 3月 9日（金曜日） 午前10時03分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 議案第74号 標茶町博物館条例の制定について（厚生文教委員会報告）
- 第 6 総務経済委員会所管事務調査報告

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 森山豊君 |
| 総務課長 | 牛崎康人君 |
| 企画財政課長 | 高橋則義君 |
| 税務課長 | 武山正浩君 |
| 管理課長 | 相原一久君 |
| 農林課長 | 村山裕次君 |
| 農林課参事 | 柴洋志君 |
| 住民課長 | 松本修君 |
| 保健福祉課長 | 伊藤順司君 |
| 建設課長 | 狩野克則君 |
| 事業推進室長 | 常陸勝敏君 |
| 水道課長 | 細川充洋君 |
| 育成牧場長 | 類瀬光信君 |

病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	中村義人君
農委事務局長	相撲浩信君
教 育 長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(館田賢治君) ただいまから、平成30年標茶町議会第1回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時03分開会)

◎開議の宣告

○議長(館田賢治君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(館田賢治君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

10番・平川君、 11番・本多君、 12番・菊地君

を指名いたします。

◎会期決定

○議長(館田賢治君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの7日間といたしたいと思ます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、3月15日までの7日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(館田賢治君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましても、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと思ます。

なお、次の3点について補足いたします。

1点目は、地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

このたび、地方自治法第180条に基づく損害賠償について、専決処分をいたしましたので、ご報

告いたします。

報告いたします事故は、平成29年10月3日、行事バスにて釧路市内での日帰り研修旅行で道道釧路環状線を走行中、バスの側面トランクのふたが開き、停車していた車両の右後方に衝突し、運転席に乗車していた運転手を負傷させたものです。

事故原因につきましては、先の第4回定例町議会でご説明申し上げたとおり、何らかの原因により手前のカーブ走行中にバス側面のトランクのふたが急に開き、それに運転手が気付かず走行していたことが考えられます。

日頃から、バス運行の受託業者に対しては、事故の未然防止、安全運転の徹底や安全対策等の指導を行ってきましたが、事故再発防止のため、安全確認の徹底について、改めて指示・指導を行ったところです。

今後は、より一層の事故の未然防止や安全対策の徹底に努めてまいりますので、ご理解を願いたいと存じます。

2点目は、標茶町と標茶町内郵便局との包括的連携に関する協定の締結についてであります。

去る、1月25日に標茶町と標茶郵便局、塘路郵便局、虹別郵便局、磯分内郵便局、釧路中央郵便局との間で「標茶町と標茶町内郵便局との包括的連携に関する協定」を締結しましたので、ご報告いたします。

今回の協定締結に至る前段として、平成29年3月29日に「地域における協力に関する協定」をただいま申し上げました郵便局との間で締結いたしました。この協定は、郵便局が業務に支障のない範囲で、高齢者や子ども、障害のある人などの異変に気付いたときや道路の異状や不法投棄を発見した場合に町に連絡すること等を内容としており、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資することを目的としておりました。

その後、9月4日に北海道と日本郵便株式会社北海道支社との間で「包括連携協定」が締結されたことを踏まえ、本町においても、さらに内容を拡充した協定にするため、締結した協定を双方合意のもとに一旦解除し、「地域経済活性化」や「未来を担う子どもの育成」等への取り組みを追加し、改めて「包括的連携に関する協定」として締結いたしました。

本協定は、町と郵便局が有する人的・物的資源を有効に活用して、住民サービスの向上及び地域社会の安心・安全の確保及び活性化を図ることを目的としており、大変有意義なものです。ここに、標茶町内の4つの郵便局と釧路中央郵便局に心から感謝申し上げ、報告といたします。

3点目は、町立病院の診療体制についてであります。

平成30年度町立病院診療体制について、ご報告いたします。

内科は、引き続き、院長と副院長の2名体制であります。内科外来の診療については、内科常勤医師の業務負担軽減を図っていくために平成26年4月より火曜日と水曜日の午後を休診とさせていただいておりますが、新年度も継続させていただきますことについて、ご理解

を賜りたいと存じます。

内科医師の業務負担軽減を図るための当直医師につきましては、厚真町の「医療法人・あつまクリニック」から月1回、日曜日の夕方から翌朝までの宿直医師を派遣していただけるほか、網走市の「医療法人・こが病院」に勤務する整形外科医師が月2回、水曜日の宿直業務を、東京都三鷹市の「訪問クリニック」に勤務する内科医師が月1回、火曜日の宿直業務をしていただけることになりました。

外科は、北大消化器外科Ⅰから1週間または2週間単位での医師派遣のほか、夜間や休日の当直業務についても、今までどおり対応していただけることとなり、これにより救急指定病院としての機能を維持できることになりました。

小児科については、旭川医大小児科から昨年と同様、毎週1回、火曜日とインフルエンザの予防接種期間については月1回、水曜日の医師派遣をしていただけることになりました。

産婦人科は、札幌医科大学附属病院産婦人科学講座医局のご配慮により、町立中標津病院から昨年と同様、毎週1回、月曜日の午後に派遣していただけることになりました。

道内三医大関係医局の状況は、医局員がふえないという大変厳しい状況が続いているにもかかわらず、本町の要請を受け止め、医師派遣いただけることとなり、心から感謝申し上げます。

今後とも町民の皆様の命と健康を守り、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう努めていくとともに、信頼される医療を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 平成30年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物を持ちまして詳細に報告しておりますが、以下6点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、昨年12月に実施しました「標茶町学力サポートプラン」についてご報告いたします。

標茶町では、子どもたちが生き生きと学習に取り組み、「わかった」「できた」という喜びを感じることができるよう平成24年度より12月に「標茶町学力サポートプラン」として町独自に学力調査・生活学習意識調査を含めた総合質問紙 i-check（アイチェック）を実施しておりますが、その結果について申し上げます。

まず、学力調査ですが、小学校1年生から中学校2年生を対象とし、小学校1年生と2年生は国語、算数の2教科、小学校3年生から6年生は、社会と理科を加えて4教科、中学生は、英語を加えて5教科で実施しました。

結果の概要としましては、小学校では、1年生と4年生の国語で全国平均に届きませんで

したが、その他の教科では全国平均を上回りました。中学校では、2年生の国語と社会で全国平均に届きませんでした。そのほかの教科では全国平均を上回るか、同程度という結果でした。

また、経年分析においてもほとんどの教科で、向上が見られておりますが、向上が見られなかった教科については、その要因を分析し、今後の指導改善に生かしてまいります。

また、学力調査と同じく実施した総合質問紙 i-check（アイチェック）の結果からは、生活・学習習慣についておおむね良好な状況にあることが見られました。

今回の結果は、先に行われた全国学力・学習状況調査の結果を裏付け、さらにどの学年のどの教科に課題があるのかも明らかになり、今後の指導に生きる重要な資料となりました。各学校においては、自校の課題について分析し、調査結果で明らかになった課題の改善に向けて取り組むとともに、一人一人の弱点を伸ばす指導の手立てに役立てております。

また、教育委員会では、得られた結果をもとに、町の学力向上プランを作成し、町全体で取り組む重点を明らかにするなど、各学校における取り組みの支援に努めてまいります。また、本町は、児童生徒の人数が極めて少ない学校が多く、平均値などの数値がそのまま個人の成績に繋がることが多い現状から、全国学力・学習状況調査と同様、数値的な公表はしないこととしていますのでご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果についてであります。

本調査は、文部科学省が小学校5年生、中学校2年生を対象として実施している調査で、実技に関する調査と質問紙による調査からなり、昨年4月から7月にかけて実施されたものであります。

学力調査同様、本調査で測定できるのは体力の一部であり、学校における教育活動の一面ではありますが、本年度の結果の概略についてご説明いたします。

実技に関する調査は、8種目からなっており、各種目の得点を合計した体力合計点につきましては、小学校女子と中学校男子で、全国平均を上回るという結果でした。

種目別に見ますと、全体的に長座体前屈が低く、その他、小学生では50メートル走、中学生では上体起こしが、他の種目に比べて低い結果となり、柔軟性、疾走能力、筋持久力に課題が見られました。

調査結果については、町教委及び各学校における体力向上計画の作成に活用し、それに基づいた体力向上の取り組みを進めてまいります。

また、体力の向上は日常的な全身を使った遊びや運動、そして、生活習慣の改善等、家庭や地域での取り組みも重要であることから、本調査の結果の概要については保護者にも配布し、共通の課題意識をもって体力づくり推進に努めてまいります。

3点目は、町条例に基づく平成29年度の児童・生徒表彰についてであります。

本年度の表彰者数は、前期11月表彰者19名、後期2月表彰者52名で、前期・後期合わせて71名の児童生徒を表彰しました。

賞の内訳につきましては、努力賞18名、奉仕賞13名、親切賞12名、体育賞14名、学芸賞14名となりました。

4点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。

1月6日、開発センターにおいて、成人式前夜祭が恩師や新成人合せて53名が参加し、趣向を凝らしたゲームや小学校から高校までの学校生活などを話題に交流が行われ、微笑ましい前夜祭となりました。また、この企画は新成人がみずから実行委員会を立ち上げ、企画会議を重ねて開催したものです。

翌日、7日には、コンベンションホール「ういず」において、新成人44名が出席し、成人式が晴れやかに挙行されました。

1月20日、開発センターにおいて、しべちゃアドベンチャースクールの閉講式が行われ、年間7講座延べ13日間の体験学習を無事終了した小学生38名と高校生スタッフ18名に修了証を贈りました。参加された児童生徒の今後の活躍を期待するものであります。

1月28日、野外アリーナ「JOY」において、第23回アイスストッカー大会が開催され、アイスストッカー発祥の広尾町からの参加も含めて、中学生2チーム、高校生1チーム、一般17チーム計20チーム、93名が出場し熱戦が繰り広げられました。

2月3日、多目的運動広場スケートリンクにおいて、第38回町民スケート大会が開催され、119名が出場し、3種目において大会新記録が出ております。

2月4日、開発センターにおいて、第33回町民憲章推進書道展の表彰式が行われ、509点の中から、特別賞7名、特選16名、入選52名、奨励賞14名の合わせて89名の方々に賞状を贈りました。

5点目は、大型写真パネルの受贈についてご報告いたします。

標茶町郷土館への大型写真パネルの寄贈であります。磯分内に在住するプロの写真家であり、小林義明氏から、標茶町内に生息する野生動物を題材とした縦1.5メートル、横2.5メートルの大型写真パネル7点の寄贈をいただきました。新しい展示施設において活用をさせていただく予定であります。

心より感謝の意を表するものです。

6点目は、児童・生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

1月6日から8日に、帯広市で開催された「第48回北海道中学校スケート大会」に、標茶中学校2名、虹別中学校2名、中茶安別中学校1名、塘路中学校1名、計6名の生徒が出場し、そのうち虹別中学校1年の笛木柊悟さんと、笛木花和さん、中茶安別中学校1年の眞野晴輝さん、塘路中学校3年の宍戸夢叶さんの4名が全国大会の出場権を得ました。

1月7日から9日に、釧路市で開催された「第36回北海道中学生新人バドミントン競技選手権大会」に、塘路中学校2年の金子透也さんと井崎 蓮さんが男子ダブルスに出場しましたが、1回戦敗退となりました。

2月3日から6日に、長野市で開催された「第38回全国中学校スケート大会」に、虹別中学校1年の笛木柊悟さんが種目3000メートルと5000メートルの部、笛木花和さんが1500メートルと3000メートルの部、中茶安別中学校1年の眞野晴輝さんが500メートルと1000メートルの部、塘路中学校3年の宍戸夢叶さんが500メートルと1000メートルの部に出場しましたが、いずれも予選敗退となりました。

今後の児童・生徒のさらなる活躍を期待するものです。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） さきほどの町長のほうからの報告がありました、郵便局との包括的な締結を結んだということ、安心・安全なまちづくりにはすばらしいことだと思いますけれども、その連絡体制はどのようになっているのでしょうか。また、郡部においては局というよりも郵便は配達員がやっております。朝4時とか早いわけですがけれども、万が一のときの連絡体制はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（牛崎康人君） お答えいたします。

連絡体制でありますけれども、今、議員ご心配の早朝等の時間帯につきましては、基本的には役場のほうに電話をいただいて、総務課を通して各担当に行く、そういうのが通常の災害等も含めて交通整理をされているところであります。

また、まだこれは約束ごととしては決めておりませんが、緊急を要する案件については担当者に直接、携帯等で連絡をとる、そういうことも検討していきたいと考えているところであります。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町政執行方針

○議長（館田賢治君） 日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 平成30年第1回定例議会の開催にあたり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位を始め、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

社会思想家で京大名誉教授の佐伯啓思氏はこう述べています。

国家が成長を必要としたのは、もともと冷戦期に資本主義陣営が社会主義陣営に勝つためだった。「それだけのことにすぎない」。

なぜ成長が必要なのかという根源的な問いに、経済理論には実は答えがない。1972年ローマクラブがまとめた「成長の限界」は「人は幾何学級数的に増加するが、食料は算術級数的にしか増加しない」との経済成長を謳歌する人類への警告であり、人口がふえ、先進国経済が膨張しすぎると、資源の使い過ぎや環境悪化などからいずれ限界が生じるという問題提起だった。ローマクラブの指摘した問題の重要性は今も変わらない。これから無理やり市場を膨張させる、成長させようとする試みは、競争や格差を激しくして、人間にとってますます生きにくい社会にしてしまうのではないか。

一方、「このままだと地球がもたない」との危機感から、2015年9月国連総会で、2030年末までに取り組む環境や開発問題に関する世界の行動計画が決定され、「誰も置き去りにしない」を共通理念に「貧困・飢餓の撲滅」「つくる責任、つかう責任」「気候変動対策」など17分野の持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、時代は持続可能な社会の実現に向けて、大きく歩き始めています。独ベルステン財団などがまとめた17年版国別SDGs達成度によると、日本は157カ国中11位。教育、経済成長と雇用、産業・イノベーションなどで目標を達成しているが、持続可能な生産と消費、気候変動、陸上（森林）資源、後発途上国とのパートナーシップそして男女間格差など5分野の評価が低く、とくに世界経済フォーラムが毎年公表する男女格差指数ランキング（2017）では前年より順位を3つ落として、144カ国中114位でした。

経団連は昨年7年ぶりに改定した企業行動憲章で「持続可能な社会の実現」を掲げ、環境や社会問題とのつながりを考えて事業を進めることは、企業にとって社会的責任を果たすだけでなく、新たなビジネス機会を得たり、事業のあり方を改善する好機にもなり、SDGsで最先端をいくモデル国家を目指すべきとしています。

その背景にはESG投資があり、ESGとは、環境、社会、企業統治の英語の頭文字で、環境とはCO₂の排出削減、環境問題の解決につながる製品や技術など、社会とは女性社員の育成や登用、地域社会との関わり、雇用の安定的拡大など、そして企業統治とは経営者自身の利益や保身を排し、株主を重視し長期的な企業価値拡大に向けた経営を行うことで、社外取締役や女性取締役の選任状況、企業不祥事の有無などとされています。

2006年国連はE S G投資を推進するため、責任投資原則（P R I）を提唱し、現在、世界で1,700以上の年金基金や運用会社が署名し、運用資産は計62兆ドル（約7,000兆円）にのぼり、日本でも年金積立金管理運用独立法人（G R I F）や大手生保など55機関が署名済みです。資産運用・証券業界ではすでに、インパクト投資や投資先企業の業績、財務の分析だけでなく、社会問題への取り組みを含めた事業評価を始めており、今後は利益だけでなく、事業が社会課題の解決につながるかどうか投資判断基準の一つになるとされ、企業にとっては市場への情報開示が一層重要になり、証券による資金調達、投資に関わるだけでなく、証券市場における働き方や投資教育にも大きく影響し、投資の対象者に求めるだけでなく、証券業界自身が主体的にこれらを実現しようとする宣言とされています。

従来企業に求められていたのは、法を守り、良い製品とサービスを供給し、利益を上げて税金を払うことで、すでに社会に対して十分な貢献をしているとの反対論も根強くありますが、「いい会社」の概念が変わりつつあり、E S Gに配慮した経営は、単に法に従うのではなく、余分なコストをかけても環境保護活動や社会貢献を実施することで、長期の経営戦略として大きな意味がある。環境対策はコストになるが、軽視すれば長期的に資源の安定確保はできない。サプライチェーンの的確な管理も欠かせない。新興国の生活水準が上がれば、新たな市場の開拓につながる。環境や人権の重視と事業の持続可能性は表裏一体で、世界を股にかけるような巨大な企業の影響力は社会的にも政治的にも大きくなっており、企業に法律以上の規律を期待することに肯定的な認識が高まっています。

欧州でプラスチックごみを減らすための規制強化の動きが広がっています。その背景にあるのは深刻な海洋汚染、世界の海岸に漂着するごみの8割以上はプラスチック、EU域内で捨てられるプラスチックのうち、リサイクル用に回収されているのは3割に満たないとの報告もあり、容器素材の変更やリサイクルの徹底を掲げ有力企業が動き始めました。

また、欧米市場ではすでにダイベストメント（投資撤退）の動きが始まっており、当初は国際的に使用が禁止されているクラスター爆弾や対人地雷など武器関連など限られた企業が対象でしたが、最近は「事業規模の大きい化石燃料やたばこ産業」まで対象が広がっています。

ある全国紙の“世の中、便利すぎ？”という特集記事の中の、大手コンビニチェーン社長の言葉です。コンビニエンス・ストア（便利なお店）という名前のおり、新しい商品やサービスを次々と加えてきた。誰も買い物難民にならず、朝起きてから夜寝るまでに必要なものが近くで買える。これが今の社会の要請。大災害が起きたとき、コンビニはライフラインの役割を担う。世の中を便利にしすぎて、人間を怠惰にしていないか、ですか、見方の違いでしょう。事故を起こすから車はいらないという意見もあるでしょうが、車の利便性は受け入れて事故を減らす方策を考える。コンビニは時間的にも、心理的にも、生活を豊かに便利にするためにある。

またある作家は、多くの人は今、「ここまで便利じゃなくて大丈夫」と思っているのではないか。ネット由来の便利さにも慣れ、実は陰でだれかに余計な負担をかけていたと俯瞰でき

るようになったのが、今。私個人も世の中も、便利さには一定のお金がかかると理解することが、日本の労働環境を変えて行く一つのきっかけになるかもしれないと語っています。

消費者に問われているのは、SDGsの目標12「つくる責任、つかう責任」、買い物するとき、企業や商品の背景に高い関心を寄せることで、これまでも、イタリア発祥の「スローフード」から発展した「スローライフ」運動、イギリスでの、環境や人々、社会、地域に配慮したお金の使い方や今持っているものを大事に使おうとするライフスタイルで、当初はファッションから始まり、生産地の途上国の労働環境を改善して生活を向上させるために、適正な価格で製品や原料を買い取る「フェアトレード」を重視する「エシカル（倫理的）」、アメリカでの健康と持続性を重視して生活する「ロハス」等々の市場が拡大しています。そして地元のモノを買って、輸送によるCO₂の発生を減らし、地域の活性化にもつなげようとする「地産地消」「フードマイレージ」などや化学肥料や農薬を使わず、環境への負荷が少ない有機・オーガニック生産への関心も高まっています。そして現在では、自分がお金を預けている銀行の融資先にも気にかける、そこまで意識する消費行動が問われています。

SDGsでは目標として「世界全体の一人あたりの食料廃棄の半減」を掲げています。先日作り過ぎて売れ残った恵方巻きの大量廃棄が報道されていました。「バレンタインデー」「ホワイトデー」など過剰なまでの物日商戦、そして“いいね！”欲しさに「インスタ映え」に翻弄される消費も広がっています。一年中平和で飢えを知らずモノがあふれる豊かな社会は「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」社会でもあります。

20年以上前になりますが、ACジャパンの「輸入してまで食べ残す不思議の国、日本」という肥満気味の猫のCMが流れていました。

日本の食品ロス量は年間621万トン（2014年度推計）。国民全員が毎日ご飯を一杯ずつ捨てている計算で、世界の食糧援助量の約2倍、その半分は家庭から出ており、「少しでも賞味期限が先のものを買おうと棚の奥から取る。冷蔵庫にしまったまま期限切れに」こうした行動も食品ロスを生んでおり、「食品に新しさや完全さを求め、店に品ぞろえを要求する消費者の意識が変われば」現状は変わるはずで。

一人の百歩より百人の一步の方が世界を変える力があり、日々の買い物は、世界のさまざまな課題を解決する力となり、地球の未来に繋がっています。“おいしく残さず、食べきろう！”「どさんこ愛食食べきり運動」も始まっています。できることを、今日から、それが大事です。

ある全国紙の元旦の社説は「順風の年こそ難題を片付けよう」、ラガルドIMF（国際通貨基金）専務理事がJ・F・ケネディの言葉を引用し「日が照る間に屋根の修理をしよう」と呼びかけている。

団塊の世代の社会保障費が急増する「2025年問題」を控え、財政赤字の主因は、経済成長を上回ってふえ続けている社会保障費の抜本改革が先送りにされていることであり、さらなる歳出削減や「ゆるやかで継続的な増税」といった痛みをともなう改革が避けられないとし

ています。

国内外の政治、社会、経済状況は急激な変化を予感させます。こういった時代であればこそ、足元をしっかりと確かめ、前を見据え、一步踏み出すことが問われていると思います。現実を直視すれば、本町の取り得る施策は限定的にならざるを得ないかもしれませんが、これまで本町が育んできた「共に知恵を出し合い、共に汗を流し、共に支えあう」協働のまちづくりの理念を基本に、「より安全な、より便利な、より快適な」暮らしの実現を目指して全力で取り組んでまいります。

町政の特徴について

本町の平成28年度ベースの財政状況につきましては、実質公債費比率は10.0%全道降順で62位、将来負担比率は20.9%全道降順85位であり、経常収支比率は84.6%と、依然厳しい財政状況にあります。

政府が閣議決定しました平成30年度予算案でも、国債に頼る状況は変わらず、国における財政健全化の道のりが依然厳しい状況にある中では、財源を国へ依存する本町としましても、今後も厳しい財政運営が予想されます。

安倍首相は施政方針演説の中で、「アベノミクスにより日本経済は、確実にプラス成長している。」と述べています。しかし、人口減少が続き、過疎化に歯止めがかからない本町のような地域におきましては、その「経済の好循環」はいまだ実感できないのが現状であります。平成30年度当初予算における町税につきましては、平成29年度と比べ3.38%の増加を見込むものであり、このような状況下にもかかわらず増加を見込めますことは、町民の皆様のご理解の賜物と感謝をする次第であります。

今後におきましても、自主財源の主軸である町税の安定的な税収の確保に努めてまいります。

また、税外諸収入金につきましても、負担の公平性を保つべく滞納整理に努め、その収納対策に力を注いでまいります。

今後も本町の礎を築く一助となるようさまざまな行政課題にきめ細やかに取り組むとともに、持続可能な町政を目指してまいります。

平成30年度で取り組む主要な施策としましては、

一点目は、農業振興対策として、酪農再興事業を再継続するとともに、新規就農者対策にも継続して取り組みます。

二点目は、子育て支援として、高校生までの医療費無料化と合わせ、子育て応援給付金を継続して支給するとともに、妊娠初期から子育て期にわたる支援体制を充実させます。

三点目は、教育対策として、標茶中学校校舎の防音工事に着手します。

四点目は、地域活性化対策として、新たな標茶町博物館のオープンや乗馬を核とした地域間交流事業を進め、交流人口・関係人口の拡大を図ります。

五点目は、安全・安心対策として、指定避難所・福祉避難所などに公衆無線LAN環境を

整備いたします。

以下、施策の概要について申し述べたいと思います。

1. みどり豊かなまちづくり

本町は、自然と折り合いをつけながら暮らしを刻み続けてきましたが、さらに環境と調和したまちづくりに取り組んでまいります。

水資源として貴重な財産である「釧路川」「別寒辺牛・ホマカイ川」「西別川」の上中流域に位置する本町の任務を踏まえ、下流域に不都合な影響を及ぼすことのないよう流域の各自治体、団体および住民との連携を強めてまいります。

生活と生産から排出される廃棄物につきましては、ゼロ・エミッション思想を基に、地域のご理解とご協力をいただきながら、再資源化、減量化の取り組みを進める一方、新たなゴミ焼却施設および最終処分場の安定した運用と維持管理に努めてまいります。また、ごみ減量化・資源化を図るため、電気式生ごみ処理機・コンポスター・ディスポーザへの一部助成を継続するとともに、適正排出を推進するため、排出用ダストボックス・ポリバケツなどの購入費用にも一部助成を拡充してまいります。

不法投棄対策につきましては、地域団体や企業とともに「自然の番人宣言」の思想の普及と啓発を図り、取り組みの持続と拡大を推進していくとともに、違法行為に対しましては、厳しい姿勢で対処してまいります。また、再生可能エネルギー買取量の増加に伴い、電気料金へ上乘せされる賦課金が年々上昇し、電気料金上昇の一因とされていますが、引き続き「ほっとらいふ制度」により、賦課金相当の助成を行ってまいります。

2. 健やかに暮らせるまちづくり

「一人の不幸も見逃さない」との基本理念を踏まえた各種福祉施策を展開し、誰もが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすことができるよう、町内会・地域会、民生児童委員協議会や社会福祉協議会など関係団体との連携に努めてまいります。

保険医療につきましては、新たに運営主体となる北海道と連携を図り国民健康保険事業の適切な運営を図るとともに、各種医療給付事業の適切な運営に努めてまいります。

健康意識の向上を目指すため、関係機関や関係団体と連携して、健康まつりなどの事業展開を図るとともに、受診者の利便性を考慮した特定健診や各種がん検診を同時に受診できる総合住民健診を引き続き実施してまいります。また、脳ドック検診の一部助成につきましても、引き続き実施してまいります。

歯科保健対策につきましては、歯周病疾患の予防対策として、昨年からはじめました歯周病検診を継続実施してまいります。また、保育所および幼稚園における幼児のフッ化物洗口を継続して実施し、う歯予防に努めてまいります。

妊娠や出産に対する支援につきましては、高額な治療費負担となる特定不妊治療に対する経済的支援、および妊婦健診などに係る交通費の一部助成を引き続き実施するとともに、新たに、妊産婦などに対する24時間の相談体制と心理的および身体的ケアの提供による支援体

制を構築し、妊娠初期から子育て期にわたる支援を充実してまいります。

町立病院の運営につきましては、新改革プランを基に現状の医療体制を維持し、町民の命と健康を守り、安心して生活できるよう努めてまいります。

介護保険事業につきましては、生活支援体制の整備に向け、生活支援ニーズの把握に努めることと併せ、介護予防を推進するため、地域全体で包括的に支え合う体制づくりをさらに進めるとともに、「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の着実な実施に努めてまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、障がい者や障がい児がみずから望む地域で自立した生活を営むことができるよう、多様化するニーズに対応できる支援体制の構築とあわせ、「第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の着実な実施に努めてまいります。

3. 安心して暮らせるまちづくり

道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、安心して暮らせるまちづくりに、重要な役割を果たしています。

国道・道道につきましては、広域道路網の整備促進と地域から寄せられた道路環境整備について引き続き関係機関へ要望してまいります。

町道の整備につきましては、継続中の改良舗装の早期完成を目指し、事業推進を図ってまいります。また、全町的な課題となっています舗装道路の老朽化対策につきましては、地域からの要望を勘案した計画的な補修を実施し、通行の安全性の向上を図ってまいります。

橋梁など道路施設につきましても長寿命化計画に基づく定期的な点検と計画的な補修により安全性の確保に努めてまいります。

河川管理につきましては、災害に備えて効果的な改修や障害物の除去などに努めてまいります。

交通安全施設の整備や災害時の対応、除雪体制につきましては、パトロールによる情報収集を基本にしながら、民間事業者との任務分担を図り、町民の皆様の協力のもと、より安全・安心な道路環境を確保できるよう努めてまいります。

公共交通機関としての町有バスにつきましては、沿線の地域会と連携を図りながら、地域住民の足として適切に運行してまいります。また、本町も高齢者などの交通弱者が増加しており、町立病院への通院や買い物といった日常生活の利便性を向上させるうえでは、交通弱者の足を支える公共交通の確保が必要となっています。

昨年実施した標茶市街地循環バスの試験運行を検証し、利用者などの意見要望の整理と、より利用しやすい交通手段を検討してまいります。

J R 釧網本線につきましては、J R 北海道が、単独では維持することが困難な路線として位置づけしており、本町としては「湿原ノロッコ号」や「S L 冬の湿原号」など貴重な観光資源として、また通勤、通学などの足として必要不可欠な路線であり「釧路地方開発促進期

成会花咲線・釧網線対策特別委員会」で路線維持の方策を検討してまいりました。今後も、北海道をはじめ関係機関・団体とともに路線維持のための対策に取り組んでまいります。

都市計画につきましては、都市計画審議会で議論をいただきながら、「都市計画マスタープラン」を基本に、町民が快適で安全に生活を送ることができる都市づくりに努めてまいります。

都市公園につきましては、交付金事業による遊具の更新など、長寿命化計画に沿って、より安全・安心な施設整備を推進してまいります。

上水道事業につきましては、道路改良工事と合わせた配水管の新設による管網整備および老朽管の更新などを行ってまいります。

簡易水道事業につきましては、配水施設および計装機器の更新を行うとともに、虹別地区における水量・水質の安定に向けた基本設計および実施設計業務を行ってまいります。

下水道事業につきましては、磯分内処理場の能力検証および標茶処理場の電気設備改築更新工事を行うとともに、下水道施設のストックマネジメント計画の詳細調査を実施し、さらには、道路改良工事と合わせた雨水管整備を行なってまいります。また、整備区域の水洗化の促進と併せ、集合処理区域外における合併処理浄化槽の整備につきましては、平成26年度からの事業を継続し生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図ってまいります。

町営住宅の整備につきましては、長寿命化計画に基づき継続中の桜南団地の建替事業と、川上団地の住戸改善事業を実施し、より良好な住宅環境整備を進めてまいります。その他の町営住宅整備につきましても、需要動向に即した適正な住宅供給を図ってまいります。

建築行政につきましては、住宅に関する情報提供に努めるとともに、耐震化をはじめとする、住宅や建築に関する相談への的確な対応に努めてまいります。

移住の促進につきましては、完全移住者も出てきており、本町の存在を広く知っていただくため、首都圏における相談会の開催などの情報発信と、地域環境などへの問い合わせに対するきめ細かな対応に努めるとともに、「お試し暮らし住宅」が積極的に活用される環境を整えてまいります。

安全で安心なまちづくりには、防災・消防機能の整備とともに、地域住民みずから防災意識を高めることが重要であります。

災害時における防災や減災につきましては、初期対応を担う地域会・町内会活動が不可欠であり、自主防災組織の設立に向けた支援を行うこととあわせ、防災訓練を継続して実施することにより防災対策と意識高揚を図ってまいります。

また、昨年、関係機関とともに設立しました「釧路川標茶地区水害タイムライン検討会」で、釧路川の氾濫に備えた「タイムライン（事前防災行動計画）」の作成を進め、大雨洪水災害に備えるとともに、指定避難所・福祉避難所などの防災拠点に公衆無線LAN環境を整備し、災害発生時の情報伝達手段の確保を図ってまいります。あわせて、関係機関、町内会などと連携し、災害時における、要配慮者の避難行動を支援する体制づくりを進めてまいります。

また、消防機能の強化につきましては、災害対応特殊水槽付ポンプ自動車の導入や消防救急デジタル無線の更新作業を行い、消防・救急体制の整備を図ってまいります。

交通事故や犯罪のない安全なまちづくりのために関係機関、関係団体などと連携を図り、交通安全や防犯思想の普及、啓発活動を推進するとともに交通安全設備などの整備に努めてまいります。

野生大麻の撲滅に向けましては、引き続き地域会や関係団体と連携し取り組んでまいります。

しべちや斎場につきましては、引き続き指定管理者による管理運営を行ってまいります。

標茶霊園につきましては、計画的な園路の補修に努めてまいります。

ドクターヘリの運行につきましては、釧路北部消防事務組合標茶消防署の協力のもと、救命率の向上に大きく貢献しており、今後とも事業の円滑な推進に努め、町民皆様の安全・安心な暮らしの確保を図ってまいります。

消費者対策につきましては、全国的に悪質商法や詐欺的な消費者被害は後を絶たず、本町におきましても消費者相談件数は減少傾向にありません。消費者被害を未然に防止するため、標茶消費者協会と連携した啓発活動と、広報紙によるリスク回避のための情報提供に努めるとともに、「消費者被害防止等生活安全ネットワーク」を活用したきめ細やかな情報提供に努めてまいります。

4. 活気あふれるまちづくり

基幹産業の酪農につきましては、平成29年の生乳生産量は、15万5,931トンと前年並みとなりました。これは、一昨年の台風などによる影響で越冬飼料の品質が要因と考えられますが、TACSしべちやの生産が軌道に乗り順調に推移しているほか、個々の経営の努力により生産量も回復しつつあるものと推察するところです。さらに、乳価は安定しており、個体販売価格も若干下落傾向ですが、高値で推移し、生産者個々の経営も総じて向上していると伺っており、今後も安定的な生乳生産を維持できるよう効果的な投資を計画的に行うことが重要と考えています。

一方で、搾乳戸数の減少には、依然として歯止めがかからず、一戸当り管理農地面積が拡大しており、永年草地化による品質の低下や条件不利地が耕作放棄されることによる荒廃農地の増加が懸念されています。

このような中、平成30年度におきましては、標茶酪農再興事業を再度継続し、草地更新の促進とバイオガスプラントおよび畜舎環境整備の負担軽減を図るとともに、しべちや農楽校を拠点とし、担い手育成協議会を軸に指導農業士などの指導、助言をいただきながら新規就農対策を推進してまいります。

また、バイオマス産業都市構想に基づき、適正な家畜排せつ物処理と臭気の軽減対策などに対する具体的な事業の取り組みに向け、標茶町エコヴィレッジ推進協議会を中心に農業者への理解と住民周知に努めてまいります。

最重要の懸案でありました食肉加工センターの設置につきましては、TPP11や日欧EPAの大筋合意などの国際化の一層の進展による道産牛肉をめぐる将来不安も大きいことなどの情勢変化もあり、設置計画を一時凍結することとなりました。環境が好転する見通しが生じた時点で、再度設置に向けた協議を再開する方針となったところです。

標茶町育成牧場は、利用効率を高めるため、入牧基準の厳格化と繁殖プログラムの強化による在牧期間短縮に取り組めます。粗飼料、飼料作物ともに、単位あたりの可消化養分総量を増やすため、繊維質の分解に効果のある酵母を用いたサイレージ調製を試験的に取り組めます。

TPP11や日欧EPAをはじめとする国際貿易交渉につきましては、今後の動向と国や道が講じます対策などを注視するとともに、その内容や状況によって関係機関・団体などと連携し対応してまいります。

林業につきましては、国では第5次地域管理経営計画を策定し、適切な森林整備および保全などの実施により、持続的な森林の管理・経営の確立および地域ニーズに応じた木材の安定供給体制の構築による地域産業の振興と生活環境の保全や水源のかん養など、森林の多面的機能の発揮や山村地域の活性化を図るとともに、地球温暖化の防止などへの取り組みを推進することとしています。

また、民有林整備を引き続き支援するほか、町有林におきましても、林業専用道による路網整備の継続と既設林道などの維持補修を行い、森林の計画的な管理を図ってまいります。農林業に甚大な被害をもたらしているエゾシカ対策につきましては、引き続き猟友会のご協力をいただきながら、鳥獣被害対策実施隊による有害駆除の実施と農林業者の自衛策として、わなの活用を積極的に推進するとともに、資源としての有効活用に向けた取り組みを進めてまいります。

漁業の振興につきましては、漁獲の主力でありますワカサギのふ化放流による個体確保に向けた増殖事業への支援強化を引き続き進めるとともに、漁場となる湖沼の環境保全に向けた取り組みを地域関係団体の皆様とともに推進してまいります。

商工業の振興につきましては、商店街の活性化を図るため商工会と連携し、生活応援共通お買い物券事業の実施や買物弱者支援としての側面を持つ出前商店街の取り組みを推進するほか、起業される方に対しましては、GoGoチャレンジショップ事業により引き続き支援をしてまいります。

経営資金の需要に対しましては、金融会議などの議論を踏まえ、必要とされる支援の効果的な運用を図ってまいります。

さらには、町広報紙への低廉な有料広告掲載などにより、事業活動の支援を引き続き行ってまいります。

観光の推進につきましては、「観光振興計画」に沿って、観光協会をはじめとする関係団体や圏域関係機関と連携をさらに強化し、本町の持つ自然環境や産業遺産、観光施設などを生

かした事業を展開するとともに、引き続き誘客活動を推進するため、道東自動車道釧路延伸観光推進事業を始めとする近隣町村との連携事業のほか、北海道くしろ地域・東京特別区交流推進事業につきましても、管内市町村連携事業として、継続して取り組んでまいります。

雇用環境につきましては依然厳しい状況下ではありますが、単独公共事業の早期発注や冬期雇用対策事業の展開による経済的安定化を図るとともに、千葉県浦安市で隔年開催されている「ゆーゆーカーニバル」に出店するなど、企業誘致の推進および起業や事業拡大に対する支援を通じ、地元で働きたいと思う方の雇用の場の確保と、情報の提供を商工会などと連携し推進してまいります。

5. 笑顔あふれるまちづくり

子育て支援につきましては、平成27年度から「標茶町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、支援サービスのニーズに応えていくための体制づくりを進めています。

その一環としまして、子育て応援給付金の支給や子育て応援チケット「みるくっく券」の贈呈、おむつなどの無料回収や高校生までの医療費無料化などを引き続き実施し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ってまいります。

児童福祉の中核であります保育所につきましては、引き続き、適正かつ効率的な運営と地域との交流を通じて連携を図りながら、多様な子育て支援の環境づくりを推進してまいります。

さらに、町内で生産された食材を活用した「ふるさと給食」を取り入れ、「標茶」に対する愛着を持ってもらう取り組みとして進めてまいります。

また、子育て支援センターや子ども発達支援センターを軸に、子育てサロンを通じた乳幼児を持つ保護者同士の交流の場の確保や、発達に不安を抱える児童の療育や身近な子育て相談を展開するなど、子育て支援事業の充実を図るとともに、児童の健全な育成のために標茶児童館の機能強化を進めてまいります。

学校の防音対策につきましては、標茶中学校校舎防音工事を進めてまいります。

本年7月にオープンする標茶町博物館を新たな地域発信拠点として、機能充実に努めるとともに、町指定文化財であります「旧北海道集治監釧路分監本館」の耐震化につきましては、創建当初の間取りの復元と耐震補強を含めた保存整備事業を進め、集治監関連施設の北海道遺産登録に向けて取り組んでまいります。

標茶高等学校におきましては、地域活動への参加を通じ、多岐に渡って本町の活性化に寄与しており、またさまざまな活動が各方面から高い評価を得ていることなどから、本町にとってなくてはならない貴重な財産であるため、引き続き教育振興会を通じて支援を行うとともに、間口維持に向けた取り組みにつきましても、教育振興会と連携を図ってまいります。

合宿の誘致につきましては、本町を全国的に知っていただける手段として有効であり、また地域経済に対する好影響と児童生徒の技術向上につながっていることから、全国規模の大会における誘致活動を推進するため誘致委員や関係団体と連携してまいります。

昨年度から事業展開しています地域間交流事業「馬と共に暮らせる町・・・標茶」につき

ましては、引き続き地域おこし協力隊と協力し、モニターツアーなどの企画を関係事業者と展開するとともに、引退した乗用馬の引き受けなど新たな取り組みも視野に、乗馬を核とした移住・定住に繋がる取り組みを継続して実施してまいります。

また、北海道日本ハムファイターズの標茶町応援大使によるPRや町民との交流事業を行い、交流人口と関係人口の拡大を目指してまいります。

6. ともに進めるまちづくり

「まちづくり」の主人公は、町民の皆様です。

それは、行政主導ではなく主権者たる町民と町民から選ばれた議会がそれぞれの役割を持ち、その役割の中で互いに支え合い、行動していくことが大事であると考えています。

本町に、脈々と受け継がれてきた「協働のまちづくり」の理念は、我が町の誇りでもあり、その礎となります町内会・地域会の活動は、本町の「まちづくり」の根幹でもあります。この理念が、世代を超えて受け継がれ、「まちづくり」に寄与されるよう、活動の主体性を尊重し、必要とされる協力と支援を行ってまいります。

また、さまざまな目線を通して行政運営ができるように、各種団体の主体的な活動を促進してまいります。

行政と町民の皆様の間には、情報の共有化が不可欠なことから、広報広聴活動の充実に努めるとともに、審議会や各種委員会の意見を聴取することとあわせ、積極的な女性の参画を進めてまいります。

行政の自主性を発揮するためには、財政の健全化と自主財源の確保は最優先の課題であることから、口座振替やコンビニ収納の導入により納税者である町民の皆様が納付しやすい環境を整えるなど、収納対策の強化を継続して進めてまいります。

平成30年度におきましても、限られた財源の中で、多様な住民ニーズに応える行政サービスを展開していくために、「第4期行政改革実施計画」に基づく取り組みを核とし、行政の効率化と課題推進を図るための組織体制を構築するとともに、健全な財政運営を図りながら、基本理念である「自律と協働のまちづくり」を目指し、町民の皆様とともに考え行動する「まちづくり」に取り組んでまいります。

おわりに

以上、平成30年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。

温暖化の影響でしょうか、異常気象が頻発しています。今年の夏は初めて住民避難勧告を発令した一昨年に比較すれば平穏だったと思いますが、冬を迎え、ラニーニャ現象の発生が報告されており、緊張感をもって警戒を怠らないことが肝要です。

基幹産業酪農をとりまく状況については、市場経済とグローバル化の流れが加速され、TPP11や日欧EPAの影響、また国内的には「強い農業」と「輸出拡大」を目指す規制緩和の行方など先行きの見通しは不透明さを増していますが、本町においては、去年は越冬飼料の確保は総じて順調に経過し、生産乳量も前年並みを維持し、乳価アップや関連対策の大型

予算なども措置され、個体価格も、まだまだ高値水準に留まっており、経営は好況を維持しているとのことです。

自然対しなぜという質問は意味がないと言われていました。自然はコントロールできませんし、想定した条件のもとでしか安全は確保されませんが、先人に習い、隣・近所・地域の助け合う心を大事に、声かけや見回り、訓練を繰り返しながら、日頃から備えることが重要と肝に銘じ、これからも住民の安全を第一に判断してまいります。

誰もが健康で安心して暮らすことのできる「住んでよかった、これからも住み続けたい」と思える元気な声と笑顔あふれる町を目指して、町民が主役、主体の町づくりに全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

◎教育行政方針

○議長（館田賢治君） 続いて、教育長から教育行政方針を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 標茶町議会第1回定例会にあたりまして、平成30年度教育行政方針をご説明させていただき、町議会並びに町民各位の深いご理解とご協力をお願いする次第であります。

はじめに

昨年より将棋の藤井総太六段、卓球の張本智和選手や伊藤美誠選手に代表される10代の若者たちの活躍が目立っております。2年後に迫っている東京オリンピックでも期待が寄せられている世代でもあり、若者の活躍は私たちに勇気と希望を与えてくれます。

一方で、今の子どもたちの65%が、大学卒業時には、今は存在していない仕事に就くといわれております。また、雇用者の約47%の仕事が自動化されるといった予測があるように、将来の社会を予測することが困難な時代に今の子どもたちは生きていると言われております。

小学校では、4月から新しい学習指導要領による教育の移行期が始まります。このような予測困難な社会で、生きる力を育むために「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の3つを柱にした教育課程の編成が求められております。

そして、学校と地域が連携・協働しコミュニティ・スクールとして、共通の目標をもって子どもたちの成長を支えていくことが進められております。

これまでの本町で取り組んできた成果を生かしつつ、社会の変化と教育改革の動向を踏まえながら、町民一人ひとりの個性や能力、主体性や意欲を尊重するとともに、学校・家庭・地域の連携を重視しながら、未来を担う子どもたちのためのきめ細かな対応や、幅の広い社会教育活動により、心豊かに学ぶことができる教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

1. 学校教育の充実

新学習指導要領においては、教育基本法等で定められる目的及び目標の達成をめざしつつ、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められております。

そのために、「社会に開かれた教育課程」の実現のもと、教職員のみならず、保護者や地域とも目的及び目標を共有し、一丸となって学習指導要領の理念や内容を学校の教育計画に具体化するとともに、日々改善を進める学校経営が重要になってまいります。

以下、教職員一人ひとりが教育公務員としての自信と誇りを持ち、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進する学校教育の施策について大きく7点にわたって申し上げます。

《信頼に応える魅力ある学校づくりの推進》

学校が、保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校、家庭、地域が目指す目標や成果と課題を共有し、共に「生きる力」を育む教育を推進することが肝要であります。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 生きる力を育む教育課程の編成・実施・改善

予測困難な時代を生き抜くためには、知識や技能を習得するだけではなく、それらを活用する力の育成が求められております。そして、学んだことを生き方や社会に生かそうとする姿が求められております。

そのために、学校においては教育目標の実現に向けて、チーム学校として育てたい子ども像の実現に向けて授業改善等に取り組んでまいります。

道徳の教科化に向けては、小学校では4月から検定教科書を使った授業が始まり、中学校においては、教科化に向けた準備の最終年となります。指導計画の立案や授業改善の取組みをより一層進めてまいります。

昨年度より2名体制になったALTは、これまで以上に小中学校の外国語の授業に入れるようにシフトを工夫し、子どもたちが本物の英語に触れる機会を拡充できるようにしてまいります。

(2) 社会に開かれた教育課程の実現

これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくことが重要となります。そのために、各学校の特色ある教育活動を実現する方策として、学校教育における教育課程を保

護者や地域と共有いたします。そして、学校評価を検証のツールと考え、保護者や地域と協力しながら子どもたちの成長を支えてまいります。

なお、「地域とともにある学校」の仕組みとして導入が進められている「コミュニティ・スクール」につきましては、本町でのこれまでの学校、家庭、地域の連携を踏まえ、よりよい導入のあり方について検討してまいります。

(3) 教員の資質の向上

子どもたちの「生きる力」の育成を目標に教育活動を行う学校にあつては、教員の資質の向上が重要になることはいふまでもありません。そのために、長期休業期間を活用した「標茶町教員授業力向上研修」を年2回実施いたします。また、教員が積極的に自己研鑽を図り、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、釧路教育局の指導主事や指導室の学校訪問指導の充実を図るとともに、各種研修会・講座について情報提供や参加への呼びかけなど支援してまいります。

各学校においては、年間計画に基づき校内研修に取り組み、その成果を公開・交流し、指導力の向上に努めてまいります。そこで、平成30年度は、研究指定校を2校とし、指導力向上に向けた研修活動を支援してまいります。

《確かな学力の育成》

確かな学力の育成には、学習意欲を基盤とした学習により、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力及び主体的に学習に取り組む態度を育むことが求められております。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成

基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成においては、子どもたちの学力や学習の状況を的確にとらえ、実態に応じた指導の工夫や改善を家庭と連携して行うことが大切であります。そのために本町においては、町標準学力調査の実施により「基礎・基本」や「活用力」の定着の状況、「学習に対する意識」等を詳細に把握するとともに、全国学力・学習状況調査の調査結果の分析も加味しながら、実効性のある学力向上プランを策定し、指導の改善・充実に生かしてまいります。

学習指導にあたっては、体験的な学習や問題解決的な学習が重要であるといわれております。子どもたちが納得して学習ができるようにするために、校外学習の計画的な実施や外部講師による授業などについて支援してまいります。

「ふるさと教育」の充実を図るために、社会科や総合的な学習の時間で活用できる、社会科郷土読本「わたしたちの標茶」の改定作業を進めてまいります。

また、全小中学校に配置されている実物投影機をはじめとするICT機器の有効な活用による授業改善をより一層進めてまいります。

(2) 個に応じたきめ細かな指導の充実

各教科等の指導にあたっては、指導時数を十分確保し、児童生徒の実態に応じ、習熟度別・少人数指導やティーム・ティーチングなどの学習形態の工夫、発展及び補充的な学習の工夫などを通して、きめ細かな指導の充実を図るとともに、各学校の長期休業中の学習サポートに対する環境整備等、学習内容が個に応じて適切に定着できるよう支援してまいります。また、指導と評価の一体化を図る観点から、指導過程や学習の成果を評価し、指導の改善に結びつけるよう、評価方法や評価内容を見直し、一人ひとりに応じた指導の充実に努めてまいります。

(3) 生活習慣の確立

確かな学力の育成には、家庭における食生活や学習習慣など、生活習慣の確立が不可欠であります。そのため、今後も学校、家庭、地域が連携し「早ね、早おき、朝ごはん」の運動を引き続き推進するとともに、生活リズムチェックシート等を活用して、家庭における学習習慣の確立に努めてまいります。また、各小中学校において、栄養教諭による食育に関わる授業の推進を支援してまいります。

(4) 今日的な教育課題への対応

自己の進路や生き方の選択に生かし、夢や希望を持って将来を設計するために取り組んでまいりましたキャリア教育や食に関する教育についてもその充実を図ってまいります。

情報社会において適正な活動を行う基になる考え方と態度を養うため、学校や家庭との連携を図りつつ、インターネットや携帯電話の利用等における情報モラルを身に付ける指導に取り組んでまいります。また、情報端末機器の使用等におけるトラブルの未然防止について啓蒙活動に取り組んでまいります。

《豊かな心の育成》

昨今、子どもの心の成長にかかわる現状について、自制心や規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下、さらには、自尊感情の乏しさなどの課題が指摘されています。子どもたちの豊かな人間性を育むために、以下の点について取り組んでまいります。

(1) 道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育では、特別活動や総合的な学習の時間などを活用した、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を一層推進し、道徳性の向上に努めてまいります。

また、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から「特別の教科 道徳」が始まります。道徳教育の要となる道徳科では、身につけたい資質等の重点化を図り、校内における推進体制を確立し、教科書等を活用した道徳の授業の充実・改善に努めてまいります。

なお、学校と家庭、地域と道徳的諸価値を共有し、連携して道徳的心情や実践意欲を育てる観点から、今年度も、道徳の時間の組織的・計画的な授業公開をはじめ、豊かな心の育成に関わるさまざまな学校での取り組みを公開するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」の継続的な実施にも努めてまい

ります。

(2) いじめや不登校への対応

いじめや不登校への対応は、未然防止、早期発見、早期対応が最も重要であるといわれております。そのことを踏まえ、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、適切な対応に努めてまいります。とりわけ、いじめ問題への対応については、これまで取り組んできた、いじめ実態調査を、引き続き実施するとともに、リーフレットの活用を通じて、家庭と成果や課題を共有し、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを充実してまいります。

また、子どもたちみずからがいじめの問題について考え、よりよい人間関係づくりを実現するため、「児童生徒によるいじめ根絶に向けた1学校1運動」の取り組みを推進するとともに、「いじめ根絶子ども会議」を開催し、各学校の取り組みを交流し合い、いじめ根絶に対する意識を高める機会といたします。さらに、その様子を紙面にて紹介し、積極的にアピールすることで、家庭や地域と連携した活動へ発展させてまいります。

不登校への対応については、幼保、小、中の連携を一層深め、小1プロブレム、中1ギャップなど環境の変化による不適応状況の予防に努めてまいります。特に、標茶中学校とその校区の3校の小学校において、北海道教育委員会による「中1ギャップ問題未然防止事業推進地域」の研究指定を活用し、スクールカウンセラーの活用や校種間の連携強化により未然防止の取り組みを進めてまいります。

(3) 読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や学力の基盤として、今後も重視してまいります。各学校においては、子どもたちが日頃から読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化、図書館職員等による読み聞かせや朝の短い時間を活用した一斉の読書タイムの設定など、豊かな心と確かな学力を支える読書活動の充実を推進してまいります。

また、今後も町立図書館との連携を図り、子どもたちに読書の楽しさを伝え、読書の習慣化につながるよう努めてまいります。

《子どもの健康な体の育成と安全》

体力は「生きる力」の極めて重要な要素であります。そこで、児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等の状況について、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果等を踏まえ、体育・健康に関する指導の改善を図るとともに、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

健康指導では、学校保健安全法が定める検診の実施はもとより、生命の尊厳や人間教育を基盤とした性教育の推進、薬物乱用防止教室の実施、疾病予防や事故防止等、健康管理に努めてまいります。

安全指導では、学校の危機管理マニュアルに基づき、関係機関と連携のうえ交通安全指導や防災訓練を計画的に実施し、校内事故や交通事故等の予防指導を進めてまいります。

特に、登下校や校外における安全確保につきましては、小学校を中心とした学校安全マッ

プの整備・充実に努めるとともに、「標茶町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携し、通学路等の安全確保に向けた取り組みを進めてまいります。

不審者対策につきましては、校内侵入時や校外での遭遇時に子どもたちが適切な退避行動をとれるよう、関係機関と連携した防犯教室の実施等により、引き続き指導を徹底してまいります。

防災教育につきましては、危機について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるよう、学校の教育活動全体を通してその体制整備に努めてまいります。

学校給食につきましては、子どもたちの食生活や食習慣と密接に関係することから、学校、家庭、地域との連携を図りながら食育推進の一翼を担ってまいります。

また、昨年に引き続き、経年劣化が著しい給食用食器の更新を行うとともに、使用食材の厳選、地場製品の活用、衛生管理及び栄養バランスのとれた献立など、安全で安心なおいしい学校給食の提供に努めてまいります。

《特別支援教育》

特別支援教育につきましては、各学校における取り組みの交流や研修を通して教師の専門性の向上を図るとともに、校内支援体制のさらなる充実に向け、町の特別支援教育連絡協議会への支援に努めてまいります。また、特別支援学校及び北海道教育大学釧路校との連携を図った校内の取り組みの充実と、校種間の連携を進めるとともに、個別の指導計画や教育支援計画の作成と活用の促進に努めてまいります。さらに、障がいのない子どもとの交流及び共同学習を一層推進し、相互理解と認識を深めるための指導の充実に努めてまいります。

また、よりきめ細かな支援を行うために、対象児童生徒の教育的ニーズに応じた支援体制や学習環境を整備するとともに、特別支援教育支援員につきましては、標茶小学校に5名、標茶中学校には1名増員し、3名配置してまいります。

《幼稚園教育》

近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、家庭との連携を深め、幼児の健やかな成長を図ってまいります。また、小学校教育との円滑な接続を重視し、小学生との交流を一層推進するとともに、幼稚園における多様な体験や幼児同士の言葉による伝え合いができるよう、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

就学前の幼児教育の確立のため、さらに保育園との連携を深めるとともに、合築施設の長所を生かした運営に努めてまいります。

《教育環境の整備》

教育環境の整備につきましては、教育効果の向上を図るためには重要な課題であります。児童生徒の立場にたち、各学校の児童生徒数の将来動向等に留意のうえ、PTA及び地域振興会等への情報提供を行い、児童生徒へのよりよい環境づくりに努めてまいります。

スクールバスの運行につきましては、児童生徒の安全を確保するため関係機関の連絡体制をより緊密にし、安全運行の指導を徹底してまいります。

学校施設等の整備につきましては、標茶中学校校舎防音工事を進めてまいります。また、維持補修および衛生管理、教材・器具等の整備につきましては、適切に対処してまいります。

学校給食共同調理場の建て替えにつきましては、引き続き関係各課と整備方針の検討を進めるとともに、関係機関並びに先進地の自治体等から、施設整備に関する情報収集に努めてまいります。

2. 社会教育の充実

本年度は、標茶町社会教育第8次中期計画の初年度になります。過去5年間の検証と評価に基づき、社会教育委員をはじめとする各種委員会等の協力を得て、生涯学習の理念を踏まえ、住民一人ひとりが充実した人生を営むために、自発的、自主的に行う学習活動の成果を活用し、自己の研鑽と社会の形成に主体的に参画しながら、「地域づくり」「人づくり」を進めていくことが、社会教育のねらいであると考えます。

また、高等教育機関の機能を積極的に活用し、推進してまいります。

《家庭教育への支援》

家庭教育につきましては、子育て支援センターをはじめとする関係機関との連携により、全ての教育の出発点である乳幼児期からの親子のふれあいや豊かな情操を身につけるための支援に努めてまいります。

《青少年教育の充実》

青少年の活動につきましては、標茶高校との連携による「しべちゃアドベンチャースクール」や「地域子ども教室」をはじめ各種体験活動の充実に努めるとともに、「少年の主張大会」や「子どもの夢を育てるまつり」などの事業を推進してまいります。あわせて、標茶町青少年健全育成推進連絡協議会の機能が充分発揮できるよう各関係機関・団体等と連携を図りながら青少年に良好な環境づくりに努めてまいります。また、成人式前夜祭の開催に向けた新成人による実行委員会を引き続き支援してまいります。

《成人教育の充実》

成人の活動につきましては、公民館等を中心として趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業から、家庭や地域を取り巻くさまざまな課題を解決するための学習支援に努めてまいります。

また、女性の活動におきましても、女性のつどいや男女平等参画フォーラム等をはじめ、まちづくりに対する女性団体の活動を支援してまいります。

《高齢者教育の充実》

高齢者の活動につきましては、趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことや、健やかで充実した生活を営むことができる環境づくりのため、各公民館で行われている「各種講座」や「たんちょう大学」等の学習機会の充実と社会参加の機会の提供に努めてまいります。

《文化の振興》

文化の振興につきましては、各種公民館講座をはじめ町内の社会教育施設を拠点として活

動する、社会教育認定団体の自主的な文化活動や地域の特色を生かした総合文化祭、文化講演会等に対する支援を継続するとともに、文化バス事業による優れた芸術等の鑑賞機会の提供に努めてまいります。また、標茶の礎を築いた郷土の歴史・文化を伝承する講座等を開催してまいります。

《文化財の保護と活用》

文化財の保護と活用につきましては、町にとって歴史上または学術上価値の高い有形・天然記念物を町指定文化財に8件指定しております。

特に、旧北海道集治監釧路分監本館につきましては、国内で唯一創建から132年が経過する今も、当初の姿を保つ集治監庁舎であり、本町を拠点とした東北北海道の開拓史を語るうえで極めて歴史的価値は高く、適切な保存と活用が重要であることから、耐震補強とともに当時の間取りに復元し、貴重な財産として後世へ引き継ぐため、集治監及び軍馬補充部時代に特化した展示資料とともに町内外へ学習資源としての活用を図ってまいります。

また、国の埋蔵文化財に登録されている包蔵地は町内全域に210カ所が確認されており、これらの適切な保存と関係機関、団体と連携した活用に努めてまいります。

《スポーツの推進》

スポーツの推進につきましては、スポーツ基本法の理念に基づき、住民のだれもが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができるようスポーツ推進委員や健康づくり運動指導員による指導・普及体制の充実に努めてまいります。あわせて、子どもから高齢者を対象にした各種スポーツ大会・教室を引き続き開催し、スポーツ人口の底辺拡大と競技力の向上に努めてまいります。

また、引き続き全国・全道規模等の大会出場に係るスポーツ振興助成金による支援に努めてまいります。

障がい者スポーツにつきましては、身体的、精神的に効果が期待できるスポーツ教室等を通じて運動の日常化に努めてまいります。

学校開放事業につきましては、学校の協力のもと引き続き実施してまいります。

《図書館の活動》

図書館の活動につきましては、人づくり、まちづくりの機能を果たすべき役割の重要性を再認識し、町内における「学習拠点」として、「資料提供」「全域サービス」「児童サービス」の3点を重点項目として、運営に努めてまいります。

図書利用の促進につきましては、全町民が利用の機会を得られるよう、移動図書館車の運行をはじめ、各地域文庫、学校文庫の充実に努め、全域サービスを図ってまいります。また、高齢や身体に障がいのある方、乳幼児を抱えて図書館利用が困難な方には、移動図書館車の個人住宅巡回や配本により図書館利用ができる体制を図ってまいります。

児童サービスにつきましては、「標茶町子どもの読書活動推進計画」に基づき、さらに充実させてまいります。また、司書による学校訪問や子育て支援センターとの連携による子育て

メソッド、それに伴うボランティアの育成、図書館まつりや人形劇等の子ども行事の開催により、読書にふれあう環境づくりに努めてまいります。

資料提供につきましては、他の公共図書館や大学・学術機関との協力体制のもと、迅速な資料提供に努めてまいります。

また、常に蔵書構成の見直しを図りつつ、各種講座、講演会、展示会開催など住民の学習意欲を助長する取り組みに努め、住民の暮らしに根ざした図書館の運営に努めてまいります。

《博物館の活動》

郷土館展示機能の移転に伴い改修整備を行った博物館につきましては、博物館機能の4つの役割であります「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」に加え、企画展や各種講座の開催に努めてまいります。また、親しみやすい施設の愛称として採用した「ニタイ・ト」（森と湖）を活用して町内外にPRを展開してまいります。

《社会教育施設の整備》

学習拠点である社会教育施設につきましては、利用者が安心して学習活動ができるよう、緊急性や利用頻度を考慮しながら標茶町公共施設総合管理計画に基づく施設の長寿命化による維持管理に努めてまいります。特に体育施設につきましては、有効活用を図るため、管理・運営等のあり方について、評価・検証に取り組んでまいります。

以上、平成30年度の教育行政方針につきまして申し述べましたが、町民の負託に応えるよう努力してまいります。

町議会並びに町民各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（館田賢治君） 以上で、施政方針を終わります。

◎議案第74号

○議長（館田賢治君） 日程第5。議案第74号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました厚生文教委員会委員長より、会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・松下君。

○厚生文教委員会委員長（松下哲也君）（登壇） 委員会審査報告書。

平成29年第4回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

記

1. 事件番号 議案第74号

2. 事件名 標茶町博物館条例の制定について

3. 審査経過 審査日、平成30年2月5日委員会を開催。出席説明員については記載のとおりであります。

4. 審査結果 原案可決すべきものであります。

以上で、委員会審査報告を終わります。

○議長（館田賢治君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。
これより、本案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
議案第74号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第74号は原案可決されました。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（館田賢治君） 日程第6。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・本多君。

○総務経済委員会委員長（本多耕平君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告書。

調査日時、平成30年2月7日、調査場所、標茶町役場議員室であります。

調査事項であります。町道等の現状と今後の課題についてであります。

出席者、説明員は記載のとおりであります。

調査の経過及び内容

調査の内容については、道路と橋梁に区分し現状と今後の課題を資料に基づき説明を受ける。管理道路は実延長町道で72万8,597メートル、農道3万627メートル、合計75万9,224メートル、改良延長は42万7,763メートル、舗装延長は38万2,606メートル、舗装率は50.4%となっている。なお、現時点では新設計画は無となっている。また、年間道路維持費については平成24年より平成28年までの5年間の平均的維持費は2億1,000万、除雪費は平成26年は3億7,000万と多いが他年度は2億円前後となっている。

次に橋梁の現状は所管する数は114橋、内訳は、1級22、2級23、その他59、農道10橋であり1980年代に最も多く59橋が建設されている。2018年現在供用年数50年以上の橋梁は4橋と

なっている。

今後の維持保全については安心、安全な道路、交通網を確保することを前提とした目標とし老朽化が進む道路、橋梁を限られた予算で快適に使える道路の機能を一定基準に保っていくためにはこれまで以上に効果的、効率的に維持管理を行う。従来の対処療法的な「事後保全型」から「予防保全型」を基本とする維持管理へ転換するため長寿命化修繕計画をすみやかに策定する。29年3月に策定された標茶町公共施設等総合管理計画では今後40年間の道路更新費は591億円、橋梁では63億円となっている。従って管理計画をしっかりとることが各セクションに求められている報告を受ける。

次に委員会の所見であります。

広大な面積を持つ本町で市街地、その他を問わず安心、安全で快適に生活、営農のできる環境作りに町道の果たす役割は非常に大きく、行政として維持管理は立ち止まることのできないものであります。舗装率50%を超え、橋梁のすべてが耐用年数に近づき今後更新費用は650億円強となっている。さらに住民からは日々安全な道路管理を要望されている。道路法の改正により5年に1度の強度調査が義務付けされたことを踏まえ予防保全型を基本とする維持管理へ転換することをベストとし総合管理計画を軸とした中長期計画を具体的に作成すべきと考える。さらに今回、村山農林課長、多津美農業企画係長に出席を求め、私道そして牛舎等に併用して使用している道路について補修支援策についても協議をいたしました。営農の支援策としてどのような選択肢があるか内部協議、検討されることを強く望み委員会の所見とします。

以上であります。

○議長（館田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時14分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。
本日の会議は、これにて延会をいたします。

(午後 1時15分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘 田 賢 治

署名議員 10 番 平 川 昌 昭

署名議員 11 番 本 多 耕 平

署名議員 12 番 菊 地 誠 道

平成30年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成30年 3月12日（月曜日） 午前10時03分開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第11号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第 3 議案第12号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第13号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第14号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第15号 標茶町指定居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第16号 標茶町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第17号 標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第18号 標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第21号 標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○出席議員（13名）

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君
(遅参午前10時28分、早退午後3時20分) | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	森 山 豊 君
総 務 課 長	牛 崎 康 人 君
企 画 財 政 課 長	高 橋 則 義 君
税 務 課 長	武 山 正 浩 君
管 理 課 長	相 原 一 久 君
農 林 課 長	村 山 裕 次 君
農 林 課 参 事	柴 洋 志 君
住 民 課 長	松 本 修 君
保 健 福 祉 課 長	伊 藤 順 司 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
事 業 推 進 室 長	常 陸 勝 敏 君
水 道 課 長	細 川 充 洋 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
や すら ぎ 園 長	中 村 義 人 君
農 委 事 務 局 長	相 撲 浩 信 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 育 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	蠣 崎 浩 一 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	小 野 寺 一 信 君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時03分開議)

◎一般質問

- 議長（館田賢治君） 日程第1。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番・松下君。

- 6番（松下哲也君）（発言席） まず冒頭、今回の大雨による災害で被災された方々に対しては、心よりお見舞い申し上げたいと思います。

また、避難だとか災害の状況確認にご尽力いただきました町職員の方々に対しては、改めて敬意を表したいなど、そういうふうに思います。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

J Aと連携し農畜産物加工センターの新築をという件名で質問させていただきます。

農畜産物加工センターの件につきましては、平成28年6月の定例会において渡邊議員からも一般質問されております。そのときの答弁は「J Aが新築か改築の検討方針を示している。経済団体の出した結論に応じ必要な支援策を講ずべきと考えていく」となっております。

再度、私からも質問したいと思います。

平成元年にJ Aが建設した農畜産物加工センターは、多くの町民に利用され、食生活の改善、地域コミュニティの形成に大きな役割を果たしたものと私は高く評価したいと思っております。過去3カ年の利用状況を見ても、年間1,700人から1,800人、件数は200件から260件程度と町内全域にわたっての利用となっております。

しかし、築30年近く経過し、明らかに老朽化が目立ち、内部の機械、器具も故障、修理の件数が増加し、利用者に対して支障を来しているのが現状であります。現実に現在も缶詰を製造する機械が故障して、いわゆる缶詰、牛缶、また、ミート缶の製造に対しては、現在はそれが利用できない状況になっているということでもあります。極めて私は、この加工センターというものは公共性が高い施設であるというふうに思っております。

そういう公共性の高い位置づけでできる施設として、改めて新築に向けて町として積極的な私は対応をすべきものではないのかなと、そういうふうに考えております。町長の所見をお伺いしたいと思います。

また、今まで経済団体、いわゆる町の農協と協議を重ねてきている、また、合同で視察に

も行っているということを聞いております。経済団体との話し合いも行われておりますが、どのようなビジョンを共有しているか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 6番、松下議員のJAと連携し農畜産物加工センターの新築をとお尋ねについてお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、この施設は平成元年に国の農業構造改善事業を活用しJAが整備したもので、加工・販売以外の利用状況は、町内各地域会や各種団体等が手軽に畜産加工品を製造できることもあり、100%の稼働となっており、そこで製造された缶詰等が好評を博していると同っております。

1点目の新築に向け町として積極的な対応をすべきと考えるが所見はとお尋ねですが、この施設が地元経産牛の付加価値を高め、それを消費者に還元し、さらに町内で唯一地域住民による畜産物の加工体験を楽しめる貴重な施設であるとの認識でおりますが、以前にも申し上げたとおり、JAが利用者からの要望や要請に基づいて施設を新築あるいは改築するとの決断に至った場合においては、必要に応じて支援策を講じてまいりたいとの考えに変わりはありませんし、具体的な支援策等については、事業計画等が明らかになった段階において、JAと協議し、検討をしてまいります。

2点目の経済団体とどのようなビジョンを共有しているのかとお尋ねですが、構想として、道の駅的な要素や標茶高校のノウハウを生かした乳畜産物の販売等などの地場特産品の生産、展示、販売とあわせて加工体験もできる施設としたいと同っております。今後につきましては、JAの主体的な取り組みが重要と考えておりますが、JAとの情報の共有を図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） 松下君。

○6番（松下哲也君） 確かに、加工センターに関してはどのようなビジョンを共有しているのかということでは、ただいま町長が答弁されたことはJAあたりと同じことをおっしゃられております。JAのいろんな地区懇等での回答でも、乳製品加工を基本として、子供たちへの食の教育、住民が集まれる体験型の加工センターとしてビジョンを行政、農協、商工会と共有していますというようなことは、農協の地区懇等で農協としては答弁されております。そこに道の駅の機能を持たせ、集客、販売できないかということは今検討しているというような状況だということは、私も聞いております。

このことにつきましては、28年の渡邊議員のときと、それ以降はまだ進展はしていないのかなというような気はしておりますけれども、ビジョンは共有していて、あくまでも経済界の動きいかによっては、支援策をこれから検討していきたい。どうしても、どちらが主導権を握るのかというようなふうを受けとめてしまうわけなのですけれども、町としてのビジョンというのはどのように考えているのかというようなこともちょっと示していただきたいなということと、今、道の駅というようなことも出ました。この道の駅ということは、一昨

年ですか、表彰を受けました標茶中学校の壁新聞の中にも出ておりました。中学生の目線から見ても、標茶町の起爆剤として道の駅というものが必要ではないのかというような、壁新聞の記事としても載っておりました。

道の駅ということになりますと、私はこれまた非常にハードルが高いものかなというようなふうには思っておりますけれども、いわゆる6次産業化、生産して、加工して、販売してということにつながりますから、一つの6次産業化みたいなところにもなってしまいますから、そこら辺では非常にハードルは高いなというような気もしておりますし、管内ほかの町村を見ましても、いわゆる道の駅となりますと、どうしても第三セクターでの営業ということになって、それぞれにやっぱり3,000万円だ、2,000万円だの管理委託料を払わなければならないというようなことになりますから、そこら辺まだ、私は一気に持っていくということは、今の段階ではちょっと無理なのかなというような気はしますけれども、でも、やはり若い世代もそういう道の駅的な構想を望んでいるし、経済界もそのところまで含めての構想を描いているということでは、これから十分な協議を重ねていかなければならないのかなとは思っておりますけれども、ただ、そこまで持っていくって、いつまでも計画が進まないといひますか、まずは今ある加工センター、それが今一番私としては大事な部分であって、やっぱりそういうのが、これからも全町的な利用者の方に対して不便のないようなものにしていくと。そういうことでは、段階的なことを追って進めていくことが大事ではないのかなと思っております。

そういうことでは、とりあえず加工センターをまず第一に更新をしていくというようなことについては、話は進めていけないのかということをもまずお聞き、ビジョンを大きく持ってしまうと、またちょっと大変なことになって、なかなか進まないということですから、まずそちらのほうから追っていくということは考えられないのか、お聞きしたいなと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

J Aさんが今この加工センターをどういう形でしたいのか、今までのような形で単に更新をしたいのか、せつかくつくる以上、先ほどもちょっといろいろなご意見もありましたけれども、例えばほかで生産をされたものも含めて道の駅的な発想もしていくのか等々について、あくまでこれはJ Aさんが最初にどうするかということを決定されて、その中でそれぞれ町、それから商工会、消費者団体を含めてですけれども、どういった任務につくのかというお話になるのではないのかなと思っております、そこら辺の経緯を注視しているという段階であります。相談をしていただければ、幾らでも私どもとしては乗りたいというぐあいに考えておりますので、ただ、町としてのビジョンといたしましても、これはやはり町が主導して、町が主導してというか、そういったお話になるのか、実際にその生産者、それから生産者の団体であります経済団体、どちらが、やっぱり自分のつくったものをどうやって消費者に提供していくのかということが一番大事ではないのかなと私は思っておりますので、そこら辺

が議員もご案内のように、牛乳からチーズ、乳製品、スイーツ等々乳製品のいろんな商品化も進んでおりますし、また、肉もいろいろな商品化も進んでおりまして、そういった意味では生産者の意識がかなり変わってきているというぐあいに私は認識をしております、そういったことを経済団体としての農協さんがどのように考えて、どういった販売戦略を持っていくのか、それがやはり一番大事なのではないのかなというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 松下君。

○6番（松下哲也君） どうもなかなか腑に落ちないのですけれども、昨年あたりから多分経済界と農協と色々な協議はしてきているものと私は思っております。確認いたしましたら、先進地といいますか、北海道内近隣町村のそういう加工センター的なところを町からも一緒に視察もしてきているという話も聞いております。その後の協議もしているという話は聞いておりますけれども、そういう中でも、なかなか進まないなというふうには思っておりますし、JAにも確認いたしましたけれども、お互いに言っていることがどうもかみ合わないようなところが何か感じるのです。食育に関して含んでくるとなかなか難しいとか、当然、標茶高校も含めると、すごく描けばすごく明るい展望が開けるのかなというふうには思っておりますけれども、何かどうもそこら辺がうまくかみ合っていないなというような気はするのですけれども、そこら辺を何とか私はうまく一緒になって進めていくという、そういう姿勢だけはぜひともつくり上げていっていただきたいなということを私は強く要望いたしまして、質問を終わりたいなと思います。町長、一言。

○議長（館田賢治君） 町長から何か一言もらうのか。

○6番（松下哲也君） はい。一言いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私、これまでもいろんな場面で申し上げてはいますが、生産者みずからがどういった販売をしていくのか、そこまでやっぱり、いわゆる消費者の食卓まで生産者が今はもう考える時代だというぐあいにずっとこの間申し上げてきました。そのことが、やっぱり一番大事なことでありまして、それを集約しているのが、私は経済団体、標茶の場合はJAさんだというぐあいに考えております。だから、JAさんがどのような販売戦略を持つのかということです。

確かに、いろんな夢がある。行政がというお話をされますけれども、生産をされている方がどう考えるかということがなければ、これ行政としてどうしろあしろという話にならないということ。特に、やっぱりこういった状況になってきますと、世の中に物があふれ、消費者が何を選択するかということが非常に問われるような時代になったときに、生産者の思いというものがどこまで伝わるのか、そういった商品をどうやってつくり上げていくのか、それが一番問われているのではないのかなと私は常々考えておりまして、そのことはJAさんに対しては申し上げておりますし、私どもができること、例えばいろんな制度、交付金の

活用であるとか、いろいろな情報の提供等々については今までも努力をしてきましたし、これからも努力してまいりたいというぐあいに考えておりますけれども、あくまで最終的には、これはJAさんが判断されることではないのかなというぐあいに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

(「質問を終わります」の声あり)

○議長(館田賢治君) 以上で6番、松下君の一般質問を終了いたします。

9番・鈴木君。

○9番(鈴木裕美君)(発言席) 質問に入る前に、金曜日の災害によって、職員の皆さんが不眠不休で災害復旧に当たられましたことに、心から敬意を表したいというふうに思いますし、私も、福祉センターのほうに避難をいたしました。そこでも、保健師がぐあいの悪い方はおりませんかというふうに訪ねてこられまして、そして、住民の安全・安心のためにご活躍をいただいたことにも、心からまずは敬意を表したいというふうに思います。本当にありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

子育て支援対策としての産前産後包括支援事業について伺います。

子育て支援対策の一つとして、産前産後包括支援事業を今年度取り組むと公表されました。初めての妊娠、出産に対する不安から、日常、感情の変化が起こることがあります。いわゆるマタニティーブルーと言われる症状のことで、近年増加しているとも聞いております。出産や子育てに対して不安を感じる、夫や周囲の人にいらいらしがちになる、涙もろくなり特に理由もないのに泣いてしまう、閉じこもりがちになる、何しても興味が持てなくなる、自分自身を責めてしまうなどなど、人によって症状はさまざま、今述べた以外の症状が出ることもあるとも言われております。妊娠中は赤ちゃんを育てることに対して不安を感じる事が多く、出産後は思っていたような育児ができない、赤ちゃんが泣き出し、とまらないなどの精神的ストレスを感じる事が多く、そして、その症状が長引き、産後鬱の可能性があるので、少しでもおかしいと感じたら、助産師や保健師、かかりつけ医に相談するようにと言われております。

そこで、まず伺いますが、今年度取り組む事業内容を具体的に示していただきたい。

また、事務報告書によりますと、保健師による妊産婦への訪問相談が過去5年平均70件前後となっておりますが、相談内容はどのような内容になっていましたか伺います。

この支援事業実施に当たっては、助産師や保健師など、専門医が必要です。保健推進では年々新規事業がふえています、現在の職員体制でこの事業を取り組むことができるのでしょうか、私は心配です。

マタニティーブルー、特に産後鬱は素早い対処が必要です。心療内科や精神科は本町にはなく、近くて釧路市までの受診となります。しかも、心療内科や精神科は非常に混んでいて、すぐに受診することができない状況にもなっております。十分な対処ができるようにするた

めにも、そしてこの事業に本腰を入れて取り組むためにも、助産師、保健師の増員が必要と考えますが、いかがでしょうか伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番、鈴木議員の子育て支援対策産前産後包括支援事業についてのお尋ねにお答えをいたします。

平成30年度、新たに取り組む産前産後包括支援事業につきましては、国の母子保健医療対策総合支援事業実施要綱にうたわれている事業のうち、妊娠・出産包括支援事業の中の産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を、国庫補助を活用し実施するものであり、どちらも専門事業者に委託することを予定しております。

産前・産後サポート業務は、電話等による妊娠、出産、子育てに関する悩みを傾聴し、その相談内容の軽減を図ることを目的に実施をする相談事業であり、産後ケア事業は、対象となる方がデイサービス型または宿泊型の産後ケアを利用した場合に、助成をする事業となっております。

2点目の保健師による妊産婦訪問相談の内容はどのお尋ねにつきましては、妊婦からの相談につきましては、主に出産の準備に関する事、産後の生活に関する事、妊娠中の健康管理や食事に関する事などとなっております。産婦からの相談につきましては、母乳やミルクの適正量、体重増加が順調かどうか、乳幼児健診や予防接種などに関する内容となっております。家庭訪問や電話、各種事業における面接などを通じて、相談者の相談内容の状況把握に努めております。

3点目の専門職の増員が必要と考えるのがいかかとのお尋ねにつきましては、議員ご指摘の産後鬱病は産後の母親の10人に1人がかかるとされており、日常生活や育児に支障を来すことも多いとされ、国では産後鬱の予防、早期発見をするための健診や支援体制を強化しており、今回の事業につきましても、その強化に基づくものとなっております。

そういった流れの中にあっては、議員ご指摘のとおり、本事業に保健師や助産師といった専門職が必要であるとの認識ではおりますが、現在の人員体制を考慮した中で、専門事業者に委託をし、きめ細やかな支援を図っていくという選択をしたところでございます。

なお、今後取り組まなければならない事業や現在の職員体制を総合的に判断し、妊産婦に対する支援事業のみならず、各種事業を展開できる体制を構築していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） まず1つは、町長のご答弁の中で、国の事業、国庫補助金を活用してのということでもありますから、私もそれは承知をしておりましたが、仮に、この国の事業でなければやらなかったのかな、それではというふうに、正直言って今ご答弁を聞いていて感じました。

私は、せっかく取り組む事業でありますから、前段申し上げたとおりに、やっぱり本町として本腰を入れるべきではないかというふうに思っておりますし、それぞれ事業内容も示していただきましたが、産後のケアについて対象になるかどうか国庫の補助ではわからないという理解でいいのですか。だとすれば、私は、この支援事業というのは不十分な事業になるのではないかなというふうに思うのですが、まずはそこを伺っておきたいというふうに思いますし、それと職員体制の問題。

現在、保健師さん等々が健康推進にもいらっしゃいますけれども、この産前産後ケアに当たっての助産師さんというのとはとても必要になってくるのです。現在の保健師の中で、あるいは資格者、助産師の有資格者がいらっしゃるのでしょうか、伺っておきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 3点のご質問だと思いますけれども、あとの2点については担当課長のほうからお答えをしたいと思いますけれども、国の事業がなければ取り組まなかったかということでご指摘ありましたけれども、私ども今まで子育て支援全般に対して、町として支援をしてきたという認識でおりまして、今回たまたま国のほうでこういった事業が始められるということで、それも利用したいということでございまして、今までそういった方に関して私どもが取り組んでいなかった、それは十分であったかどうかというのはいろいろお考えがあるかわかりませんが、私どもとしては、いろいろな相談体制を含めて、町として取り組めるところは取り組んできたという認識でおりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、産後ケアは助成の対象になるか等々については、ちょっと担当のほうからお話を。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

ただいまの議員ご指摘の部分でございますけれども、対象者の件でございますが、国の基本的な考え方としましては、例えば産前・産後サポート事業につきましては、多胎、若年妊婦、特定妊婦、障害児または病児を抱える妊産婦等々、社会的な支援が必要である者ということで規定になっております。また、産後ケア事業につきましても同様な内容で、やっぱり何らかの支援が必要な世帯というふうになっておりますが、基本的なスタンスとしては、そういった方をメインとして町としてその家庭がそれに類似した家庭であるかどうかの判断をした中で、広く受け入れていきたいというふうに考えております。

また、3点目の、現在、保健師の中に助産師の資格を持っているかということですが、現在の保健師の中に助産師資格を持っている者はおりません。ただ、基本的には看護師資格を取得した後に保健師あるいは助産師の資格を選択するというようになっておりますけれども、現在、本町では保健師のみの職員となっております。

以上でございます。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 町長のご答弁、私は決して今までの子育て支援を否定してきたわけではございません。ただ、今回の事業に取り組むに当たって、国の補助事業であることも承知しておりましたけれども、それに伴って、うちの町としてのケア事業をしっかりとしたいという意味を込めましてご質問を申し上げたわけで、今までの取り組んできたというのは十分承知をしておりますし、うちの保健師の資格者というのは、今のところは充足されているのだろうなというふうには思いますけれども、年々新しい事業が健康推進の中で、去年は歯周病対策をやりましたよね。そういうふうに保健事業が年々増加もしておりますから、さらにこの事業に取り組むのに当たって、先ほど民間事業者へ委託をするということも多分あそこだというふうに分かっているのですけれども、即、相談にのれるかという、業者さんが忙しいですから、そういう体制が本当にすぐに組めるのかというふうには私は正直言って心配をしているのです。

ですから、むしろ保健師さんなり、助産師さんの有資格者が本町にいれば、まずは民間事業者さんの相談に乗る前に、前段でも本町の健康推進へ行っていたら、少しでも妊婦さんあるいは産後のお母さん方の心のケアになるのではないかなというふうに思うものですから、ただ、残念なのが、このサポートケアが社会的支援が必要な方と言われましたよね。では、その社会的支援というのがどこまでを判断するのか、例えば経済的にそれほど困らないと言ったら失礼ですけれども、語弊があるかもしれませんが、それなりの経済的な生活者であり、あるいはご主人もお父様も一緒にいるとか、そういう方は社会的支援からの対象に、それではないといういことと考えていいのでしょうか。あるいは、おじいちゃん、おばあちゃんのご近所あるいは本町内にいるから、そういう方々がサポートできるから社会的な支援が必要ないというふうに言われるのでしょうか。社会的支援という範疇というのは、範疇と言ったらおかしい、どういうことなのでしょうね。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 大きく2点のご質問かと思っておりますけれども、議員のお考えはお考えとして、私どもとしては、こういう子育て支援を充実させていくために、今、議員のお考えでは現在ある保健師を増員しろとか、そういう体制のほうがというお話でありましたけれども、私どもとしては、逆に言いますと、そうではなくて、民間の事業者さんで対応できる場所があるということで、そちらにお願いしたほうがより効果的であるという判断をしたので、今回、専門事業者へ委託するというように進めさせていただいております。

社会的な支援ということに対しては、これは国で行う事業ですので、ある程度の基準というのは多分あるかと思っておりますけれども、議員がおっしゃったような詳細については担当のほうからお答えをしたいと思いますので。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） 私のほうから、2点ほどお答えしたいと思います。

まず、産前・産後サポート事業につきましては、基本的には早期な相談が必要であるというのには私どもも認識しております、この事業につきましては、この予定されている民間事業者さんにつきましては、24時間体制で電話相談あるいはメール等のやりとりの中で相談を受け付けるというふうなことで協議を進めておりますので、ただ、やはり町民が、保健師としても役場職員ということでもありますので、なかなかそのところで相談しづらい部分があるのかなと思いますので、そういった面では、第三者に24時間体制で相談できるというのは一つのあり方かなというふうに思っております。

それから、先ほど社会的支援が必要な方というふうに言いましたけれども、これが目に見えてそうかと言われるとそうではなくて、例えば家族の協力があったり、きちっとした世帯であるにもかかわらず、やっぱり妊産婦、精神的に追い詰められる場合もございますので、マタニティーブルーの関係は4割の方はかかるというふうに言われております。基本的には数週間で改善に向かうということなのですけれども、これが向かわないという方であれば、そういった方で何らかの精神的不安があれば、そこはきちんと行政として対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 課長の答弁での本町の職員だから相談しづらい、私はそうは決して思っておりません。職員だからこそ身近に感じていて相談しやすいのではないかなというふうに思いますが、24時間体制で電話やメールということですから、その辺は徹底的な周知をお願いしたいなというふうに思います。

しかし、本当に、例えばせっかくやる事業ですから、やっぱり有資格者というのは必要になってくるだろうというふうに思うのです。町長が先ほど体制はそのうちというふうにしたしか述べられたというふうに思いますが、せっかくでありますから、うちの健康推進には保健師さんも、あるいは助産師さんもきちっとそろっているという、そういう支援事業になっていただきたいなというふうに思うのですが、助産師等も含めた有資格者の増員といえますか、それと1つ聞き忘れました。今現在の保健師さんの最低年齢といえますか、一番若い方の年齢というのは何歳なのでしょうかね。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） 現在、一番若い保健師は、健康推進係にいる40歳ということになっております。

○議長（館田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 40歳。担当、現場ともいろいろ保健師さんたちともお話しするのですが、技術専門職ですから、学校を卒業し、資格を取ってすぐ現場に入っても、なかなか経験不足があって、使えないという言葉は語弊ですが、やっぱり先輩職員が指導していかなければならないという時間がかかるのだということで、現在の若い方々を補充しておいたほうが段階的に育っていくというふうにも声を聞いておりますが、その辺も含めながら、町長、や

っぱり真剣にこの事業に取り組んでいただけますから、専門職の増員というのを、助産師の資格も持った増員というのをもう一度考えられませんか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思いますけれども、私ずっと本当に真剣に考えてお答えをしているつもりなのですけれども、そう受け取っていただけないのは非常に残念であります。

ただ、議員が増員、増員とおっしゃいますけれども、今までやはりこういった地方自治の担う人材というのは、ご案内のような中で非常にどんどん、非常にといたしますか、厳しい状況の中で人員を削減してきたと。私、これまでも何回も申し上げたと思いますけれども、町民の皆さんが安心して暮らしていけるためには、今まで民間で担ったものの中でも、地方においては、やはりこれは行政が担わなければならない部分というのがどんどんふえてきているのではないのかな、そういった観点から言いますと、今までのように、まず定数ありきではなくて、やはりどれだけ住民の皆さんがサービス提供を求められるのか等々をある程度勘案しながら、職員定数については考えていかなければいけないというぐあいに、私は何回か申し上げていると思います。

特に、子育てであるとか、高齢者対策、介護等々の問題等々を踏まえますと、都会ではこれ民間が対応できるけれども、地方ではできないわけです。病院等も含めて専門職の確保というのが非常に厳しくなっているのは、これは実態でありまして、保健師に関しても、早いうちから何とか確保しなければいけないという、大学を卒業しなければいけないということ踏まえて、国のほうはどんどんどんどん資格を厳しくしていきますけれども、では地方で本当にそういう人材が確保できるかという、これはまた別の話でありまして、だから、私どもとしたら、やはり早目に準備をしなければいけないということもある。それは将来的な課題として十分必要なことだと私は考えておりますけれども、現時点で効率的なサービスをどうやって提供していくのかということ考えたときに、今年度については専門事業者さんをお願いしたほうが、この事業に関しては効果的であるという判断をしたので、そういった提案をさせていただいているということをぜひご理解をいただきたいと思います。

ただ、行政が職員を確保するという事は、これは、ずっと単純な話をしますと、面倒を見なければいけないということになるわけですよ、はっきり申し上げますと。そこら辺の判断をどういう形にしていくのかも含めて、職員を雇用する場合というものは、これはやっぱり判断をしていかなければならない、そこもぜひご理解をいただきたいと思います。

したがいまして、私は、保健師の皆さん方のご意見も伺いながら、助産師という資格が本当に必要なものかどうか等々も踏まえて、本町において子育て支援がどういう形でやっているのか等々については、やっぱり現場の意見も踏まえながら、ただ、有資格者の確保については急がなければいけないということについては同じ認識でおりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 急がなければならないというご答弁をいただきまして、さらには今年度については民間委託だというふうに聞きましたけれども、民間委託にするにしても本町に私は助産師の有資格者は必要だというふうに考えておりますので、ぜひ原課とも町長、ご相談いただいて、ご検討していただければというふうに思います。

終わります。

○議長（舘田賢治君） 以上で9番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君）（発言席） 私は、一般質問を3つ用意いたしました。その中の一つに防災対策の質問を入れましたけれども、本当にこの質問をする準備をしながら、現実はその災害を目の当たりにいたしまして、水かさの増す速さ、そのすごさというものを本当に痛切に目の当たりにいたしまして、それに対応された職員の皆さん、関係者の皆さんに敬意を表したいというぐあいに思います。

それでは最初に、農家の減少に歯どめをかけるためにも新規就農、親元就農のさらなる支援をについて質問いたします。

平成29年度は、新規就農者対策を重点課題と位置づけ取り組んできたと思います。その成果を伺います。

また、畜産、酪農等特別対策事業で本町が平成27年度に整備した施設については、平成29年度に事業報告を提出することになっていますが、どのような報告になったのか伺います。

酪農の規模拡大が進み、それに伴い、生乳の生産量は増産に向かっていているように思います。反面、生産農家の減少は続いています。主な原因は、後継者不足と規模拡大の流れに対する不安があると考えます。この点について町長の所見を伺います。

これ以上、農家戸数を減少させないためにも、新規就農のさらなる取り組みを進めるべきと考えます。その方法として、農場の継承型の取り組みを地域と情報交換を密にしながら進めるべきと考えますが、伺います。

あわせて、親元就農に対しても所得保障につながる生活費等の支援を具体的に講ずるべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の農家の減少に歯どめをかけるためにも、新規就農、親元就農のさらなる支援をというお尋ねについてお答えをいたします。

1点目の平成29年度は、新規就農者対策を重点課題として取り組んできたが、その成果はとのお尋ねですが、平成27年度よりしべちや農楽校を開設し、担い手育成協議会を中心に新規就農者対策に取り組んでまいりました。平成29年度の成果としましては、2組の研修生が経営を継承する形でもって虹別地域で就農を開始しておりますし、今現在、農楽校には5組の研修生夫婦と2名の独身女性が研修を続けております。

次に、事業報告はどのような報告となったのかとお尋ねですが、平成27年度の畜産競争力強化対策整備事業、いわゆるクラスター事業では、事業実施の翌年度から5年後の目標数値を設定し、その成果を評価することとなっています。議員お尋ねのこの事業より施設整備した法人においては、5年後の乳牛の目標頭数及び生乳の販売額の目標額を掲げておりますが、まだ中間年の報告であり、計画目標の平成32年に向け鋭意努力しているとの内容となっています。

2点目の生産農家の減少は、後継者不足と規模拡大の流れに対する不安が原因と考えるかどうかとお尋ねですが、ここ1年の搾乳中止の農家の状況を見ますと、13戸が搾乳を中止しており、その理由としては、高齢化及び後継者問題が8戸で、残りの5戸は経営転換となっています。過去に実施したアンケート調査でも、60歳以上の経営者で後継者がいないとの回答が半数以上となっていたことを見ても、議員ご指摘の後継者不足が生産農家のつながっているものと推察するところですが、規模拡大傾向が原因、要因かといいますと、必ずしもそうではないのではないかと思います。ここ数年の搾乳する全戸数における搾乳牛100頭未満の家族経営であろうと思われる戸数の割合は、約80%以上を占めております。私は、以前から多様なスタイルの経営体が存在する農村社会が望ましいものだと申し上げています。小規模な家族経営からメガファームまで、放牧から舎飼いまで、それぞれの条件に応じて経営者が最良と思うものを選択し、経営を発展させてきました。そういう意味では、ゆとり経営や6次産業化を目指そうとする経営者もいると認識をしており、必ずしも皆さんが拡大傾向にあるかという、そうではないと判断をいたしますので、ご理解を願います。

3点目の継承型の取り組みを、地域と情報交換を密にしながら進めるべきとのご意見ですが、平成22年度より経営継承事業をスタートさせ、昨年、しべちゃ農楽校の卒業生2組が、虹別地区において初めて経営継承事業での新規就農につなげることができました。この事業は、譲り渡してもよいという農家があって成立する事業でありますので、制度のPRはもとより、担い手育成協議会を軸に、JAや関係機関とともに地域との情報交換を行い、情報の共有を図ってまいります。

次に、親元就農に対して、所得保障につながる生活費等の支援策を講ずるべきとお尋ねですが、親元就農には施設や乳牛等の資産をそのまま継承できるという側面と、一方では、負債も合わせて引き継ぐことで、厳しい経営環境に置かれるという側面も持ち合わせていることも認識をしていますし、後継者対策は酪農だけの問題でなく、他産業も含め、総合的に取り組むのであり、以前も申し上げたとおり、他産業との兼ね合いを考慮したとき、親元就農者への一律の補助は、町としては現在のところ困難であると考えておりますが、今後の情勢変化等があれば、JAさんと協議をしながら検討してまいりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 最初の重点課題に取り組んできたことの成果についてですけれども、この5組と女性2名の研修牧場での状況、数字的な報告がありましたけれども、施設としては、この人数というのは、もういっぱいいっぱいの人数なのでしょうか。

○議長（舘田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

今、施設のキャパはどうかというようなご質問だったと思うのですが、現在、農楽校で用意しております夫婦用の施設については3戸ございまして、3戸がまず今、先ほど5組と言いましたので、埋まっている状態と。残りの2戸はどうしたのかといいますと、今現在、前にもご説明したG r a z i n g T A C S（グレージング・タックス）というのがございまして、そこに1組と、あと、今あいている教員住宅がありますので、そちらのほうに1組の夫婦を入れさせていただいているという状況です。

○議長（舘田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） それでは、2つ目の平成20年度に整備した施設についての質問なのですけれども、この報告事業のどのような報告がされたのか、もしわかればご説明を願いたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 具体的な数字ということでしょうか。

（「もしそういう数字があれば」の声あり）

（何事か言う声あり）

○農林課長（村山裕次君） いや、わかりました。

○議長（舘田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） それでは、私のほうに届いている資料に基づいてご報告させていただきますが、この法人につきましては、平成32年度に増頭を目標としております。先ほど言いましたが、増頭の目標につきましては、32年に468頭まで増産するという目標を立てております。

さらに、生乳販売額の増加目標につきましては、1億3,651万7,000円の販売額の目標を立てております。今現在、29年度の数字といたしましては、増頭が324頭の報告となっております。失礼しました。先ほどの生乳販売額の目標額が3億4,680万円です。先ほど言った1億円というのが、今現在の到達している販売額になっております。大変申しわけございませんでした。

○議長（舘田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） こういう大変数字的にも驚くばかりの数字なのですけれども、この施設に農水省の方も見学といいますか、実態を調べに来られていると聞いております。そういう中でこの目標に向かって、いろいろ生産者の方の意見等もあると思うのですけれども、そういうものが反映されるような内容の報告書ではないですね。

(何事か言う声あり)

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

これ、事業を行って実績を中間で報告しているわけですから、農水の意向に沿ってとかそういうことではない、実績はこうだということであります。ただ、当然、計画を策定時の状況と、いわゆるここ二、三年の状況というのは、明らかに酪農の情勢とは違いますので、そこら辺を含めて、計画は計画として生産者としてどういう形になるのか、特に議員もごらんになったと思いますけれども、いわゆる個体価格がこのように上昇するとは、どなたもこれは想定をしていなかったわけで、だから、そこら辺の手当てが計画とおりにっていないということも、非常に大きい原因だというぐあいに私どもは判断をしておりますので、そこら辺は実態を踏まえながら、これから国のほうに報告をし、道等の指導も受けていくことになるかと思っておりますけれども、そういうことですので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） それでは次に、農家を減少させないための方法ということで、虹別に2組、農場を継承する形で入所されたという実績を報告されたわけなのですけれども、この農場継承型の取り組みに関しまして、僕のところに、この質問する内容が皆さんのところにお配りされたということでもありまして、提言といいますか、アドバイスをさせていただいた意見があるのですけれども、継承型の取り組みの中で、そこを離れなければならない経営を譲る人たちに対する、もう少しその人たちの立場に立った、その人たちの思いをしっかりと受けとめるような形をとるべきではないかという意見が寄せられました。

そういう中で、継承するに当たって、その家を出て自分たちがどこかに住まわなければならないというときに、どうしたらいいか思いつかないというような、そういう意味での譲る側と受ける側の関係に対する、譲る側の人の思いも配慮した継承型を進めるべきではないかということなのですけれども、その辺は考慮されていますか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えしたいと思います。

どこら辺まで、それが対応をお望みなのかというのはちょっとわかりませんが、私どもは十分そこら辺の思いが非常に大事だということを認識した上で、JAさん、関係機関とともに、この事業を進めてきております。具体的に例えば譲りたいという側から、こういった支援がということがもしあれば、また、道のほうでそういったことを聞いていてそれが実現していないというようなことがもしあるのであれば、それは担当のほうから報告させたいと思っております。

ただ、いずれにしても、この事業を進めていくために、何が隘路となっているのか等々については、ただ、これはやっぱり住民の皆さんのご理解をいただきながら、進めなければいけないということもありますので、これはやっぱり国であろうと町村であろうと同じだと思

いますので、そこら辺の、何でもかんでもこの事業を進めるために、どんどん支援をすればいいという話ではないということも、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、町長が答弁されたことは理解できます。

それで、牧場の継承に現場で立ち会う農協の職員の方のお話なんかも伺いますと、やはり確かに譲らなければならない人たちの立場にもう少し踏み込んで、気持ちをしっかり聞いて、次に住まう場所等までやっぱり考えてやるということが、大事だと言うぐあいに言っておられましたので、ぜひ、そういう立場での対策をお願いしたいというぐあいに思います。

あと、最後ですけれども、親元就農に対しての町長の答弁ですけれども、確かに言われるとおり、本当に酪農だけではなくて標茶にあるいろいろな産業の後継者、親元へ戻ってそれを継承する人たちに対する対策も、本当にやらなければいけないというぐあいに思うわけがあります。確かに私自身、親の後を継いで就農したわけですが、そういう意味では、ガソリン代の果て、小遣い、たばこ銭、そういうものまで本当に十分に当たらなかったといえますか、そういう経験もありますので、現実的にはまだそういう問題もあるのではないかと、いうぐあいに思いますし、こういう部分でのきめ細かい対策をすることによって、それでは標茶はそこまで対策を講じて考えてくれるなら、うちに帰ってやってみようかと、そういう思いにつながるような政策を望みたいというぐあいに思います。

（何事か言う声あり）

○8番（渡邊定之君） ええ。お答えいただければ。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思いますけれども、最初にお答えしましたように、親の財産を引き継ぐという世の中の基本的なそれに対する考え方というのがあろうかと思えます。それは農家であろうと他の商業であらうと同じだろうと思っておりまして、それについてはいろいろな税制とか、いろいろな面で、ほかの例えば勤労サラリーマンとは違う対応が国で出されているわけでありまして。

ただ一つ、これが将来的に考えなければいけないというのは、私、前にお話をしたかもしれませんが、特に新規就農された方たちがやはり将来的にその経営を、先ほど申し上げたように、経営継承という形でバトンタッチしたいということを、もう明確におっしゃっている方もいます。そうすると、そういった場合に、やっぱりこれは諸外国で進んでおりますクオータ制といえますか、経営を丸ごと引き受けるという、経営として引き受けると、こういう視点が出てこなければいけないのではないのかなと私は思ひまして、そうなると、やはり親元で、親の財産を引き継ぐ経営と、そういったように経営として純粋に考えて経営を引き継ぐという考え方の中で、不公平感があってはいけないというぐあいに私は思うのです。だから、そういった場合のあり方として、どういったことがあるのか。だから、町、国として、どういった支援が可能か等々については、現時点においては、例えば制度資金で

あるとか、そういった意味での対応しか私どもは現在考えておりませんが、これが社会の変化によってはどうなっていくのか。ただ、あくまでやはり私は言ったように農家が一つの経営として、社会にとって必要なものだという認識になってくれば、そこら辺の考え方というのは、おのずと変わってくるのではないのか、そのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 本当にこの5年間で約230戸もの農家がこの標茶、搾乳を中止したという数字もあります。そういう意味では、今お答えいただいた中身等も十分に、これからの農家戸数減少の歯どめのために果たす役割というもの大きいと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいというぐあいに思います。これで私のこの質問を終わります。

次に、高齢者の移動手段に対する支援について質問いたします。

国土交通省では、昨年3月に「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」を設置し、「自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保」についての検討会を重ね、高齢者が安心して移動できる環境の整備に向けた方策について、昨年6月に同検討会の中間取りまとめを公表いたしました。高齢者の免許証返納後の対応策について、どのような所見をお持ちか伺います。

とりわけ、市街地から離れたところに居住する高齢者の多くは、買い物、通院、健康づくり、高齢者対象のさまざまなサークルへの参加、日々のコミュニケーションなども困難になっている現状があります。これらの対応策について具体的な考えを伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の高齢者の移動手段に対する支援をとのお尋ねについてお答えします。

高齢者の自動車運転免許返納については、本町では、平成28年度において7名の方が自主返納されており、全員が65歳以上の高齢者でありました。毎年、数名程度の方が自主的に返納されておりますが、さらなる高齢化の進展と相まって、高齢者による重大事故が相次ぐ中、今後なお増加することが予想されます。交通安全対策の一環としても、免許返納を積極的に推進したいところではありますが、最大の課題は返納後における高齢者の移動手段の確保であります。

現状、町が提供するサービスとしては、6路線の路面バス、また、スクールバス8路線における混乗方式の中で、町内病院通院者、そして70歳以上の高齢者の料金無料化を行っており、それらをご利用いただいております。

議員もご指摘の中間報告では、幾つかの可能性を列挙していますが、広大な過疎地という本町の特性を考えると、解消しなければならない課題は多く、中間報告にもあるとおり、全ての関係者がともに議論をすることが非常に重要であると考えているところであります。

次に、2点目の市街地から離れたところに居住する高齢者への対応策について、具体的な

考えはとのお尋ねにお答えをします。

町では、高齢者の受診時の移動手段における課題把握のため、平成27年11月から平成28年2月4日を調査期間として、町内の老人クラブ会員の方並びに町内の居宅介護支援事業者及び町地域包括センターが担当している要支援・要介護者のうち、定期受診されている方を対象に、高齢者の受診時の移動手段に関するアンケート調査を実施しております。あくまで医療機関への受診をするための移動手段の状況を把握するための調査ですが、調査結果から、経済的負担感の緩和、自宅までの送迎を希望、知・友人や家族への気兼ねに対する対応等々、議員ご指摘のとおり、自宅から外出しにくい状況が年齢とともに生じてくるということを課題として認識をしております。このことは、ふだんにおいても外出したいときに外出できないという状況でもあるとの認識はしておりますが、現在、運行している路線バスでの対応では、通学生の調整や車両の確保、運転手の確保など厳しい状況にあることから、困難であるとの判断をしております。

なお、路線バス以外の地域交通の確保には、デマンド型やボランティア型などが考えられますが、それぞれにメリット、デメリットがあり、それぞれの課題解決のための具体的な対応策の検討とまでには至っておりませんが、内部的に協議をした結果を踏まえ、また、地域ごとの現状を把握する中で、高齢者が免許返納後、日常生活を送れる環境づくりのため、手法を含め関係機関、関係団体等のご意見をいただきながら、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、町長がお答えいただいた中身が随時、具体的に実施されることを切望したいと思います。

そういう意味では、大変、健康、病気をしないで、いかに健康で過ごすかということが、本当に大切な時代になってきたというぐあいを感じています。そういう意味では、保健、福祉等々の連携をとりながら、この高齢者移動に対する手段の支援をよろしくお願ひしたいということで、この質問を終わりたいと思います。

最後に、先ほども冒頭お話しいたしましたけれども、防災対策の充実と避難所の点検、設備のさらなる整備をについて質問いたします。

東日本大震災から、この3月で7年目を迎えました。この間にも、全国各地で地震、暴風雨、暴風雪等の災害が発生しています。最近の気象庁による発表でも、この根室沖で、30年以内に80%以上の確率で大地震が発生するという報告が出されております。これに備える意味でも、避難所の点検整備、備品、食料、水などの備蓄等の確認は、今後、重要な課題と考えますが、いかがですか。

また、政府の平成30年度の地方財政計画では、避難所と指定されている学校等のエリアにおいて、災害時に安全に移動するための避難路の改善や防災施設の整備を集中的に実施する

とともに、子供の通学路、遊び場等の対策とあわせて実施することにより、防災性と子供の安全性を総合的に向上させるために、国の新年度予算に繰り込まれましたが、この交付金を活用し、カーブミラー、ガードレール等の設置、隅切りの拡幅、防犯灯歩行空間の確保、空き家等の除去、カラー舗装等々の整備を進めるべきと考えますが、いかがですか。

また、ハード面だけでなく、ソフト面の対策についても、一体的に交付金の対象となっています。この面でも活用を進めてはいかがでしょうか。所見を伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の防災対策の充実と避難所の点検、施設の整備をとのお尋ねについてお答えします。

ご案内のとおり、近年、全国各地において大規模自然災害が発生しております。本町においても、一昨年8月に台風被害に見舞われ、標茶町では初めてとなる避難勧告を発令し、およそ1,500名の方が避難所等で一夜を過ごされました。また、平成5年に釧路沖地震、その翌年には北海道東方沖地震と、大規模地震災害に見舞われております。当時を振り返りますと、長期間にわたる停電、断水、道路寸断が町内全域で発生し、町民生活に大きな影響を与えました。

さて、議員ご指摘のとおり、先日、政府の地震調査委員会が、北海道沖千島海溝を震源とした巨大地震の発生確率を発表しました。非常に高い確率での発生が予測されており、いつ発生してもおかしくない切迫した状況にあると認識をしているところであります。想定外を想定することはできませんし、災害の発生の予測することは極めて困難であります。日ごろよりできる限り備えることが必要であると考えており、過去の災害を教訓として、計画的に防災対策を進めているところであります。

避難所整備につきましては、補助金を活用し、中核となる避難所7カ所に非常用発電機の設置を完了させておりますし、今後、避難所の情報収集などの利便性向上のため、Wi-Fi環境を整備する予定であります。

非常用備蓄品につきましては、釧路総合振興局で策定しております釧路地域防災備蓄整備方針に基づき、食料、生活用品、備品等を計画に整備、備蓄しております。また、関係機関との防災協定締結により、非常時の応援体制の構築も進めているところであります。

なお、災害発生時には本町が培ってきた協働のまちづくりの伝統を生かし、町民それぞれがそれぞれの役割を全うして初めて乗り越えることができるものと考えております。役場としての防災対策強化はもとより、住民みずから日ごろからの備えも大切でありますことから、自主防災組織の設立支援や、防災訓練の実施、地域振興補助金による資機材整備支援、防災ハンドブックの配布や防災意識高揚を目的とした啓発活動等も進めております。

次に、防災・安全交付金の活用に関するお尋ねですが、地域の防災・減災、安全を支援することを目的として創設された防災・安全交付金については、これまでは主に道路事業において活用しており、橋梁の老朽化対策事業、防雪柵の設置や、除雪機械の更新による除雪対

策事業を実施し、防災、安全を支える道路ネットワークの強化を図ってまいりました。今後についても、制度の活用を含め、総合的な生活空間の安全確保の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、いつ何どき発生するかわからない災害に備え、今後さらなる防災対策を進め、災害に強い標茶町を目指していく所存でありますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今回、この議会での質問の中に防災ハンドブックみたいなものという質問を考えたのですけれども、その前にすばらしいハンドブックが出ましたので、本当に日々そういう点では防災に対して気を使っているなというぐあいに思います。

そこで、ちょっと中身的には、具体的な質問になりますけれども、磯分内とか虹別酪農センターの状況についてですけれども、それぞれの酪農センター、和式と洋式のトイレに分かれていますね。あと、身体障がい者用のトイレということで3種類といいますか、そういうトイレが設置されています。その中で、住民の方から聞いた話ですと、和式、洋式、確かにそういう使い分けをする方がいるということで、そういうことになっているのだろうと思うのですけれども、基本的には洋式を使いたいのだよねと言うのですけれども、そういう中で、便座シートといいますか、そういうものがちゃんとあれば、それを処理して使えば洋式のほうはるかに使い勝手がいいというのが、何か一般的な町民の方の要望のような気がします。

それと、障がい者用のトイレで、部屋を暖める装置のついているところと、ついていないところがあるのですけれども、この辺の関係はなぜそうなっているのかお伺いしたいなというぐあいに思います。

あと、その施設の中で、基本的に先ほども議員の皆さんの中でも、今回の避難で非常に寒かったというこの暖房について、将来的にどのような対策を考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 質問者、渡邊君、今の質問、ちょっとこれ、ないでしょう。だから、これは一般質問のあれだから、それはないから、今答えられるならあわせて答えてもらうか。いいかな。答えられるかい。もし答えられるのだったら、今これ、ないのだけれども、あわせて答えられるかい。

（何事か言う声あり）

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時29分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えします。

各施設あるのですけれども、総体的に避難所ということで、総務課のほう窓口となりまして、まずは細かなところまでの現状の確認をさせていただきたいと思います。

備品等につきましては、備品リストがありまして、それによって計画的、年次的な更新を図っているところでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） それでは施設の部分で私が気になったのがもう一点ありまして、それぞれの施設、各地域の公共施設のコミュニティハウスのようなところでの発電機等のそういう……

（何事か言う声あり）

○8番（渡邊定之君） わかりました。という……

（何事か言う声あり）

○議長（館田賢治君） 話をちゃんと聞いてやらないとだめだよ。

○8番（渡邊定之君） そういうことも質問もしようかと思つたのですけれども、そういうことがちょっとできないということなので、私の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 以上で、8番、渡邊君の一般質問を終わります。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君）（発言席） それでは、お昼も迫っていますので、混乱しないように質問したいというふうに思ひます。早速質問いたします。

誰もが安心して医療が受けられるための国民健康保険の収入に占める国庫支出金の割合は、1970年代の一時期には58%を占めていました。今は25%以下にまで落ち込んでいると思ひますが、この国庫負担削減が国保財政危機の要因となっていると考えます。この点について町長の所見を伺ひます。

また、国民皆保険の方針は国民の努力も必要であります、現状では最終的には国が責任を持つべきであると考えますが、いかがですか。

その点で、国庫負担をふやすなど、国が大きく関与することが運営健全化の大原則であると考えますが、町長のご所見を伺ひます。

町長は、国保の都道府県化を推進するに当たり、スケールメリットを第一の理由に挙げられました。しかし、都道府県化になつても医療環境が変わるわけでもなく、保険給付費は減るということでもありません。変わったのは、国保税が年々上がつていき、加入者が困難になることしか私には見えてきませんが、都道府県化になり具体的なスケールメリットとは本町の場合何か伺ひます。

国民健康保険は、言うまでもなく、医療保険の最後のセーフティーネットであります。年金生活に入った高齢者、無職者、ワーキングプアなどの低所得者が多く加入する制度であり、他の健康保険税、保険料が全額自己負担でないのに比べ、国民健康保険は全額自己負担であります。したがって、誰もが払える保険税であるべきだと考えます。現状では、国保税は多くが所得の10%を超えています。国民皆保険や国民健康保険の理念からいっても、厳しい税負担になっていると言わざるを得ません。国が国保の広域化に際して、負担増に対し特別に留意するように言っているのは、そのあらわれであります。今まで行ってきた法定外繰り入れは、町民の現状を鑑み、町の裁量で今までどおり実施すべきと考えますが、いかがですか。

子供の均等割保険料減免制度の新設について伺います。

国会での議論でも「応益割、特に均等割が子供の数がふえていくほどふえていく、子供がふえるほど保険税が上がっていくのは子育て施策に対する逆行ではないかと考えるがどうか」という意見があります。政府も国会答弁で、厚労大臣が「子供に係る均等割保険料の軽減措置の導入については、地方からの提案が行われており」云々、「引き続き検討しようということになっている」と答弁しています。他に実施例もありますが、本町でも積極的に検討してはいかがですか。

以上です。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の町民の健康と暮らしを守るため払える国保税の設定をとのご質問にお答えをいたします。

1点目の国庫負担削減が国保財政危機の要因ではないか、また、国が大きく関与することが運営健全化の大原則ではないかのご質問でございますが、平成26年度の国の予算ベースで見ますと、歳出の医療給付費等総額は約11兆4,100億円となっており、定率国庫負担は約2兆4,400億円で約21%となっておりますが、低所得者への保険料軽減措置の約7,400億円を追加投入するなど、公費全体で約60%となっております。国の関与につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険税等の一部を改正する法律により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させることとなり、国は平成27年度から約1,700億円、平成29年度以降は約3,400億円の国保への財政支援により、制度の安定化を図ることとされています。

（非常ベルの音あり）

○議長（館田賢治君） ちょっと休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後 0時45分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 若干混乱をしましたので、答弁については最初から繰り返させていたきたいと思います。

4番、深見議員の町民の健康と暮らしを守るため払える国保税の設定をとのご質問にお答えをいたします。

1点目の国庫負担削減が国保財政危機の要因ではないか、また、国が大きく関与することが運営健全化の大原則ではないかのご質問でございますが、平成26年度の国の予算ベースで見ますと、歳出の医療給付費等総額は約11兆4,100億円となっており、定率国庫負担は約2兆4,400億円で約21%となっておりますが、低所得者への保険料軽減措置の約7,400億円を追加投入するなど、公費全体で約60%となっております。国の関与につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させることとなり、国は平成27年度から約1,700億円、平成29年度以降は約3,400億円の国保への財政支援により、制度の安定化を図ることとされています。これからも都道府県の運営に対し、国庫負担を継続して投入することで、安定した国保運営を図れるものと考えております。

2点目の都道府県化になり具体的なスケールメリットとは本町の場合何かのご質問ですが、国民健康保険は各市町村が個別に運営をしており、小規模市町村は医療費の増加に対するリスク分散が困難で、運営が不安定になりやすいという問題を抱えていますので、都道府県化により医療費増加リスクを全道で分散させていくこととなり、当町のような小規模市町村においても、医療費の増加による保険税の上昇や一般会計からの財政負担が軽減されるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

3点目の今まで行ってきた法定外繰り入れは、町民の現状を鑑み、町の裁量で今までどおり実施すべきとのご質問ですが、さきの12月定例会で述べましたように、平成30年度から実施される国民健康保険事業の都道府県化により、本町のような一単位市町村から全道の加入者により支え合う仕組みとなり、その保険税負担の公平を求める観点から、また、町財政に重い負担をかけること、法定外繰り入れのない地域の住民との間で不公平であることから適当でないと考えており、決算補填等のための法定外繰り入れについては計画的、段階的に解消、削減すべき赤字と定義づけられているのであり、段階的に保険税負担を求めながら、決算補填を目的とする一般会計からの繰入金の解消を図るものであります。本町の法定外繰り入れは税率改正を行った平成29年度も行っており、平成30年度も行う予定であります。法定外繰り入れを段階的に解消しながら、不足分については引き続き法定外繰り入れにより対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

4点目の子供の均等割保険料減免制度を本町でも検討してはどうかとのご質問にお答えをします。

厚労大臣が「地方からの提案、子供に係る均等割保険料の軽減措置の導入等については、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響などを考慮しながら、引き続き議論はしていきたいと考えている」と答弁しているのは、お尋ねのとおりであります。国がこのような制度の改正等を行うのであれば、本町としてもそれに従う考えでありますので、その動向に注視してまいりたいと考えております。

また、条例による減免制度の導入であります。国の通知によると、保険料の負担能力が低下した事情がある場合に行うものであって、一定の事実をもって画一的に減免するのは適切ではないと考えているとされており、北海道においては、子供のいる世帯への保険料の減免を実施している市町村はあるが、平成30年度から段階的に縮小し、将来的には廃止することを検討しているとのこととあります。減免規定は本町にもございますが、減免は例えば災害などにより担税力が著しく低下した場合などにより適用されるものであります。このようなことから、本町において子供の均等割保険料減免制度については考えていないということで、ご理解を賜りたいと思います。

また、子供がふえるほど保険料が上がっていくのは子育て施策に対する逆行ではないかと考えるがどうかとお尋ねですが、保険税負担を求めることと子育て施策とは違う視点によるものでありますので、逆行ということとは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○4番（深見 迪君） ちょっと一点一点確かめたり再質問したりしたいと思いますが、最初に医療給付費等総額11兆4,100億円に対して、定率の国庫負担が2兆4,400億円で、私の計算では21.38%、ここまでは町長の計算式と一緒になのですが、さっき公費全体で7,400億円、低所得者向けで7,400億円等、公費の追加投入で60%になるという計算をしています。私は、あくまでも定率国庫負担の推移についてこの数字を述べたわけでありまして、このその他の低所得者の問題も、それから、その他の問題についても、これはこれから変動していくわけですね。だから、定率の国庫負担ということを確認としたそういう財政的な裏づけがやっぱり必要なのではないかと、それが一番国保制度を守るものではないかというふうに思うのですが、多分、協会けんぽとか、その他のを除いて11.4兆円から8兆円ですか、除いたら8兆円、そのうちの公費は50%ということを原則とするということで、私の計算では3.89兆円かな。ざっくりと言ってそういう計算になると思うのですが、これは僕の質問の趣旨と違うので、この辺の数字の説明をもう一回していただきたいなと思います。

○議長（舘田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。

公的低所得者への保険軽減措置の財政支援として7,400億円公的投入といたしますのは、財政基盤強化策として2,700億円、保険料軽減制度4,700億円で合計で7,400億円が投入されて、本来でありますと、11兆4,100億円のうち、前期高齢者交付金といたしますのは、被用者保険等の負担分を除きますと、先生がおっしゃられますとおり8兆円ですけれども、基本的にはそれを保険料50%、公費50%という負担で考えておりますけれども、それに保険料50%分のところへ、先ほど言いました7,400億円を追加投入ということで、公費が60%という計算になっております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） それで、確かめたいのですが、私は、1972、1973、1974年ぐらいかな、国庫負担が58%を一時期占めていたことがあったのです。この数字は間違いはないかということが第1点目、それから徐々にぐっと下がってきて、純然たる定率国庫負担というところの国庫負担が、さっき私の計算では21.38%まで下がったという数字の把握には間違いはないでしょうか。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 申しわけありません。

1970年代の五十何%というところはこちらでは数字的にちょっと把握しておりませんが、26年度ベースでは21.3%という数字になっております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） つまりそのことを言いたかったのです。把握していないというけれども、間違いなく58%に到達した時期があったのです。それ以降も、50%台が結構続いていたのですよ。それが今、21%台ということになっているので、あとは変動するのですね、これ。そうでしょう。低所得者向けのお金もその時々によってどんどん変動していくわけですから、やっぱり国保財政をしっかりと確立するためには、国の負担、しっかり行うということが大事だということを私はここで述べたかったのですよ。

その上に立って町長の所見を伺ったのですが、町長は、いやいや、公費負担が60%行っている、それは当たらないよという話だったので、その点はどうですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） ご質問にお答えします。

いろいろなお考えはあろうかと思えますし、過去の経過等々についてはいろいろあろうかと思えますけれども、現時点においては、そういった中で国で約60%を負担している実態でありますし、また、国が多く出せばいいのではないのかなというご指示かなというぐあいに認識をしておりますけれども、ご案内のように、18年度の予算を見ても、国の財政というのは借金に頼っているという実態の中で、これ以上国がどのように負担をしていくのか等々については、やはり私どもとしては、持続可能な社会保障制度全体の中で、ある程度の負担というものはいたし方がないと、現役世代が負担をしていくことに関してはいたし方がないと

いう判断の中で、国の考え方については、ある程度認めざるを得ないという考え方に立っているということでお答えをいたしましたので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） それでは、今の町長の国の考えを認めざるを得ないということに対する答弁に対しては、私もちょっと認めたくないなということをお願いしたいと思うのですが、もう一つ、スケールメリットの問題、町長は前もそう言いましたけれども、法定外繰り入れのないところから見ると不公平感がある、不公平だと。だけれども、その市町村市町村の施策というのは、独自ですよ。だから、ここは社会福祉の面ではこういうところを物すごく、例えば給食費を完全無料化しているとか、保育費を無料化しているとかというふうにいるある中で、標茶町は国保については大変厳しい、私、この間、全員協議会であったやつを計算してみましたけれども、低所得者になるほど所得に対する割合が高いのですよ。11%を超えるのです。所得が高いほど7%か8%とかという感じで、やっぱりそういうところに心を入れて法定外繰り入れをやってきたのではないのですか、標茶町は。

そのことが1つと、法定外繰り入れは激変緩和措置も含めて30年も恐らく6月の補正で出ると思うのですが、行う予定だということなのですが、6年後は、そうしたら、これ完全解消で法定外繰り入れは全くゼロになるということでもいいのですか。この2つ。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

スケールメリット等については、私これまで何回も申し上げますように、やはり分母が小さいと医療費の急騰に対応し切れないということだと思います。

先般、これ日経新聞でしたか、オプジーボが24%値下げということを厚労省が公表、これは先端医療も含めてですけれども、やっぱりこういった高額のを我が国の場合、国民皆保険制度をスタートした時点で想定していなかったはずなのですよ。

やはりこういったものに対して全部保険適用をしていくということになると、例えば本町の場合で言いますと、たしか27年度がそうだったと思いますけれども、急激にふえた大きな要因というのは、こういったことがあったのではないのかな。だから、こういったものに対して、先端医療とか高額な薬剤費に対して、これからどうしていくのかというのは、これは国のほうの考え方としてあるのかもしれませんが、こういったものも含めて全部、国民皆保険制度を維持していくということになりますと、これはやはり負担というものは物すごくふえてくるのではないのかなと。

これ私、最近よく言いますけれども、SGDsの中でも国民皆保険制度というのは、これは世界中に広げるべき制度であるということで、各国で取り組んでいます。ただ、この場合に、先端医療であるとか高額な薬剤に対してどう考えるか等々については、いろいろ考え方が分かれているのが実態だと思うのです。そういった意味で、やはり市町村から都道府県化になるということにおいて、そういったもの、現状ではこれは保険医療の対象ですから、そ

ういったリスクが還元できるのではないのかなど。

それと、議員が先ほどお話しになりましたけれども、これは基本的に言いますと、確かに住んでいる町村によっていろんな条件が違うというのは、それはそれでいたし方ない部分あるかと思いますが、この基本というのは、やっぱり憲法25条の「全すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、これをどうやって保障していくかということであって、やはりどこに住んでいてもという考え方が、これは私、基本ではないのかなと思うのです。だから、それを実現していくためには、やはり一町村ではなく、できれば都道府県化、それから最終的にはどこまでいかわかりませんが、そういった中でリスク分散を図っていくということが私は必要なのではないのかなというぐあいに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それと、もう一点何だった……

(「最後はゼロにするのかという」の声あり)

○町長(池田裕二君) ゼロにするという、これはあくまで見通しでありますので、3年ごとに見通すわけでありますから、実際に30年度から始まる制度でありますので、これは今の時点で確約できるというものではありません。3年ごとに見直しをしながら実際の状況等も踏まえてでの対応になろうかと思っておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長(館田賢治君) 深見君。

○4番(深見 迪君) それで、だからこそ、私は国の責任というか、国保を維持していくというのは、それを実際に国保税を払っている町民たちが自分の生活が維持できるかどうかにかかっているわけだから、それで、7,000万円をゼロにしていくという、それぞれ見直しがあるかと思うのだけれども。ということで、繰り入れをそういうふうにしていくということについて、また議論もしたいと思っておりますけれども、問題でないかなど。だったら、全国的な介護保険なんかは、市町村がやっているわけで、これはどうなのかとか、その他の問題がいっぱい出てくるわけですよ、社会福祉に関しては。だから、そういう意味では、せめて国民皆保険の理念、これを遂行するためには、やっぱり国に応分の責任を持ってもらわなければならない。全て法定外繰り入れで私は解消しようという考えは毛頭ありません。今の町民の生活の実態を見ながら、果たしてこの法定外繰り入れを1年1年引いていくことが、やめていくことが、本当に町民の健康を守っていくことにつながるのかということの疑念があるものですから、私はそういうふうに質問したわけです。

それで、繰り入れについては、これは法定外繰り入れについてはやめていくことが原則だと指示されているのでという答弁もありましたよね。これについてなのですから、これ前にも私言いましたけれども、保険料の決定権は今でも市町村にあるわけでしょう、都道府県化になっても。法定外繰り入れは市町村の判断だというふうに私は捉えますね。そもそも論を言えば、保険料の決定というのは、新しい自治法の第2条第8項に基づく自治事務なの

ですね。法定受託事務ではない。だから、自治体本来の政策判断でできるのだということなのですよ。これは衆議院でも国会でも、自治体でご判断いただくとか、それから道議会でも、市町村の判断で行われるものとかという答弁をしているわけですよ。だから、法定外繰り入れは上からの指導があつて、それはできないという考え方は、やっぱり間違いでないかと思うのですけれども、その点はどうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私は政策判断として繰り入れを将来的にしないということが町民にとって公平性を保つというぐあいに判断をしたので、そういった形で、ただ激変緩和というのは、これは認められている話でありますので、それについてはできるだけ激変緩和を図っていきたいというぐあいに何度も答弁しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 法定外繰り入れを解消していくというのは、町長の政策的判断だということなのですね。

もう一言つけ加えますと、確かに国は北海道、道に対して、都道府県に対して、法定外繰り入れの解消を迫っていることは事実です。だけれども、市町村にその解消を強制はしていないのですね。だから、ペナルティーもないでしょう。だから、そういう意味では、今、町長の私は重大な答弁だったと思うのですけれども、町長の政策的判断で法定外繰り入れをしないのだということなのですから、市町村に解消を強制していないということではどうですか、そういう事実について。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

法定外繰り入れをしないのを目指すということを私が申し上げたわけでありまして、法定外繰り入れを今しないという判断を私はしているわけではない、法定外繰り入れをしないことを目指していくということでもあります。

それから、国、道から強制されているわけではないだろうということですが、それを強制と考えるのか、ともに目指していくという形になるのか、私は、やはりこれは町村はともにこれを目指していくべきだろうということで考えておりますということで、この間ずっと答弁をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） ちょっと微妙に答弁が私が捉えていた答弁と違ってきていると思うのですけれども、だから、要するに市町村には法定外繰り入れの解消を強制してはいないのですね。されてはいないのですね。それで、町長の政策的判断でそれを行うということではないのですね。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

これは何度もお答えしていますけれども、強制されているという認識は私どもは持っておりません。ただ、都道府県化によってそこに参加する町村が、やはり全ての市町村がそれを目指すべきというぐあいに私は考えておりますし、本町は本町の置かれている状況の中でそれに向かって進んでいるということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） そこ、ちょっと大事なところなのですよ。今まで何度も申し上げたと町長言いましたけれども、担当課のほうでは、その法定外繰り入れの解消を指示されているという答弁を得ているのです、私。会議録を見ていただければわかりますけれども。そうでなくて、そういうことでなくて、道からも国からも市町村、標茶町は法定外繰り入れを解消しなさいということを示されているわけじゃなくて、あくまでも今おっしゃったような、それが正しいかどうかは別としても、町長の政策的判断で法定外繰り入れを解消していく、それを目指していくということで、何度も確認しますけれども、それでいいですね。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 何度もお答えをしておりますけれども、いわゆる都道府県化ということに関しては、私どももそれを目指してきたわけであります。その基本的な考え方は、そういう考え方に基づいてやってきたわけで、これは国から明確に指示されたとか、道から明示されたということではなくて、これはこういう形にしたほうが持続可能ないわゆる国保制度を維持していこうという形の中でみんなで決めたことですので、それに参加する以上は当然そちらを目指していくのが当たり前だと思っておりますし、担当課は私の指示に基づいてということであれば、私はそのように国保に関していうと、そこを目指すべきだろうということで、ずっとこの間、指示をしておりますので、そういった意味での指示だということであれば、そのとおりだということでございます。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） もう一点だけ。

今までの答弁、話、説明を聞いていたら、国のその法定外繰り入れは解消していくという、そういう指示があったからこういうふうにしていくのだというふうに私たちは捉えていたのです。町長の政策的判断というのは、僕の記憶では初めて聞いたような気がするのですよ。

それで、最後にみんなでと言ったけれども、そのみんなとは誰ですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えしたいのは、私は何度も、これは国保税はスケールメリットといえますか、一町村では無理だと、持続できない、だからどうするのか、広域化を目指していくことということは、ずっと申し上げていましたよ。それは政策判断だと言われれば、政策判断です。ただ、それが国がどのようにいくかどうかは別にしても、私どもは持続可能な国保制度を維持していくと、これが一番大事なことです。そのためには、私は、やはり一

町村だけではなくて、できるだけ多くの人に参加をした、そういう意味でのみんなということで、だから、とりあえずは都道府県化ということになっておりますし、これが将来的にどうなるかはわかりませんが、やはり分母をできるだけ大きくするというのが、これは基本的な考え方ではないのかなということで、私は今までずっとそのように申し上げていたというぐあいに理解をしておりますので、ぜひご理解をいただきたい。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 私も頭のめぐりが悪いから、そういうふうには聞こえなかったのだけれども、これは答弁要らないですけれども、国保は一市町村では無理、国民皆保険、この理念があつて、国が積極的にこの政策を進めてきたという点ではわからないわけでもないところもあるのですよ。だけれども、そのことと、標茶町は町民に対して厳しい財政の中から町民の暮らしと生活を守るために、あるいは健康を守るために法定外繰り入れを行うということは一市町村では無理ということと法定外繰り入れを行うということは、これは別物だというふうに私は思います。この問題については、何度も申し上げたとされるかもしれませんが、また質問を改めてしたいと思います。

2つ目の質問に入りたいと思います。

2つ目の質問は、労働契約法、安倍総理が労働問題について随分大胆に手を入れてきています。労働契約法により、民間職場では、有期雇用を無期雇用に変換できる仕組みや正社員への登用制度がつくられました。この間、これをかいくぐって不法なことをやっている民間業者もいたみたいですが、この法律は、労働契約法第22条第1項にあるように、公務員には適用していません。それは私もそういうふうに認識しています。していないけれども、「民間準拠」が原則の公務員にこうした制度を適用するべきではないかと考えますが、いかがですか。

正職員と同じ仕事につき、恒常的な業務に長年従事している非正規職員は本町でも少なくありません。民間に倣って無期雇用化や正規化を目指すべきと考えますが、町長のご所見を伺います。

また、いわゆる臨時職員、非常勤職員の業務の質や業務量、業務に対する責任の度合いに対する評価について、正職員と比べてどのような違いがあるのか町長のご所見を伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の非正規職員の処遇改善に関するお尋ねについてお答えをします。

臨時・非常勤職員の任用については、地方公務員法を根拠としておりますが、法の規定は長期の雇用を想定していないとの見解が示されており、本町においては、長い歴史の中で、数カ月あるいは1年単位の任用で、期間満了後に同じ人を再度任用する機会が多い実態にあります。

そこでまず、初めの労働契約法で定められた有期雇用の無期雇用転換などの仕組みを民間

準拠が原則の公務にも適用すべきではないかとのお尋ねですが、公務員の給与水準等は民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に人事院が勧告を行っていますが、ご指摘のとおり、労働契約法では公務員は適用除外となっており、また、非正規職員、いわゆる一般職非常勤職員や臨時的任用職員について、現行の地方公務員法では、冒頭に申し上げたとおり長期の雇用を想定しておらず、結果、無期雇用転換に触れていない状況にありますことをご理解願います。

次に、無期雇用化や正規職員化を目指すべきと考えるがどうかとのお尋ねですが、一部ではありますが、職種によっては必要に応じて正職員を募集し、それまで臨時・非常勤職員であった者を経験を経て採用という実態もありますが、原則的には地方公務員法では臨時・非常勤職員の無期雇用化や無条件の採用は想定していないことをご理解願います。

また、臨時・非常勤職員と正職員の業務の質、量や責任度合いの違いに対する所見についてのお尋ねですが、正職員267名に対し、臨時・非常勤職員は249名となっており、本町行政運用上、臨時・非常勤職員に果たしていただいている役割は大きなものであると評価をするところであります。この評価を前提にして個別に見ると、事務補助として任用している臨時職員については、事務作業の内容並びに責任度合いにおいて、事務補助の範疇におさまるものと認識しているところですし、正職員の4分の3の勤務時間の非常勤職員については勤務時間に違いがあります。

しかし、事務補助以外の臨時職員やいわゆる一般職非常勤職員の中には、正職員と比べて遜色ない業務に当たっている職員も少なからずいるという認識をしているところであります。

ただし、いずれの職種にあっても、条例、規則等に基づいた任用条件を示し、同意の上、任用していることをご理解いただきたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○4番（深見 迪君） 私、今、最後の臨時職員の人たちが正職員の方々と遜色のない仕事を行っているという評価をしたということは、臨時職員の人たちにとって大きな励みになるというふうに思います。

人事院勧告の話も出ましたけれども、人事院勧告に本来で言えば自治体職員は左右されるものではないですけれども、だけれども、あの人事院勧告だって、民間の給与所得から民間の経済、これと比べ合わせて動くわけでしょう。そうすると、民間のこういう動きに、公務員法があるからといって、全く左右されないということではないのだと思うのですよ。働く者全員に対する賃金のそういうありようについて、今、安倍総理は向かっているのだというふうに思います。これもいろんな働く現場からの突き上げにも遭ったのだと思うのですけれども、安倍首相は、国会でもこうやって言っているのですよ、同一労働同一賃金と。僕もびっくりしたけれども、まさかあの安倍総理からこの言葉が出ると思わなかったですけれども、今、国会どうなるかわからないですけれども、同一労働同一賃金の関連法は、法改正が順調

に行われれば2019年度に施行されますと。この同一労働同一賃金は、公務員法があったにせよ、公務員に適用されないというばかな話は私はないと思うのですね。しかも、町長が先ほど言ったように、遜色のない仕事をしているわけですから。

例えば、保育園の職員なんかは圧倒的に臨時職員が多いわけでしょう。そして、しかも子供の命を守る仕事につきながら、5年も10年も20年も担任を受け持ったりして、物すごく責任のある仕事についている。この方々が正職員と同じ遜色のない仕事をしていながら、賃金格差があるということは、時代には合わない。だから、安倍総理でさえも、でさえもと言ったら失礼かもしれないけれども、同一労働同一賃金なんていう言葉を国会の中で言い始めているということなのですよ。

だから、そういう点で私は、今すぐ全部というふうには言いませんけれども、それほど町長が遜色のない仕事をしていると評価するのであれば、もっと抜本的な待遇改善から始めてはどうかというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

抜本的な待遇改善ということで、私どもも日ごろからそれについては鋭意努力をしているつもりでございますけれども、ぜひご理解をいただきたいのは、私どものこれ仕事というのは、収入を上げて雇用を確保するとか給料を上げるとか、そういう職場ではないのですよ。だから、民間であれば、雇用を確保してみんなで収益を上げて皆さん方の労働条件をよくしましょうと、これが私は基本だと思いますね。

ただ、結局、私どもの財源というのは何なのかということ考えたときに、私どもが考えてそれは収入を上げるということにはならないわけです。それで、先ほどの鈴木議員のご質問にもお答えをしましたけれども、いわゆる民間でやはりやれない行政ということがだんだんふえてきているのではないのか。こうした場合に行政が果たさなければならない役割というのはふえてくる。人もふえてくる。そうではないのかなというぐあいに私は認識をしております。しかしながら、やはり一方においては、長時間労働をどうやって削減するかとか、この同一労働同一賃金というのが、全てを正職員として同じ条件の中でということではないとは思っています。だから、そういった中で実際に国がその法律を施行した段階で、公務員としてどういった対応がとれるか等々については、いろんな考え方があろうかなと思っております。

ただ、やはり過去の例を見ますと、議員もご承知だと思いますけれども、オランダの奇跡と言われたことがあるのですね。これは、やっぱりワークシェアリングという中でどうやって同一労働同一賃金、短時間であればあるほど待遇を改善して行って、早く働く人もふやして、結局全体の景気を、70年、80年というのはオランダは非常にマイナス成長で失業率が高かった。それを乗り越えるために労使双方で、1人当たりの賃金は抑制するけれども、できるだけ多くの人に働いてもらうというワークシェアリングという方法で、これに乗りかえて、

これは過去には経済成長三、四%を達成し、オランダの奇跡と呼ばれたことがあると。

だから、そういった考えも、やはり過去の歴史に学びながら、私どもがどういった形で対応していくのか。同じ仕事をすれば同じ賃金をもらえるというのは、これは基本的な考え方としては、私はそうあるべきではないのかなと思いますけれども、では雇用の条件全てが、鈴木議員のときにもお答えしましたけれども、私どもやはり通常、一旦正職員として雇われた場合には、これはかなり中長期的な見通しの中で雇用せざるを得ないわけです。だから、そこら辺も含めて職員定数のあり方がどうなのかというのは、これからの世の中の動きにおいて、いわゆる行政が果たさなければいけない役割がふえていくのではないのかと私は考えていますけれども、そういった場合に役場職員のあり方、特に保育現場等々。

ところが、確かにその実態としてはありますけれども、では国がそれに対して手当てをしてきているかということになりますと、私どもの収入というのは、はっきり申し上げて、税と交付税ですよね。それで、例えば交付税の算定基準の中に、先ほど議員がご指摘になった保育所の運営に対してどれだけ見ていただいているのか等々を考えたときに、今、国が目指そうとしていることが、それは必要だとされるものは手当てをするということになれば、それは私どもの考え方は変わりますけれども、今のような交付税の考え方であれば、とてもやはり保育現場の財源を確保して、サービスを厚くするという事は非常に難しいということもありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

ただ、基本的な考え方というのは、私は、申しましたように、同じような仕事をすれば同じような賃金をもらえると、それだと思いますけれども、ただ、それは例えば役場の中であれば、そういった方になろうと思いますけれども、それが世の中全体でどうかということになると、日本というのは自由主義の国でありますので、それはそんな形にはならないというぐあいに私は考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） これも町長のそういう同一労働同一賃金と現実の財政問題についててんびんにかけながら、てんびんにかけながらというのは正しくない言い方かもしれませんが、現状としては、現実としては、極めて厳しい現実もあるということと言いたかったのだと思うのですけれども、ただ、今回、以前からもそういう答弁を得ていますけれども、遜色のない仕事をしている同一労働同一賃金は当然のことだという町長の考え方については、私は納得はいきました。オランダのワークシェアリングの問題については、ちょっと僕、考え違うものですからあれですけれどもね。

ということで、ぜひこの問題は、町長のほうとしても単なるお金の問題だけではなくて、今後も検討課題として捉えていただきたいなというふうに思いますけれども、その点最後に聞いて、ここを終わりたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

その考え方については、先ほどご答弁いたしましたように、本町においては正職員267名、臨時・非常勤249名ということであります。このことをどうやって考えていくか等々については、それは単純に割り切れるものではないと思っておりますけれども、実際にこの人たちによってやはり町の行政が担われているということは事実でありますので、そういった中で、皆さんがやはりやりがいを持ってやっていただけるようにどういった方法がいいのか等々については、私どもも国の動向等々も注視しながら検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） わかりました。わからないけれども、わかりました。

町長のそういう考え方は、本当にある意味では受け入れることができる答弁だったと思うのですが、職員の構成図の中に臨時職員、全然載っていませんよね。短期間でというのはわかるのだけれども、5年、10年、20年と担任まで持っている保育所の保母さんとか、そういう職種についている方も載っていないので、ぜひ、それは以前聞いたことがあったのだけれども、紙面の都合でと言ったのですよね、スペースの都合でと。そういうこともぜひ、町長がそういうふうにするのであれば、考えていただきたいなということを述べて次の問題に入りたいと思っております。

次の問題は、教育の問題であります。

中央教育審議会は、昨年8月に「学校における働き方改革に係る緊急提言」、これは案ですが、を公表しました。本町教育委員会では、これに対して具体的に改善されたもの、もしくは取り組んでいるものがあるか伺います。

提言では、「教員が授業や授業準備等に集中し、教員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務でき、教育の質を高められる環境を構築することが必要である」とし、「学校における働き方改革」を早急に進めるべきとしています。これに応える取り組みが現実的に今の条件の中で可能なのか伺います。

小学校での英語の教科化、これは2年後になると思うのですが、授業の増加は現実的に大きな負担となっていると考えますが、実態はどうか伺います。

また、2018年度政府予算の中で、英語教員の1,000人増員を決定しましたが、本町ではこの活用は可能ですか。

また、英語教員1,000人増のほか、いじめ対応や指導体制の充実のための加配定数増など595人の定数改善となっていますが、この加配要求は行っていますか。

以上であります。

○議長（舘田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 4番、深見議員の教職員の多忙化解消で豊かな教育の実現をについてのお尋ねにお答えいたします。

初めに、議員がご指摘の学校における働き方改革に係る緊急提言に対する本町の具体的な

改善や取り組みについてのお尋ねですが、提言では3つのことについて示されております。

中でも、「校長及び教育委員会は学校において『勤務時間』を意識した働き方を進めること」という提言については、現在、各学校において従前より取り組んでおります定時退勤日を月2回設定するよう努めております。また、毎月の行事予定表の中に明確に位置づけることで、教職員一人一人が勤務時間内での業務完了への意識も高まっているところであります。

2点目の学校における働き方改革が現状の条件の中で進められることが可能かとお尋ねですが、今年度末までに道教委が作成する学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に基づいた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

このプランは、道内全ての学校で働き方改革を進めるために、道教委が作成し、市町村教委が市町村立学校における取り組みを促し、支援するものであります。平成30年度より具体的な取り組みを始める予定であり、校長会、教頭会など関係機関と協議をし、改善に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

3点目の小学校での英語の教科化、授業の増加は現実的に大きな負担となっているのではないかとお尋ねですが、町内全ての小学校においては、日課表の工夫などにより授業時間の確実な確保がされており、平成23年度より高学年で行われている外国語活動の授業づくりも定着していることや、ALTの2名体制による事前の授業への打ち合わせ等により、授業に係る負担についての大きな混乱もなく準備をしているものと認識をしております。

次に、国において英語教員の増員をするが、その活用を本町では可能かとお尋ねですが、国が定めております専科指導教員の加配については全国で1,000人の増員であり、要件等を照らしても活用は大変難しいものと認識をしており、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教員の加配についてであります。現在、標茶小学校に指導方法工夫改善で2名が配置されており、3年生以上の算数科において習熟度別少人数指導を行っております。また、特別支援教育にかかわり、2名配置されております。標茶中学校には指導方法工夫改善で2名配置されており、1名は数学科、1名は外国語科における習熟度別少人数指導に当たっております。また、中一ギャップ問題未然防止事業指定にかかわって、1名加配がされております。

本町の来年度教員定数配置については、校内体制の充実を図るため、これまで同様に加配の要求をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○4番（深見 迪君） これ、数年前の私の質問と変わっていないですね、定時退勤日月2回というの。これ、働き方改革の緊急提言に対応した内容なのだろうか、定時退勤わずか月2回で。それは実施されているの、ちゃんと。そのことをちょっと伺いたいと思うのですけれども。

○議長（館田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

緊急提言がされたのは昨年8月にされていますね。12月に文科省が緊急対策を出しまして、北海道はそれまで長期労働に対する対策を含めて、本町も実態調査の部分でヒアリングを平成27年に行っております。そういった部分を含めて、できることからどのようにやっていくかというのは随時やってきているところであります。

道教委で実態調査をやった中で、先ほど言いましたけれども、今年度末にアクションプランを出すことで、全道的な部分でこの長期勤務をどう解消していくかということの全道的な対応であります。本町もできる部分については、その中でどういった対応ができるかということを進めていくことでもありますけれども、現状として、27年度に各学校の校長とヒアリングしたときに、それぞればらつきはありますけれども、各標茶小中学校以外には一定程度の勤務時間6時半までには必ず帰れるというような実態もありますから、そういったことも含めて、それぞれ学校においてどういう働き方ができるかということ、これから町全体としてできることを、町で各学校と協議しながら進めていきたいというふうに考えています。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 教育という仕事の性質上、先生方は夢中になるのですよね、一生懸命自分の持っている子供たちがよりよくなるように。そのことは、私はそういう努力とか前向きな姿勢とかは否定するものではないのですけれども、しかし現実的に言えば、これはいろんな民間、文科省もやったと思うのですが、民間の調査なんかを見ても一番多いのが、どの調査をとっていても教員の仕事の悩みや不満は、授業を準備する時間が足りない。これは一番多いところで90%超えたりしているのですよ。その授業を準備する時間というのが、子供が帰って一番遅くても3時ごろかな。部活とかクラブとかあれば、もっと遅く帰ると思うのだけれども、それからでしょう。授業を準備する時間が不足なのだということに対する認識はおありですか。

○議長（舘田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

授業準備、実際には平日の中で子供たちと触れ合う時間が、準備時間をどうやって確保するかとなると一番最後になりますね。授業が終わってからということになりますので、実際にはどれだけの授業以外のときに準備をするかという工夫が必要になろうかと思えます。

実際には、準備時間が足りないという、これまで週休2日制が完全実施された以降に授業時数がふえたことによって、その時間は比較すると短くなっているというふうには理解をしております。

○議長（舘田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） だから、根本的には解決されていないということなのだと思うのですけれども、授業の準備時間が少ないという現実、どの教員も持っているかと思うのだけれども、特に小学校は教科が多いでしょう。そういう意味で、空き時間もないわけですから、

中学校みたいに。中学校も僻地に行くと、複数の教科担任を持ったりするわけですから、かなり厳しいと。僕が一番心配しているのは、ここの働き方改革をしっかりとしないと、満身に準備された授業が受けられないという、子供にその被害が行ってしまうということが一番恐れるのですよ。単なる先生方の健康問題とかいうだけでなく、その授業準備の時間が本当に足りないという実態は、これ教育委員会で調査とかされているのだろうか。指導室なんかは実態、大体、数字的な実態ではなくて、もう感覚的な実態とか、そういうのを押さえていますか。

○議長（館田賢治君） 指導室長・蠣崎君。

○指導室長（蠣崎浩一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

働き方改革については指導室のほうでも気にはかけているのですが、実際に国や道が行う調査は行っておりますが、先生方の生の声を聞くというような直接的な調査については実施しておりません。あくまでも数値的な部分については、先生方も教材研究の時間が足りないというのは、道の調査でも明らかになっておるところでありますので、私どもとしても、今後、対策を考えてまいりたいと考えておりますことを理解、お願いいたします。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） ぜひ生の声を聞いてください。そうしないと、学校現場が壊れてしまう。

それが1つと、もう一点、別に教育長を嫌っているわけではないのですけれども、室長にも1回伺いたいのですが、これ小学校の英語教育教科化、20年度だったか、実施。でも、先導的試行でやっているところありますよね。うちはどうなっていますか。標茶はこの点について、取り組み。

○議長（館田賢治君） 指導室長・蠣崎君。

○指導室長（蠣崎浩一君） お答えいたします。

本町においては、小学校外国語科導入に向けての先行実施というのは行っておりません。あくまでも4月から新しい学習指導要領に基づいた先行実施期間になりますので、それに基づいた実施を行います。

実際、小学校3年生から外国語活動が実施されますので、6校ある小学校のうち、4校については国が求める最低時間の15時間からスタート、2校については基準である35時間で次年度からスタートと。随時時間数をふやしていきまして、2020年度からは全ての学校で中学年が35時間、高学年の外国語科が70時間ということで、段階を踏んで実施して子供たちの負担にはできるだけならないように、先生方の負担にもできるだけならないようにして、国のほうから年間指導計画例が示されていますので、中学校への接続も意識して学び漏れがないようにするということも大事になってまいりますので、情報提供は指導室のほうからも随時させていただいておりますので、この後は授業づくりについて一緒に考えてまいりたいと考えております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 最後になるかなと思うのですけれども、ご承知のとおり、新指導要領では中学校は英語で教育をやると言っているでしょう。受け答えも英語でやると。そうすると、それに対応するような小学校での教科化というのは当然出てくるわけですよね、2年間で。あと2年間しかない。そんな中で、その英語の教科化ということについて今後の予定というかな、20年度まで、相当な訓練というか、勉強、研修が必要だと思うのだけれども、その点の見通しについて最後に伺って終わりたいと思います。

○議長（館田賢治君） 指導室長・蠣崎君。

○指導室長（蠣崎浩一君） お答えいたします。

もう既に標茶中学校においては、外国語の授業は全てオールイングリッシュで実施しております。ですから、英語の担当の先生も1年生の段階から8割から9割は授業の中で英語を使って補足で日本語を使う。2年生以上につきましては、基本的に100%英語で生徒とやりとりする授業を展開しております。

今年度より、国の国立教育政策研究所の事業指定で、教育課程開発ということで外国語の指定を標茶中学校は受けておりまして、国の視学官も来町しまして、昨年9月に授業づくり、授業実践も見ていただいて、高い評価を得ております。ですから、そのような町内での先行的な実践を踏まえて、ほかの中学校の先生方にもそういう授業を見ていただいて、研修を積んでいただいておりますし、小学校の先生方にも実際9月、12月と2回公開いたしましたが見に来ていただいて勉強していただいております。

特に、標茶中学校区の標茶小学校、磯分内小学校、沼幌小学校とは小中連携の分野で、特に外国語のほうは連携をして、中学校の先生の乗り入れ授業を今年度も実施しております。小学生ですから、いきなり英語100%というわけにはいきませんが、中学校の英語の先生の発音にもなれる。あわせてALTが2名体制ですので、ALTの本物の発音になれることによって、徐々に徐々に耳をならしていつか聞けるようにする、それから発音のほうに結びつけてコミュニケーション能力の育成を図るということで、今年度から随時取り組んでおりますので、その取り組みを今後も充実させてまいりたいと思っております。

（「終わります」の声あり）

○議長（館田賢治君） 以上で4番、深見君の一般質問を終わります。

続いて、櫻井君。

○1番（櫻井一隆君）（発言席） 1番、櫻井であります。

答弁を求める者は町長ということでございます。

件名、これについては、減り続ける町内の馬をふやして馬産地としての標茶をつくる努力をしてはいかかかと、こういう題名でございます。

質問の内容は、本町の開拓は馬が重要な労働力の中心で、人馬一体で行われてきました。また、終戦までは軍馬補充部もあり、軍用馬の生産が活発となり、地域経済に大きく貢献し

てきました。本町における農耕馬の飼育戸数と頭数の推移を見ると、昭和30年では1,275戸で4,166頭であったが、トラクターの本格的導入が始まった昭和40年には1,087戸で1,957頭となり、頭数は半分以下となってしまいました。昭和50年では225戸となり、頭数においては382頭と激減しました。さらに平成になりますと輓曳種、これは昭和から平成になってからの農林統計のとり方の違いかと思うのですが、ここでそれぞれの馬の種別が出てくるわけです。輓系種においては267頭、和種馬、これは俗に言う道産子ですね。純粋な道産子については29頭となり、戸数は76戸となってしまいました。平成29年、昨年では輓系種の馬は74頭、輓系種というのはわからないと困るので、補足しますが……

（「いいよ」の声あり）

○1番（櫻井一隆君） 輓系種は74頭、和種馬31頭と、ポニー、これは愛玩用も含まれるのですが、ポニーが135頭でふえているものの、戸数は38戸となってしまいました。時代背景として、近代的な酪農が進むにつれ馬産が衰退していくことは、まことに残念に思うわけであります。

以上のような現状を踏まえて、以下について町長のお考えを聞かせていただきたいと、こう思うわけであります。

1つ、これ以上馬を減らすことは標茶町にとってはよくないのではないかと、このように私は考えていますが、町長のお考えを伺いたい。

2つ目でございます。馬も一つの産業との位置づけをするべきと思うのですが、町長はいかがでしょうか。

3つ目でございます。その具体的な手法として「地域おこし協力隊」を活用して、馬産振興に力を注ぐ、このようなことはできないか、町長のお考えを伺うものであります。

以上についてお答え願いたいと、こう思います。お願いします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番、櫻井議員の減り続ける町内の馬をふやして馬産地としての標茶をつくる努力をしてはどうかとのお尋ねについてお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、本町の馬産地としての歴史は、明治10年ごろに川湯の硫黄山での硫黄の運搬使役に始まり、その後、明治18年に廃止された釧路集治監、さらには明治41年には軍馬補充部川上支部が設置され、町の発展と経済の牽引役として寄与してきた歴史があります。また、阿歴内地区では、大正4年の入植後から馬産に力を入れ、熊牛村最大の馬産地区として栄え、現在も本町での馬産の中心として一つの伝統文化となっているものと考えています。

しかしながら、農耕や木材の運搬に使われた農耕馬もトラクターなどの普及により徐々にその数を減らし、本町におけるここ10年間の馬の飼養状況を見ますと、飼養戸数は半減、頭数にあっては3分の1以下にまで減少しております。これは飼養者の高齢化と、それに伴い繁殖技術者の減少、さらに乳肉用牛との複合経営の取りやめなどに起因するものと推察する

ところであります。

1点目のこれ以上馬を減らすことは標茶にとってよくないと思うがとのお尋ねですが、引き続き単位馬事振興会で組織する標茶町馬事振興連合会で取り組んでいます馬の振興策や研修会などの活動に対し支援を行うとともに、生産振興につながる制度等のPRに努めてまいります。

2点目の馬も一つの産業と位置づけるべきと思うがどうかとのお尋ねですが、近年の九州を中心とした馬肉需要の回復に伴い、全国的に取引価格は高値で推移し、特に北海道は国内需要の9割を賄っており、ホクレン釧路、十勝馬市場においても、同様の傾向にあります。今後の需給動向については極めて不透明でありますことも、ご理解願います。

3点目の地域おこし協力隊の活用についてのお尋ねですが、今年度より馬と暮らせるまちづくり事業として、首都圏の乗馬ファンを対象とした移住交流の取り組みを行っており、今後の地域の活性化につながるよう期待をしておりますし、新たな事業展開を進める場合、前例となるもので、その活用について手法の一つとして有効な手段と考えます。

いずれにしても、本町がこれまで築いてきた馬産地としての伝統文化を今後も継承していくためには、どのような支援が必要か引き続き調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 再質問があれば許します。

櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今、町長がるるおっしゃったとおりでございまして、標茶の馬はいろんな酪農情勢、そういう中で、あるいは馬の取引価格の下落等もあったり、そういう歴史の中で馬の頭数というのは、激減していったわけですが、ここで私が言いたいのは、何とかこの馬産地標茶を、馬の中心的生产地として復活できないのかと。そのために役場がもうちょっと馬産振興に力を入れてはどうかと。ただ、馬事振興会の要請があったから、それに対して何か行おうとか、そういうことではなく、もっと行政が力を入れたらどうかと、こう思うわけです。町長は、押しなべておっしゃるのは、これは経済のことだから農協さんあたりがと、こうおっしゃるかもしれませんが、そうではなく、やはり馬を標茶町としてどう扱うか、一つの産業としての位置づけを明確にすべきではないかという提案でございまして。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私がお答えをするのは、議員が既に指摘をされておりますとおりでございまして、極めて経済的な判断が必要だというぐあいに考えております。

ただ、馬を飼ってきたという歴史、伝統文化については何とかつなげてきたいということで、先ほどもお答えをいたしましたように、馬と暮らせる地域づくりということで、乗用馬の可能性について取り組んでいるということでありまして、これが今後どういった展開が期待できるのか等々については、関係機関とともに何とかそれが広がるように取り組んでまい

りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今年度、地域おこしの協力隊というか、この活用については乗馬と、もう一つは地域おこし協力隊は、これ馬と関係ないのですが、観光を1つメインとしたそういう協力隊も、2つの違う協力隊が存続するというので、これ予算の中で計上していますけれども、私が言っているのは、乗馬もしかり、馬ですからいいのかと思うのですが、もうちょっと農耕馬、重種系馬というかな、そういう大きな馬を主にこの標茶の発展をしたらどうかと。そのために地域おこし協力隊というものを使えないかなと、こう思うわけです。そこはどうですかね。前向きに地域おこし協力隊なるものを活用する考えはないですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

重種系ということになりますと、いわゆる目的は鞍馬もしくは肉用という形になるかどうかと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、肉用の市場等については、これは押しなべて経済が決める話でありますし、実際に現在のいわゆる輸入状況等も踏まえたときに、国内生産がこの後どういうぐあいに展開をしていくか等々については、非常に不透明であると。したがって、それについてという。

ただ、乗用馬については、先ほど私言いましたように、昨年1年間やってみて、都会の方たちが、やはり都会に住んでいるということで、馬に乗りたいという希望が非常に強いということは踏まえておりますので、これについては伸ばしていけるのではないのかなと考えておりますので。

それと、議員もご案内のように、標茶にはセントラルさんという非常に素晴らしい牧場がありまして、日本の乗用馬の大体半分以上はセントラルさんが育てたというぐらいの状態があります。だから、やっぱりこのやはり伝統、せつかくの文化を何とか守っていくために、そのためにどういったことができるか等々。

ただ、いずれにしても、馬を飼養して、馬を調教する人間をどうやって確保していくのかということになりますので、そこら辺のところは町が率先していくという形ではなくて、やはり一般的なニーズと生産者の間を情報をつなげていくという、そういった形で新年度もそこら辺の取り組みは充実させてまいりたいというぐあいに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思いますし、鞍馬に対する考え方については、これはいろんなご意見があるかと思いますが、世の中の鞍馬の状況等々を踏まえたときに、果たしてこれがどういうぐあいにいくのかについては、私はそれほどの確信を持っているわけではございませんので、ぜひそれはいろんな方の意見をお聞きしながら判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） やらないというお話が出なかったもので、これ前向きかなと、こう思

うのです。

もうちょっと踏み込むと、町長が頭の中でイメージされているのは乗用馬、こういうことかなと、それをもうちょっと発展させたいと、こういうお話だと思うのですけれども、私は、町長もご案内のとおり、馬の肉を食するようなそういう文化が日本にはあるわけですよ。ですから、その供給基地となるような標茶町をつくっていったらいかがかなと。そのために、こういういろんなアイデアを中央のほうからというか、大きな都会の方からいろんなノウハウを持った人、そういう者を連れてきて、また3つ目の地域おこし協力隊なるものをつくっていただきたいと、こう切望するのですよ。いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、肉ということに関して言うと、これは極めて経済的な行為だと思っておりまして、国内外のグローバルに動く市場をどうにらんでいくか等々について行政のほうでどういった方向ということは、これは私どもの任務ではないと私は考えております。

先ほど言いましたように、乗用馬というのは、文化の継承という意味で、標茶町がやはり先人たちのせっかく築き上げたものをということで言うと、かなり重要なものではないのかなと思っておりますし、実際に昨年1年間やってみて、ある程度見込めるということでありますので、これについては取り組んでまいりたいと思っております。

また、議員がおっしゃるようなことが実際に、例えば世の中として鞍馬の人气が非常に高まって需要が高まったとか、そういったことであれば、それはまたそれを判断して生産にという方が、もし町内でそういった方が出られて、農協さんもそういった取り組みをされるということであれば、町としてはそれなりの支援はしてまいりたいと思っておりますけれども、現時点においては、そういった状況にはないというぐあいに私は判断をしておりますので、ぜひご理解をしていただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） これは感覚の違いというか、標茶に住んでいた者の切望であります。町長はちょっとそこが私とは意見が違うなど、残念に思うわけですが、これについては経済団体である農協だとか、あるいは農林水産省の十勝にある馬の試験場、こういうところへちょっと僕も出て、いろいろと調べてきたいと思っております。この件については、また引き続き、どこかの機会で行いたいと、こう思っていますので、よろしく願いいたします。

私の質問は、これにて終わります。どうもありがとうございました。

○議長（館田賢治君） 以上で、1番、櫻井君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎議案第11号

○議長（舘田賢治君） 日程第2。議案第11号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第11号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成29年度の過疎対策事業の起債要望申請に係る、「標茶町過疎地域自立促進市町村計画」の一部変更でございます。

当該計画には、平成28年度から平成32年度までの計画事業が掲載されておりますが、29年度に教員住宅建設事業を追加いたしたいことから、計画の一部を変更するものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第11号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定に基づき、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものであります。

次ページをお開きください。

別紙、7教育の振興、（3）計画（平成28年度から平成32年度）の表中の変更でございます。

なお、表につきましては左から事業名、事業内容、事業主体となります。

屋内運動上、標茶中学校講堂防音事業、町。スクールバス・ボート、教育振興対策事業（スクールバス整備）、町を

屋内運動場、標茶中学校講堂防音事業、町。教員住宅、教員住宅建設事業、町。スクールバス・ボート、教育振興対策（スクールバス整備）、町に変更するというものでございます。

以上で、議案第11号の提案趣旨説明を終わります。

○議長（舘田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 過疎債につきましては、一昨年ですか、変更に伴ってということで説明を受けたところでございますけれども、その時点では33年度までの計画変更ということで、新たに策定すると。いわゆる延びたのですよということで説明ございました。それで今回、教育の振興ということで28年度から32年度の表の中を変えていくということですが、過疎法全体の計画というのは33年度までの変更という捉え方ではないのかなと思って、まずそこをお聞きすると、もう1点は事業名は教職員住宅ということで、いろいろと活性化内容といって教員住宅の建設事業、年度的にはいつを視野にいれているのかということと、教員住宅の建設ですから標茶町の統廃合に伴って、それをいろんなことで、何カ所かにしようということなのかなと思います。わかる範囲で、年度、内容そしてまたどの辺の地区を視野にいれているのか。この2点についてお伺いします。

○議長（舘田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 教員住宅の事業内容については、現場の教育委員会のほうからお答えいただきたいと思いますが、過疎計画の変更については私のほうからお答えさせていただきます。

平成28年度から平成32年度までの5カ年の新たな過疎計画の自立については、28年度に自立させていただきましたが、今回は事業の中身で当初、28年から32年の間で想定されなかった教職員住宅について今回、追加いたしたいという一部変更でございました。実際29年の2定、6月の補正予算の中で工事請負費については措置されておりますし、起債のほうについても道のほうと今協議中でございますので、その起債を借り入れる際には議会の議決が必要となりますので、今回変更の議案提案とさせていただきます。

○議長（舘田賢治君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えいたします。

今回のこの教員住宅建設事業の関係ですけれども、これにつきましては今年度、29年度に虹別小学校の教員住宅を1棟1戸建築いたしました。その関係でございます。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号は原案可決されました。

◎議案第12号

○議長（舘田賢治君） 日程第3。議案第12号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第12号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

このたびの標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康

保険法の一部改正に伴い、関係条文の改正と、北海道国民健康保険運営方針において、葬祭費の額が示されたことから、本町においても葬祭費金額の改正をするものです。

以下、提案内容についてご説明いたします。

議案書3ページ、議案説明資料は1ページをお開きください。

議案第12号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページをお開きください。

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

標茶町国民健康保険条例（昭和34年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 標茶町が行う国民健康保険の事務

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第7条の2第1項中「1万円」を「3万円」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案12号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号は原案可決されました。

◎議案第13号

○議長（館田賢治君） 日程第4。議案第13号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 議案第13号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村では、都道府県が決定した国民健康保険事業費納付金を納付するため、保険税を賦課・徴収することとなりました。

この制度改正により、平成29年3月31日に公布された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による国民健康保険税の改正部分が平成30年4月1日から施行されることに伴い、課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、ご提案申し上げるものです。

改正内容につきましては、国民健康保険税の課税額は、世帯主及び被保険者について算定した基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算額ですが、それぞれ国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額と改められたことによる条文の改正などがあります。

なお、本案につきましては、2月28日開催の第3回標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案により答申をいただいておりますことを申し添えます。

議案第13号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをお開きください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下内容につきましては、議案説明資料により行います。新たに追加するもの、大きな改正のある条文につきましては、改正文も合わせてご説明いたします。

議案説明資料の2ページをお開きください。

改正項目1番、課税額で、条項は条例第2条第1項第1号から第3号、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、国民健康保険事業費納付金に充てるための国民健康保険税の課税額として、第1号に基礎課税額、第2号に後期高齢者支援金等課税額、第3号に介護納付金課税被保険者につき算定した介護納付金課税額が規定されたものです。

施行は、平成30年4月1日、適用は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、

平成29年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとするものです。

議案の6ページにお戻りください。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

議案説明資料の2ページにお戻りください。

次に改正項目2番ですが、同じく課税額で条項は条例第2条第2項から第4項で、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、ただいまの改正項目1番で第2条第1項に第1号から第3号が規定されたことによる条文中の字句の修正で、第2項は「前項」を「前項第1号」に改め、第3項は「第1項」を「第1項第2号」に改め、第4項は「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削るものです。

施行及び適用は、改正項目1番と同じであります。

次に改正項目3番、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額で、条項は条例第5条の2第1号、改正内容は、条文中の字句の修正で、「（昭和33年法律第192号）」を削るものです。

施行及び適用は、改正項目1番と同じであります。

議案の7ページをお開きください。

附則につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第13号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号は原案可決されました。

◎議案第14号

○議長（館田賢治君） 日程第5。議案第14号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第14号、標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成30年4月1日から取り組む、第7期介護保険事業計画が平成30年度から平成32年度の3年間の計画期間となることから保険料率の適用期間の改正を提案するものです。

以下、内容についてご説明いたします。議案書8ページ、議案説明資料は3ページをお開きください。

議案第14号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページにまいります。

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例

標茶町介護保険条例（平成12年標茶町条例第25号）の一部を次のように改正するものです。

保険料率の適用期間を改めるため、第7条中「平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改めるものです。

附則といたしまして

この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第14号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号は原案可決されました。

◎議案第15号

○議長（館田賢治君） 日程第6。議案第15号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第15号、標茶町指定居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、介護保険法及び生活保護法の一部が改正され、その内「居宅介護支援」に係る内容を示した関係条文について、所要の改正を行うものです。

以下、内容について説明いたします。

議案書10ページ、議案説明資料は4ページをお開きください。

議案第15号 標茶町指定居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町指定居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するも

のです。

次ページにまいります。

標茶町指定居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例

標茶町指定居宅介護支援事業所設置条例（平成18年標茶町条例第1号）の一部を次のように改正するものです。引用法律である介護保険法の一部改正に伴う関係条項の改正にあわせるため、第3条第1項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改めるものです。

次に引用法律である生活保護法の一部改正に伴う関係条項等の改正にあわせるため、第4条第2号中「第1号及び第5号」を「第1号、第5号及び第8号」に改めるものです。

附則といたしまして、

この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第15号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号は原案可決されました。

◎議案第16号

○議長（館田賢治君） 日程第7。議案第16号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第16号、標茶町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、介護保険法及び生活保護法の一部が改正され、そ

の内「介護予防サービス」及び「地域支援事業」に係る内容を示した関係条文について、所要の改正を行うものです。

以下、内容について説明いたします。

議案書12ページ、議案説明資料は5ページをお開きください。

議案第16号 標茶町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。次ページにまいります。

標茶町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例

標茶町地域包括支援センター設置条例（平成18年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正するものです。引用法律である介護保険法及び生活保護法の一部改正に伴う、関係条項等の改正にあわせるため、第5条第1項ただし書中「同条第1号」を「同条第1号及び第2号」に改め、同条第2項中「第5号」を「第5号及び第8号」に改めるものです。

附則といたしまして

この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第16号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号は原案可決されました。

◎議案第17号

○議長（館田賢治君） 日程第8。議案第17号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第17号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

このたびの標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

内容は、国民健康保険の被保険者であって、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることと、されたことに伴い、町が保険料を徴収する被保険者にこれを加えることにするものです。

以下、提案内容についてご説明いたします。

議案書14ページ、議案説明資料は6ページになります。

議案第17号 標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。次ページをご覧ください。

標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

標茶町後期高齢者医療に関する条例（平成20年標茶町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」及び「第2項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

（3）法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本町に住所を有するとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則中第2条を削り、第3条を第2条とする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第17号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます

よって、議案第17号は原案可決されました。

◎議案第18号ないし議案第20号

○議長(館田賢治君) 日程第9。議案第18号、議案第19号、議案第20号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長(伊藤順司君)(登壇) 議案第18号「標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第19号「標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第20号「標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の提案趣旨並びに内容について、一括してご説明いたします。

本案3件につきましては、介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の一部を改正する省令(平成30年1月18日)が施行されたことにより、町条例で規定する基準等のうち、関係する規定について所要の改正を提案するものであります。

また、条例内で、引用している宛先条文、字句の修正について、あわせて、引用条項の整理につきましても所要の改正を提案するものであります。

議案第18号の内容について説明いたします。

議案書16ページ、議案説明資料は7ページの資料①、12ページの資料②をお開きください。

議案第18号 標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。次ページへまいります。

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容の説明につきましては、議案説明資料の7ページの資料①を中心に説明いたします。

提案趣旨につきましては、最初の説明と重複しますので省略します。

次に、条例制定案の概要でございますが、条例改正の考え方につきましては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に沿った改正とし、本町において国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特殊性はないと考えられることから、原則、国の基準のとおりといたします。

主な改正内容につきましては、次ページの別紙によりご説明いたします。8ページをご覧ください。

1は、目次関係でございますが、地域密着型サービスに「共生型地域密着型サービス」が新たに追加となったため、当該基準を定めることとし、第10章中第5節を繰り下げ第6節とし、第5節として「共生型地域密着型サービスに関する基準」を追加するものであります。

また、「第221条の2」及び「第221条の3」の2条建てで「共生型地域密着型通所介護の基準」を規定するものでございます。

2番の引用する条項等の改正につきましては、「介護保険法の一部改正」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正」に伴い、本条例内において引用する条項が変わるため、引用先の改正を行うものでございます。

3は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第2章の第4条から第44条）に係る改正でございますが、①のアは、第6条第2項関係で、オペレーターに係る基準の見直しとなっております。オペレーターは、利用者からのコールを受け付け、内容に応じて適切に対応し、必要に応じて相談対応や訪問の指示を行う業務を担っています。

利用者に支障がない場合は、サービス提供責任者が業務を担うことができるとされていた資格の基準を3年以上の実務経験のある者から、1年以上でも可能とする規定に改めるものです。ただし、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き3年以上としているところでございます。

①のイの部分は、第6条第6項から第8項関係で、日中のオペレーター業務の兼務に関する基準の見直しとなっております。兼務ができる範囲を拡大したものです。

日中とは、午前8時から午後6時まで、夜間・早朝とは、午後6時から午前8時までとされています。日中のオペレーター業務において、利用者に支障がない場合は、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」の兼務、及び指定訪問介護事業所と指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認める旨を規定、夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときも兼務を認める規定に改めるものでございます。

②は、第39条第1項関係で、介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービス、通所介護に合わせて、年4回から年2回、6カ月に1回程度の開催にする規定に改めるものです。

③は、第39条第4項関係で、利用者の全てが、同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住している実態を踏まえ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所に対し、所在する地域の利用者に対してサービスの提供することを明確に規定するものでございます。

9ページへまいります。

4は、夜間対応型訪問介護看護（第3章の第45条から第59条）に係る改正でございます。

①は、第47条第2項関係で、先ほど3の①のアで説明した内容と同様に、オペレーターに係る基準を見直し、サービス提供責任者が業務を担うことができるとされていた資格の基準を3年以上の実務経験のある者から、1年以上でも可能とする規定に改めるものです。ただし、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き3年以上としているところでございます。

5番目は、認知症対応型通所介護（第4章の第60条から第66条）に係る改正でございます。

①は、第65条第1項関係で、認知症対応型通所介護には、単独型、併設型、共用型の3種類があり、このうち共用型について、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該施設の入居者数と当該施設の利用者数の合計が1日あたり12人以下とすることを規定するものです。従来、1ユニット9名のところ、9名を超えてサービスの提供ができなかったところですが、今改正で9名プラス3名まで提供可能となるものでございます。

6番目は、認知症対応型共同生活介護（第6章の第109条から第128条）に係る改正でございます。

①は、第117条第7項関係で、従来、身体的拘束等に関する基準等を規定していませんでしたが、本改正において、緊急やむを得ない理由の記録や3カ月に1回以上の検討委員会開催の義務付け、指針の整備、介護職員への研修の実施などについて規定するものでございます。

7番目は、地域密着型特定施設入居者生活介護（第7章の第129条から第149条）に係る改正でございます。

①は、第138条第6項関係で、先ほど説明しました内容と同様の内容ですが、身体的拘束等の適正化を図る観点から、指針の整備、検討委員会の開催等の義務付けを規定するものでございます。

②は、第151条及び152条関係で、介護療養型医療施設または医療療養病床から、医療機関併設型の指定地域密着型特定施設入居者生活介護へ転換する場合の特例を規定するものです。介護療養型医療施設では、状態が比較的安定しているが長期の療養が必要という場合に、日常生活の支援、リハビリ、療養の世話などが受けられますが、主に療養病床持つ病院や診療所などがサービスを行っています。

当該施設等が、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、いわゆる定員29人以下の介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、ケアハウスに転換する場合の特例として、「iとして適切なサービスが提供される場合に、生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者の兼任を認め」、「iiとして支障がない場合に限り、浴室、便所、食堂、機能訓練室の兼用を認める」ことを規定するものでございます。

次ページにまいります。

8番は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第8章の第1節から第4節の第150条から第177条）に係る改正でございますが、①は、第157条第6項関係で、先ほどもご説明いたしました、身体的拘束等の適正化を図る観点から、指針の整備、検討委員会の開催等の義務付けを規定するものでございます。

②は、第165条の2関係で、入所者への医療ニーズの対応としまして、入所者の病状の急変に備えるため、あらかじめ配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めることの義務付けを規定するものでございます。

9番目は、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第8章の第5節第178条から第189条）に係る改正でございます、

①は、第182条第8項関係で、先ほど説明しました内容と重複しますが、身体的拘束等の適正化を図る観点から、指針の整備、検討委員会の開催等の義務付けを規定するものでございます。

②は、第186条関係で、入所者への医療ニーズの対応としまして、入所者の病状の急変に備えるため、あらかじめ配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めることの義務付けを規定しているところでございます。

10番目は、看護小規模多機能型居宅介護（第9章の第190条から第202条）に係る改正でございます。

①は、第191条関係で、看護小規模多機能型居宅介護とは、一つの事業所と契約することにより、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護に加え、主治医の指示に基づく訪問看護も組み合わせて利用できるサービスとして、平成27年4月1日から、従来複合型サービスと言われていたものが地域密着型サービスとなり、今回の改正で、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準を創設し、当該基準を規定するものでございます。登録定員は、18人以下となる事業所です。

②は、第195条第2項関係で、診療所が看護小規模多機能型居宅介護事業所として指定されている場合の、宿泊室については、宿泊サービスが提供できない状況にならないように、利用者専用の宿泊室として1病床確保したうえで診療所の病床を届け出ることを可能とすることを規定しているものでございます。

11番は、地域密着型通所介護の第10章に新たに第5節として加える改正でございます、第221条の2、第221条の3の2条分を追加するものでございます。

内容としましては、地域密着型通所介護に共生型地域密着型サービスの基準を創設するものですが、共生型サービスの趣旨としましては、高齢者と障害者児が共に利用でき、サービスを受けられる制度となっており、平成29年の介護保険法の改正において、介護保険または障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅サービスの指定も受けやすくする「共生型居宅サービスの指定の特例」を設け、当該指定を受ける場合の基準を省令で定めたため、本条例において規定をするものでございます。

条文内容としては、基本的な部分は他のサービス基準を準用する内容となっております。

12番目は、療養通所介護（第10章の改正後の第6節第222条から第239条）に係る改正で、①として、第226条関係で、先ほど説明しました地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点として、指定療養通所介護事業所の定員数を9人から18人に引き上げることを規定するものでございます。

13番目のその他につきましては、平成30年度から新たな介護保険施設の類型として、介護医療院が創設されることに伴い、施設等の種類を掲げる規定のうち、必要な個所に「介護医療院」を加えるものでございます。

介護医療院については、介護療養病床のサービスと老人保健施設相当以上のサービスの2つのサービスが提供されるよう基準が整備されています。

最後に附則としまして、

この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

続きまして議案第19号の内容について説明いたします。

議案書43ページ、議案説明資料は64ページの資料①、66ページの資料②をお開きください。

議案第19号 標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページにまいります。

標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正するものでございます。

以下、議案説明資料の64ページの資料①を中心に説明いたします。

提案趣旨は、最初の説明と重複しますので省略いたします。次に条例制定案の概要でございます。

条例改正の考え方につきましては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に沿った改正とし、本町において国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特殊性はないと考えられることから、原則、国の基準のとおりとします。

主な改正内容につきましては、次ページの別紙により説明いたします。65ページをお開きください。

1は、引用する条項等の改正であります、「介護保険法の一部改正」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、本条例内において引用する条項が変わるため所要の改正を行うものであります。

2番目としまして、介護予防認知症対応型通所介護（第2章の第4条から第42条）に係る改正でございますが、①として、第9条第1項関係で、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直しを行うものであり、共用型について、ユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設における利用定員数を、「1施設あたり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」とする規定に改めるものでございます。

3番目としまして、介護・医療連携推進会議の開催に係る改正でございますが、第39条関係で、地域の連携を趣旨として、介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の通所サービスと同様、概ね6カ月に1回以上の開催を義務付ける規定に改めるものでございます。

4番目としまして、介護予防認知症対応型共同生活介護（第4章の第70条から第90条）に係る改正で、①としまして、第78条第3項関係で、身体的拘束等のさらなる適正化を図るべく、身体的拘束等の適正化のための指針の整備、対策を検討する委員会の定期的な開催等の義務付けを規定するものでございます。

5番目としまして、その他でございますが、平成30年度から新たな介護保険施設の類型として、介護医療院が創設されることに伴い、施設等の種類を掲げる規定のうち、必要な個所に「介護医療院」を加えるものとし、関係する条項等を整理するものでございます。

以上で、議案第19号の内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第20号でございます。

議案書51ページ、議案説明資料は81ページの資料①、83ページの資料②をお開きください。

議案第20号 標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものでございます。

次ページへまいります。

標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては議案説明資料の81ページの資料①を中心にご説明いたします。

提案趣旨につきましては、最初の説明と重複しますので省略いたします。

次に、条例制定案の概要でございますが、先ほどと同様に条例改正の考え方につきましては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に沿った改正としまして、同様に本町において国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特殊性はないと考えられることから、原則、国の基準のとおりといたします。

主な改正内容につきまして次ページの別紙により説明させていただきます。

82ページをお開きください。

1は、先ほどと同様、引用する条項等の改正であります、「介護保険法の一部改正」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、本条例内において引用する条項が変わるため所要の改正を行うものでございます。

2番目としまして、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携（第3章の第4条）に関する改正でございますが、第4条第4項関係で、障害福祉サービスを利用してきた障害者の方が、介護保険サービスを利用することとなった場合に、ケアマネジャーと障害福祉制度での相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護事業者と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する特定相談支援事業者と連携しなければならないことを規定するものでございます。

3番目としまして、公正中立なケアマネジメントの確保（第5章の第7条から第31条）に関する改正でございますが、第7条第2項関係で、指定介護予防サービス事業所等は、利用申込者との契約に当たり、利用者やその家族に対して、ケアプランに位置付ける介護予防サービス事業については、複数の事業所を紹介するよう求めることができる内容説明をすることの義務付けを規定するものです。他の事業所との比較が可能であることを理解してもらう内容となっております。

4番目は、医療と介護の連携の強化に関する改正でございます。

①のアにつきましては、第7条第3項関係で、指定介護予防サービス事業所等は、介護予防支援の提供の開始時に、利用者やその家族に対し、利用者が入院するような事態が生じたときは、担当するケアマネジャーの指名等を入院先の医療機関に提供して欲しい旨を依頼することの義務付けを規定するものでございます。

①イのiにつきましては、第33条第1項第13号の2関係で、指定介護予防サービス事業所

等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリングなどの際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等を、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師などに必要な情報の伝達を義務付ける規定となっているものでございます。

また、ii は、第33条第1項第20号の2関係でございますが、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て医師等の意見を求めなければならないとされ、それを持って介護予防サービス計画を作成したときは、意見を求めた主治の医師等に対してケアプランの交付の義務付けを規定するものでございます。

最後に附則としまして、

この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第18号から議案第20号までの提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

はじめに議案第18号から行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ議案第18号の質疑を終わります。

次に議案第19号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ議案第19号の質疑を終わります。

次に議案第20号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ議案第20号の質疑を終わります。

以上で議題3案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、議題3案を一括して採決いたします。

議題3案、いずれも原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号、議案第19号、議案第20号は原案可決されました。
休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第21号

○議長（館田賢治君） 日程第10。議案第21号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第21号、標茶町指定居宅介護支援事業所の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）第6条の規定による介護保険法の改正（平成30年4月1日施行分）により、北海道から市町村に指定・指導権限が移譲されることとあわせ、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の一部を改正する省令（平成30年1月18日）が施行されたことにより、当該改正内容を本条例に反映させ制定するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案書56ページ、議案説明資料は89ページの資料①、92ページの資料②をお開きください。

議案第21号 標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

次ページにまいります。

標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

以下、議案説明資料の89ページの資料①を中心に説明いたします。

提案趣旨につきましては、最初の説明と重複しますので省略いたします。

指定居宅介護支援事業者につきましては、居宅介護支援とは、在宅の要介護者についてのケアマネジメントです。要介護者が、各サービスの適切な利用ができるよう、居宅サービス

計画を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるよう連絡調整等を行い、介護保険施設等への入所が必要な場合は紹介等を行います。この居宅介護支援は、指定を受けた居宅介護支援事業者が行います。

次に、条例制定（案）の概要でございます。

条例改正の考え方につきましては、これまで北海道が所管していた指定居宅介護支援事業所の指定基準等に基づき制定します。

そのうえで、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第4号）による改正内容を反映した基準省令の内容を加味します。

町独自の内容としましては、他の町基準条例と合わせ第2条に「暴力団及びその役員等のうち暴力団員のあるもの」を除くとの表記を加え、及び第31条第2項に定める記録の保管期限について、道の基準では2年としている保存期限について5年を適用しております。

北海道が定めていた基準条例から改正された、主な内容につきまして、次ページの別紙により説明させていただきます。

90ページをお開きください。

1の、目次関係でございます。本条例で定めようとする事項は、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準、基準該当居宅介護支援の人員及び運営に関する基準であるため、省令の「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に合わせるもの」でございます。

2の、第1章 総則（第1条）関係ですけれども、条例内容の根拠となる法令、介護保険法である旨を示し、指定に関する事項及び事業の人員、運営に関する基準を定めることを趣旨としているものでございます。

3番目の、第2章 指定居宅介護支援事業者の指定（第2条）ですけれども、介護保険法第79条第2項第1項の条例で定める者とは、個人であるため、法人に限定する旨を規定しているものでございます。

4の、第3章 指定居宅介護支援の事業の基本方針（第3条）ですけれども、第3条第3項では、「指定居宅サービス事業者」の定義を規定しております。

なお、本項にいう「指定居宅サービス等」には、その定義上、指定地域密着型サービスも含まれるものとなっております。

第3条第4項では、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、介護保険サービスを利用する場合等において、ケアマネージャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にしているものでございます。

このことは、地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備において、地域共生社会の実現を推進する一環として取り組まれるものでございます。

5番目の、第4章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準（第4条及び第5条）で

すが、第4条では、今回の改正で省令第3条第2項中に「介護支援専門員」の言葉が存在しなくなり、改正後は「介護保険法施行規則に規定する主任介護支援専門員」となったことから、括弧書き改正が必要となり削除することになったものでございます。

第5条第2項では、質の高いケアマネジメントを目的に、居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、当該事業所の管理者は、主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネジャーであることを要件とする規定となっております。その際、一定の経過措置期間を設けることとしており、この経過措置については、附則第2項に規定しているところでございます。

6番目の、第5章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（第6条から第31条）ですが、第6条第2項では、事業者は、利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を、利用者に対して説明することの義務付けを規定するものでございます。

第6条第3項では、入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、入院する場合があったときは、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関へ提供することとし、利用者等に対して依頼しなければならないとする規定になっているところでございます。

第6条第4項から第8項では、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書等を交付する場合は、情報通信の技術、磁気ディスクやCD-ROMなどによる電磁的方法も可能であり、その場合は利用者等の同意が必要であることを規定しているものでございます。

第15条第1項第9号では、著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提とし、サービス担当者会議の招集を不要とすること等によりケアマネジメントプロセスを簡素化することとした規定になっているところでございます。

第15条第1項第14号では、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことの義務付けを規定するものでございます。

第15条第1項第20号では、訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村、いわゆる保険者が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当であるとのことから、ケアマネジャーが、厚生労働大臣が定める統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数（平成30年10月から施行することであり、附則第1項に規定するものである）の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、必要な理由を付し、市町村にケアプランを届け出ることの義務付けを規定しているものでございます。

第15条第1項第22号では、利用者が、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランの交付を義務づける規定となっております。

7番目の、第6章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第32条）ですが、基準該当居宅介護支援事業者は、一定の水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村判断により、そのサービスを保険給付の対象とすることができる事業者とされ、その基準について第3章の規定の一部を準用することを規定しているものでございます。

8番目の、その他ですけれども、基準省令の改正規定に係る部分について、所要の改正を行っているところでございます。

附則としまして、議案説明資料②の新旧対照表104ページをお開きください。104ページの資料ですけれども、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものであり、第15条第1項第20号に係る部分、第32条において準用する場合については、施行日を平成30年10月1日とするものです。この部分につきましては、さきほど訪問回数の多いケアプランの厚生労働大臣が定める回数という部分につきましては、30年4月1日以降に決定されるということを受けまして、この部分につきましては平成30年10月1日から施行するというものでございます。

また、経過措置としまして、附則第2項になりますけれども第5条第2項、第32条において準用する場合の介護支援専門員を、平成33年3月31日までの間は、第5条第1項に規定する管理者とすることができるとしております。この部分につきましては主任介護支援専門員でなければならないというところを平成30年3月31日までの間は介護支援専門員でもよしとすることを経過措置とするものでございます。

以上で、議案第21号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 1点お伺いしますが、議案59ページの管理者のところの第5条の2項、経過措置で33年の3月31日までに主任介護支援専門員を置かなくてはということなんです、これ仮に33年3月31日までに置けなかった場合というのは、この事業所はどのようになるのでしょうか。一生懸命努力するとは思いますが。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

基本的には事業所としての認可についてできないということになるかと思えます。ただ、こういった理由で置けないかということをお勘案することができるのかどうかということを含

めまして、今後、そういったような検討がでてくるかと思います。ただ、基本的には置かなければならないとされていますので、置かなければ指導という立場になろうかと思います。

○議長（館田賢治君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） その判断というのは、それぞれの自治体長が判断をするということなのでしょうか、それとも道になるのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） 判断につきましては、30年4月1日から町長が判断することになっています。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 議案の68ページ、それから説明資料で言えば91ページ。この説明資料で言ったほうがわかりやすいと思うので91ページで言うのだけれど、訪問回数の多いケアプランについては利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくという、市町村が促すというのは何か検討委員会みたいのがあるのかどうか。

それから、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護を位置づける場合には市町村にケアプランを届け出ることとするということで、これは町長がオクケーと出せば済む話なんだけど、一つは統計的にみて通常のケアプランよりかけ離れたというのはどういうことなのか。利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用、この文言は一体どういうことなのか。それから是正を促すというのはなんのために是正を促すのか、大抵、利用者というのはアセスメントしてケアプラン立てるときは必要だからそういうケアプランを立てると思うんですね。だけどそれが自立支援・重度化防止や地域資源というのはこれはボランティアのことでしょう、この有効活用等の観点からは是正を促すというのは一体どういうことなのかちょっと説明してください。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

この件に関しましては、昨年来、国の社会保障審議会でも討論されております、生活支援型の部分で本町で言えば101回というような回数が出ているという部分でございまして、この部分につきまして、通常からかけ離れているというような指摘が、国からは直接はないんですけれども一般的にはそういうふうに思われている状況はあります。この部分を是正していくということなんですけれども、本町では地域のケア会議というものがございまして、その中でいろんな職種の方が集まって、そのケアプランが妥当かどうかという判断をすることもできますので、そういったような会議を利用して、このプランがその人にとって適正かどうかという判断を町だけではなくて、いろんな職種の方が集まる中で、検討してもらいたいと思っております。あくまでも町単独でそのプランを否定するものではないというふうに考えて

おります。

国の流れとしては、在宅、やはり居宅のほうで介護をしていくという流れになっておりますので、その部分も含めて国では自立支援というようなことを念頭に介護保険制度が動いているような状況でございますので、その辺の文言が今回組み込まれたのかなというふうには考えております。ただ、一律にそういった考えではなかなか本町の場合は難しいということもありますので、その辺は臨機応変の考えていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） にわかにてできたような条文だけど、自立支援というのは介護支援制度ができた時点からもう自立支援はうたっているわけですよ。それが目的だってことですね。端的に質問しますけれどね、今までどおりに適正なアセスメントに基づいたケアプランを立てていきますよと、こういう条文ができたとしても。そういうことでいいですか。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

まだ、国のほうから具体的な数字、それからその内容等について示されていない状況でございますので、はっきりとこうやっていくというふうに断言できませんけれども。ただ、基本的なスタンスとしましては、必要な方がいるということであれば、その必要な部分についてケアしていくというのが、原課としては考えているところでございます。以上でございます。

○議長（館田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） すごく気になっていたんですけど、最後の質問ですが。厚労大臣が定める回数以上の訪問介護というのは、初めて聞く言葉なんですよね。いつごろ出るんですか、4月までに出てくるの……

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

現在のところ4月1日以降に出るというふうにしかな情報を得ておりません。具体的にいつ出るというのはまだ情報としては未確認な部分でございます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号は原案可決されました。

◎議案第22号ないし議案第28号

○議長(館田賢治君) 日程第11。議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号を一括議題といたします。

議題7案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君)(登壇) 議案第22号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成29年度一般会計補正予算(第7号)であります。年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、可能な限り決算数値に近づけるよう計数の整理を行い、また、現状において急を要するものについて追加するというもので、歳入歳出それぞれ8,236万1,000円を追加し、総額を129億3,610万1,000円にいたしたいというものでございます。

歳出の主なものにつきましては、育成牧場経費で1,199万7,000円、道営草地整備事業負担金標茶西地区1,447万5,000円、道営基幹農道整備事業負担金西地区で1,253万3,000円などがあります。なお減額につきましては事業実績等に基づく精査となります。

基金積立として、町有施設整備基金に5,000万円、減債基金に8,959万円、学校教育施設整備基金に3,000万円を追加しております。

他会計への繰出し等につきましては、国民健康保険事業特別会計に対し1,566万1,000円の追加、介護保険事業特別会計は799万7,000円の減額、簡易水道事業会計17万6,000円の減額、下水道事業特別会計は609万8,000円の減額であります。

一部事務組合負担金につきましては、釧路北部消防事務組合で1,656万2,000円の減額であります。

歳入につきましては、町税をはじめとするそれぞれの特定財源を見込むとともに、地方交付税の増額により収支のバランスを図ったところであります。

また、継続費で1件、繰越明許費4件、地方債で3件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明申し上げます。

補正予算の1ページをお開きください。

平成29年度標茶町一般会計補正予算(第7号)

平成29年度標茶町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,236万1,000円を追加し歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ129億3,610万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

18ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

6ページをお開きください。

第2表 継続費補正であります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業、補正前の総額1億7,650万円、年割額、28年3,050万円、29年1億4,600万円を補正後の総額1億7,541万4,000円、年割額は28年3,050万円、29年1億4,491万4,000円とするものであります。

29ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業。全体計画の計で申し上げます。補正前の年割額1億7,650万円、財源内訳であります。国道支出金、1億2,355万円、地方債5,290万円、一般財源5,000万円、前年度末までの支出（見込）額は、3,050万円、当該年度支出予定額1億4,600万円、当該年度末までの支出予定額1億7,650万円、継続費の総額に対する進捗率につきましては、28年17.3%、29年82.7%、計100%を補正後年割額1億7,541万4,000円、財源内訳は国道支出金1億2,278万9,000円、地方債5,250万円、一般財源12万5,000円、前年度末までの支出（見込）額3,050万円、当該年度支出予定額1億4,491万4,000円、当該年度末までの支出予定額1億7,541万4,000円、継続費の総額に対する進捗率であります。28年17.4%、29年82.6%、計100%とするものであります。

7ページにお戻りください。

第3表 繰越明許費であります。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、道営草地整備事業負担金（標茶西地区）1,500万

円。同じく（標茶南部地区）750万円。道営経営体育成基盤整備事業（通作条件整備型（基幹農道整備（保全対策型）））負担金（西熊牛地区）292万5,000円。同じく（阿歴内地区）1,057万5,000円であります。

次ページをお開きください。

第4表 地方債補正であります。

起債の目的、1 過疎対策事業。標茶中茶安別線道路改良70万円の減額、虹別17号線防雪柵設置10万円の減額、虹別61線道路改良は20万円の追加であります。除雪機械購入は210万円の減額。これにより補正前の限度額13億4,230万円から、270万円を減額し補正後の限度額を13億3,960万円とする。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じになります。

2 地域活性化事業。補正前の限度額4億470万円、1億3,080万円を減額し、補正後の限度額を2億7,390万円。起債の方法以下は補正前と同じになります。

7 公共施設等適正管理推進事業。新たに追加するものでありますが、先ほどの地域活性化事業で当初見込んでおりました郷土館事業についてこちらの起債に振り替えするものでありまして、新たに補正後の限度額を1億2,520万円と設定させていただくものであります。起債の方法につきましては証書借入、利率7.0%以内、償還の方法につきましては、政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるというものであります。

合計では、補正前の限度額21億5,110万円から830万円を減額し、補正後の限度額を21億4,280万円とするものであります。

30ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額、21億5,110万円、補正額830万円を減額し、補正後の額21億4,280万円。当該年度中元金償還見込額、9億8,667万8,000円。当該年度末現在高見込額は、補正前の額117億7,728万2,000円、補正額830万円の減額により、補正後の額117億6,898万2,000円とするものであります。

以上で、議案第22号の内容説明を終わります。

◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 4時15分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

署名議員 10番 平 川 昌 昭

署名議員 11番 本 多 耕 平

署名議員 12番 菊 地 誠 道

平成30年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成30年 3月13日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第22号 平成29年度標茶町一般会計補正予算
議案第23号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第24号 平成29年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第25号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第26号 平成29年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第27号 平成29年度標茶町簡易水道事業会計補正予算
議案第28号 平成29年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 2 議案第29号 平成30年度標茶町一般会計予算
議案第30号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第31号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第32号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第33号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第34号 平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
議案第35号 平成30年度標茶町病院事業会計予算
議案第36号 平成30年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 館田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副 町 長 | 森山豊君 |
| 総務課長 | 牛崎康人君 |
| 企画財政課長 | 高橋則義君 |
| 税務課長 | 武山正浩君 |

管 理 課 長	相 原 一 久 君
農 林 課 長	村 山 裕 次 君
農 林 課 参 事	柴 洋 志 君
住 民 課 長	松 本 修 君
保 健 福 祉 課 長	伊 藤 順 司 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
事 業 推 進 室 長	常 陸 勝 敏 君
水 道 課 長	細 川 充 洋 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
や す ら ぎ 園 長	中 村 義 人 君
農 委 事 務 局 長	相 撲 浩 信 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 育 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	蠣 崎 浩 一 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	小 野 寺 一 信 君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(館田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第22号ないし議案第28号

○議長(館田賢治君) 日程第1。議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号を一括議題といたします。

議題7案の提案理由の説明を求めます。

○議長(館田賢治君) 住民課長・松本君。

○住民課長(松本 修君)(登壇) 議案第23号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第3号)で、年度末を控え歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳出では、保険給付費で療養給付費が減少したことから500万円の減額。共同事業拠出金では保険財政共同安定化事業拠出金が1,000万円の減額。諸支出金のその他償還金では、平成28年度療養給付費負担金が確定したことに伴う、償還金として1,614万5,000円の増額。一般会計繰出金では、インフルエンザワクチン費用など特別交付金として国保会計へ交付されるため、関係経費を本来支出している一般会計へ繰り出すため132万2,000円を増額いたしました。

次に歳入ですが、国庫支出金で療養給付費負担金の500万円減額。国の普通調整交付金で2,881万円の減額。療養給付費交付金の平成28年度精算分として、28万8,000円の増額。保険財政共同安定化事業拠出金の減少により、北海道特別調整交付金の933万9,000円の減額。一般会計からのローカルルール分として1,566万1,000円を繰入し、繰越金は2,966万7,000円を追加し、精算返還金等の財源として充当して収支の均衡を図るものでございます。

なお、本案につきましては、2月28日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第3号)

平成29年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ13億9,360万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきご説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページへお戻りください。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第23号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第26号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）で、後期高齢者広域連合のシステムの誤りによる保険料還付により、還付加算金に不足を生じるため追加するものです。

以下、別冊の補正予算書に基づき、ご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成29年度標茶町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億962万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページへお戻りください。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第26号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 続いて、水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君）（登壇） 議案第24号、平成29年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、歳出につきましては、公共下水道整備費の執行精査及び公債費の減額補正でござ

います。それに伴い、歳入では、国庫支出金及び繰入金並びに町債の減額補正でございます。
以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成29年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,558万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,296万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明をいたします。

9 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表 地方債補正

起債の目的、1 公共下水道事業、補正前の限度額、1億4,460万円を300万円減額し、補正後の額1億4,160万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

10ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

変更合計額で申し上げます。

当該年度中増減見込み、補正前の額1億4,460万円に300万円を減額し、補正後の額1億4,160万円。当該年度末現在高見込額、補正前の額24億1,590万円に300万円を減額し、補正後の額24億1,290万円です。

以上で、議案第24号の説明を終わり、引き続き議案第27号のご説明をいたします。

議案第27号、平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、支出につきましては、維持管理費及び事業費の執行精査による減額補正。収入につきましては、それに伴い負担金及び道支出金並びに町債の減額補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度標茶町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,576万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,193万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明をいたします。

9 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表 地方債補正

起債の目的、1. 簡易水道事業、補正前の合計額910万円を400万円減額し、補正後510万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

10ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。変更合計で申し上げます。当該年度中増減見込み及び当該年度末現在高見込額は、補正前の額910万円に400万円を減額し、補正後の額510万円です。

以上で、議案第27号の説明を終わります。引き続き議案第28号の説明をいたします。

議案第28号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は平成29年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）で、執行精査に伴う消費税及び地方消費税の増額補正、建設改良費の減額補正を行うものでございます。

1 ページをお開きください。

平成29年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成29年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 平成29年度標茶町上水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額25万円を追加で、8,883万円。第1項営業費用、6万円減額で、7,753万円。第2項営業外費用、31万円の追加で、1,080万円。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,788万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額132万円及び過年度分損益勘定留保資金3,656万8,000円」を「3,690万3,000円は減債積立金875万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額107万円及び過年度分損益勘定留保資金2,707万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款、資本的収入、240万円の減額で410万円。第1項企業債、240万円の減額で410万円。

支出、第1款、資本的支出、338万5,000円の減額で4,100万3,000円。第2項、建設改良費、338万5,000円の減額で、1,443万5,000円でございます。

2ページをお開きください。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前の限度額650万円を240万円減額し、補正後410万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

以下、内容についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

4ページをお開きください。

平成29年度 標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(補正後)(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)変更となった項目だけ説明をさせていただきます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー、(1)当年度純利益から(14)利息の支払い額までの合計で申し上げます。補正前と比較して156万8,000円増の3,392万6,000円。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー、(1)から(3)の合計で申し上げます。補正前と比較して313万5,000円増のマイナス1,336万5,000円です。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー。(1)から(3)までの合計で申し上げます。240万円減のマイナス2,246万8,000円となります。

4 資金増加額は補正前と比較して230万3,000円増のマイナス190万7,000円。

5 資金期首残高は818万1,000円増の2億2,505万9,000円。

6 資金期末残高は補正前と比較して1,048万4,000円増の2億2,315万2,000円となります。次の5ページをお開きください。

平成29年度 標茶町上水道事業予定貸借対照表（補正後）（平成30年3月31日）までです。

資産の部、1 固定資産、（1）有形固定資産から（2）無形固定資産までの合計額で申し上げます。補正前と比較して388万円減の6億4,626万5,000円です。

2 流動資産につきましては、（1）現金預金から（3）貸倒引当金までの合計で申し上げます。補正前と比較して1,055万5,000円増の2億3,002万円です。資産合計としては補正前と比較して666万7,000円増の8億7,628万5,000円です。

6ページをお開きください。

負債の部です。3 固定負債から5 繰延収益までの合計で申し上げます。補正前と比較して209万1,000円減の5億4,293万7,000円です。

次に資本の部。

6の資本金と7の剰余金の合計額で申し上げます。875万8,000円増の3億3,334万8,000円です。負債資本合計は補正前と比較して666万7,000円増の8億7,628万5,000円です。

3ページをお開きください。

平成29年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画書でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第28号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 続いて、保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第25号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）で、年度末を控え、保険事業及びサービス事業の2つの事業勘定につきまして、歳入・歳出の実績及びこれからの見込みにより所要額の精査を行い、このほか、保険事業勘定では、平成28年度繰越金、返還金の整理を行い、基金積立を行ったところであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

平成29年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成29年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,996万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,196万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,647万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

12ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページにお戻りください。

2ページから5ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と内容が重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第25号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） これより議題7案の審議に入ります。

質疑は逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第22号から議案第27号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第22号の歳出は款ごとに行います。

はじめに議案第22号、一般会計補正予算。

第1条、歳入、歳出予算の補正。

歳出から行います。

1款・議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） なければ、2款・総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） なければ、3款・民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 19ページの負担金の関係で、社会福祉協議会補助金が200万の減額となっておりますが、主な減額内容というのはなんでしょう。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

主に人件費でございまして、新規採用、当初見込んでいた人数とそれから29年新規採用された分、それから人事院勧告による給与確定における調整をしまして、このような減額となっております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、4款・衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、6款・農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 農業費の農業振興費でありますけれども、特にこの減額では酪農再興事業補助金が2,000万円の計画に対してだと思っておりますけれども、1,100万とかなり減額されております。この主たる内容をご説明願います。

○議長（館田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

これはですね、本来、草地更新の実績が想像ほどいかなかったということで、87件で779万9,000円の補助と、あと畜舎の廃止につきまして1件25万円の実績であります。それに基づいて減額しております。

○議長（館田賢治君） 6款、ほかに質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 23ページの林業費別表によりまして林業担い手対策推進事業補助金というのが27万の減額となっておりますが、これは林業労働者の人数が減ったための補助金減額という理解でよろしいでしょうか。

○議長（館田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

ただいまの質問なんです、人数的にも減りましたし、それによってかけた日数も減っておりますので、それによる減額であります。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、8款・土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、9款・消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、10款・教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、12款・公債費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、13款・諸支出金について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。
歳入、1款・町税から20款・町債まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、第3条、繰越明許費の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、第4条、地方債の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、以上で、議案第22号、一般会計補正予算を終わります。
次に、議案第23号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。
歳入・歳出予算の補正。
歳出、2款・保険給付費から10款・諸支出金まで、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、歳入・歳出予算の補正。
歳入、2款・国庫支出金から9款・繰越金まで、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、以上で、議案第23号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。
次に、議案第24号、下水道事業特別会計補正予算。
第1条、歳入・歳出予算の補正。
歳出1款・総務費から3款・公債費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳入、3款・国庫支出金から7款・町債まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、第2条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、以上で、議案第24号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第25号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

保険事業勘定。

歳出、1款・総務費から4款・基金積立金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、保険事業勘定。

歳入、2款・国庫支出金から7款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、第2条、歳入・歳出予算の補正。

介護サービス事業勘定。

歳出、1款・サービス事業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、介護サービス事業勘定。

歳入、2款・繰入金から4款・繰越金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、以上で、議案第25号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第26号、後期高齢者医療特別会計補正予算。

歳入・歳出予算の補正。

歳出、3款・諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、歳入・歳出予算の補正。

歳入、4款・諸収入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、以上で、議案第26号、後期高齢者医療特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第27号、簡易水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出、1款・総務費から2款・簡易水道事業費まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

12番・菊地君。

○12番(菊地誠道君) 9ページですね、簡易水道事業の中の工事請負費それから委託料も関連していると思うのですが、設計委託料ですか。これについてちょっと工事の減額ですけども、説明いただきたいと思います。

○議長(館田賢治君) 水道課長・細川君。

○水道課長(細川充洋君) 菊地議員お尋ねの9ページの簡易水道事業費、15節の工事請負費の減額の理由ということでございます。この部分の工事請負費については、括弧で受託分という形で記載をしております。これは他官庁からの要請によって工事費をつけているものです。今回は他官庁からの移設工事の部分につきましては、一部ありましたけれども、このような形で残額、執行していないという形になっております。もう一つ計装機器の設置工事費の請負残の部分については、これは落札の執行残でございます。同じく9ページの総務管理費の維持管理費の13節、全部で236万なにかしでございましてけれども、これも全部、執行精査による部分、落札率の部分よりお金を減額しているという形になります。以上でございます。

○議長(館田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

○3番(熊谷善行君) 今と同じページの維持管理費の中の委託料の部分で計装設備管理委託、それから水質検査委託はわかるのですが、施設管理委託というのは、何か水道関係の施設を委託しているということなんですか。

○議長(館田賢治君) 水道課長・細川君。

○水道課長(細川充洋君) 今お尋ねの9ページ、13委託料、施設管理委託料の部分ですけども、その部分についてはそれぞれ施設がございまして、11地区にございまして。その施設管理委託という形でお願いをして、これも執行残による部分という形で減額をした形になります。

ます。

○議長（舘田賢治君） 熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 11地区をどこにどういう形で委託しているのですか。

○議長（舘田賢治君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君） 1つは週に1回、各地区の施設の巡回点検、さらには計装設備関係の点検も一部含まれています。そういう形で計上しております。

（何事かいう声あり）

○議長（舘田賢治君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君） 具体的にはこちらの部分については、町内業者の水道業者さんと計装設備の部分については電気屋さん。これは町内ではございません。別の会社のほうで委託をしているという形になっております。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 9ページ、各種負担金の関係で500万の減額という……。まあ精査なんでしょうけれど、あまりにも大きい額を……。各種負担金ね、補助金。その内容。

○議長（舘田賢治君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君） お尋ねの部分、9ページの簡易水道事業の19節、各種負担金500万円の減額の理由という形のお尋ねかと思えます。

この部分については当初、虹別地区の水質に係わる部分の調査設計費という形で、当初500万円計上しておりました。この部分については道営事業の部分で農業農村整備事業実施計画という形で基本的には国、道それぞれ50%という形の補助率であったんですけども、この時点で全道内で実施調査地区が多い場合、その額にあぶれた部分になると困るという形で町村のほうにも負担を求めることがあり得るという形で500万を計上して、最終的には今回、平成29年度の分については全道的な規模で調査要望地区が少なかったため、全額500万補助という形で国、道のほうで負担をしていただいたという経過で減額補正をしたところでございます。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入、1款・分担金および負担金から6款・町債まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（舘田賢治君） なければ、以上で、議案第27号、簡易水道事業特別会計補正予算を

終わります。

次に、議案第28号、上水道事業会計補正予算。

第1条・総則から第4条・企業債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、以上で、議案第28号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題7案の逐条質疑は終了いたしました。

続いて、議題7案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、議案第22号から議案第28号まで、7案一括して採決いたします。

議題7案は原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号は原案可決されました。

◎議案第29号ないし議案第36号

○議長(館田賢治君) 日程第2。議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号を一括議題といたします。

議題8案の提案理由の説明を求めます。

副町長・森山君。

○副町長(森山 豊君)(登壇) それでは、議案第29号から第36号までの平成30年度各会計予算について、その概要をゆっくりと説明したいと思います。。

平成30年度の国における予算の動向等につきましては、町長からの町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきますが、閣議決定されました「平成30年度地方財政計画」では、地方交付税は2.0%の減額、臨時財政対策債は1.5%の減額となり、また、電気料の高騰等による歳出の増加など、地方財政は引き続き厳しい状況下に置か

れております。

持続可能な財政運営は重要課題でありますので、経常経費等の抑制に加え、261本の事業費予算の行政評価を実施する中で、事業の精査を行い、予算削減だけではなく、補強の必要な事業につきましては措置し、効率的で簡素な行政運営に配慮してきたところであります。

また、行政改革につきましては、第4期行政改革実施計画に基づき、引き続き、事務事業の見直しを行いつつ、一方で、必要な事務事業につきましては、積極的に取り組む努力をしていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

冒頭、資料の説明に入る前に、平成30年度予算に関わる特徴的な状況についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。自主財源の主軸をなします町税につきましては、予算上の比較であります。町民税の増などにより、対前年比3.4%、3,355万2,000円の増額を見込み、全体で10億2,587万8,000円と見込んだところであります。

普通交付税につきましては、平成30年度地方財政計画において減額方向が示されておりますが、総額では対前年比1億4,729万9,000円、率にして3.6%減の39億8,939万2,000円を見込み、そのうち、当初予算では対前年比1億7,931万6,000円減の37億5,587万6,000円を見込んだところであります。また、この額は交付税額の一番多かった平成11年度と比較して19億3,040万円ほど減少しております。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながら、かつ、今日的な経済情勢を鑑み、関係機関等との協議が整った建設事業等につきましては積極的に措置し、経常経費につきましては、これまで同様、不要・不急のものについては精査し、削減に努力するとともに、財政の健全性に留意し、一方、子育て支援、安全・安心対策、住生活対策、環境対策、教育対策、農林業対策等を重点的に取り組むよう努力をしたところであります。

このような状況下、景気動向等を注視しつつ、自主財源や特定財源の的確な補足に努めるとともに、各種事業遂行のために財政調整基金5億円、備荒資金8億5,000万円を支消し収支を整えたところであります。

実質収支不足は基金等への理論積み立て分8億3,949万4,000円を除きますと5億1,050万6,000円となります。

なお、当初予算策定時までに確定していない補助事業、または、内容の積み上げに時間を要するもの等につきましては、おって確定次第、補正措置を取らせていただくこととしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましては、112億500万円といたしました。前年度当初比では11億500万円の減、率で9.0%の減でありまして、平成29年度12月末予算と比較しますと16億1,294万5,000円の減で、率で12.6%の減となっております。

主な経費項目における予算額の前年対比では、経常経費では基金積立の増分を除き4,512万

4,000円、率では2.4%の増であり、その内容は燃料費、町長選挙費の増などによるものであります。

他会計及び一部事務組合への繰り出し金ではトータルで1億2,825万2,000円の増となっておりますが、主なものは介護会計1,873万5,000円の増、北部消防1億237万6,000円の増となっております。

ソフト事業では、7,290万6,000円減の14億4,538万5,000円ですが、新規では産前産後包括支援事業343万5,000円、観光振興対策事業で574万3,000円などがございます。

普通建設事業費等の新規では、ふれあい交流センター設備改修事業685万円、マテリアルリサイクル推進施設整備676万4,000円、磯分内弥栄線農道整備2,000万円、萩野4号線農道整備2,290万円、畜産競争力強化対策整備事業5億6,350万円、観光施設改修事業1,404万円等となっております。

また、平成30年度から標茶中学校校舎防音事業の工事に着手しますが、総額では18億4,653万円、平成30年度分は1億6,612万円となっております。

次に、特別会計ですが、平成30年度から都道府県化されます国民健康保険の運営に係る、国民健康保険事業事業勘定では、対前年比2億1,943万9,000円減の11億6,760万6,000円といたしました。積算の基礎であります。被保険者の見込みが2,627人でありまして、医療費の見込みは総額8億2,867万円であります。若人の一人あたりの医療費につきましては27万円、7歳未満の一人あたりの医療費につきましては21万5,000円、前期高齢者の一人あたりの医療費につきましては60万円、退職者の一人あたりの医療費につきましては65万円と推計し、保険者負担額では6億293万円を見込んでおります。

また、国民健康保険事業費納付金につきましては4億2,643万6,000円が道より示されております。

これらを基に算定いたしました本年度の保険税につきましては3億4,515万円を見込ませていただき、一般会計から8,340万9,000円の繰り入れを行うことで会計維持に努めることとしております。

次に、下水道事業特別会計ですが、前年比5,400万円減の予算額5億3,400万円であります。公共下水道につきましては処理場外ストックマネジメント計画策定業務、雨水管整備等で3,620万円を計上いたしました。

財源的には負担金、使用料が原則であります。面整備のため財源が不足しますので、円滑な下水道事業運営のために一般会計から3億1,928万4,000円を繰り入れし収支のバランスを図ったところであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。保険事業勘定で9億2,903万9,000円、サービス事業勘定で5億6,193万2,000円、総体予算額14億9,097万1,000円で、対前年比0.1%の増でありまして一般会計からの繰出しは3億825万5,000円を予定しております。

保険事業勘定については、第7期介護保険事業計画に基づき積算をしたところであります。

サービス事業勘定の内容につきましては、通所介護事業費6,124万5,000円、短期入所生活介護事業費3,167万円、介護老人福祉施設費4億5,079万2,000円、居宅介護支援事業費1,673万3,000円、介護予防支援事業費が134万2,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額1億1,551万6,000円となりました。積算の基礎であります対象者の見込みは1,428人で、歳出の内訳ですが、大半が後期高齢者医療広域連合納付金で1億1,438万1,000円となっております。

財源につきましては、保険料7,706万円が主であります。一般会計からは3,806万6,000円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしております。

簡易水道事業特別会計につきましては、対前年比3,400万円増の1億8,100万円といたしました。本年度は老朽化した計装機器の更新、受託工事の実施、検定満了量水器取替、道営農地整備事業負担金等の事業費を1億637万1,000円としております。

財源につきましては、水道使用料9,981万2,000円をはじめ、それぞれの特定財源を見込み、一般会計から1,846万3,000円を繰り入れし、収支のバランスを図ったところであります。

次に、企業会計のうち、病院事業会計であります。その業務予定量を年間入院患者数1万1,000人、一日平均30人、年間外来患者数3万2,900人、一日平均135人を見込みまして、収益的収支で11億5,773万9,000円、資本的収支のうち支出で1億1,508万6,000円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないように、一般会計から負担分3億9,624万5,000円と補助分1億8,032万2,000円の合計5億7,656万7,000円を繰り入れし収支を整えたところであります。

また、今年度は処方チェック用医薬品システム226万8,000円、画像情報管理システム421万2,000円を措置しております。

次に、上水道事業会計であります。本年度の業務予定量につきましては給水戸数2,193戸、年間総配水量51万4,500立米であります。それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては9,098万7,000円、支出は8,890万9,000円、また、資本的収支のうち支出を5,532万3,000円としたところであります。

なお、上水道事業会計におきましては、一般会計から523万7,000円の負担を受け、また、下水道事業特別会計から量水器減価償却相当分として501万1,000円の負担を受け財源調整に支障のないよう配意したところであります。

それでは、お配りしております「平成30年度 予算説明資料」につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

平成30年度における「各会計の概要」であります。先ほど申し上げました一般会計112億500万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに予算数値化を記載しております。

数値についての詳細については省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体では

146億9,409万3,000円で、対前年比8.3%の減となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の重複分のやり取りがありますので、その金額が7億6,747万7,000円となり、実質的な一般会計、特別会計の純計は139億2,661万6,000円で、対前年比9.0%減ということになります。

企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合計では対前年比8.8%増の12億5,775万9,000円、支出は0.4%減の12億7,280万8,000円となります。

上水道事業の収益的収入、資本的収入合計では対前年比1.3%増の9,768万7,000円、支出は8.5%増の1億4,423万2,000円となったところであります。

2ページをお開きください

一般会計の歳入であります。1款町税から20款町債までそれぞれ数値を記載してごさいます。主なものについての数値を申し上げます。

町税が3,355万2,000円増の10億2,587万8,000円、地方交付税は1億7,131万6,000円減の40億3,387万6,000円、分担金及び負担金は641万8,000円減の7,408万7,000円、使用料及び手数料は597万2,000円増の6億2,270万円、国庫支出金は4億2,221万1,000円減の7億9,421万4,000円、道支出金は5億6,519万5,000円増の12億282万4,000円、繰入金は363万円減の9億3,104万5,000円、諸収入は1億388万2,000円増の11億1,910万4,000円、町債は12億1,140万円減の9億5,760万円をそれぞれ見込んだところであります。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入のいわゆる自主財源であります。38億1,028万6,000円であり、収入総額に占める割合は34.0%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、73億9,471万4,000円で66.0%であります。ちなみに、前年度自主財源は29.9%、依存財源は70.1%でありました。

歳入の各款ごとの構成比であります。その主なものを申し上げます。町税9.2%、地方交付税36.0%、使用料及び手数料5.6%、国庫支出金7.1%、道支出金10.7%、繰入金8.3%、諸収入10.0%、町債が8.5%となっております。

次ページであります。歳出についてであります。

1款議会費から15款予備費までのそれぞれの数値を記載しております。前年度と比較いたしまして大きく増減があったものについて数値を申し上げます。

総務費が1億387万7,000円減の14億1,294万5,000円、衛生費が14億5,027万8,000円減の11億7,764万円、農林水産業費が5億5,171万2,000円増の21億5,734万2,000円、土木費が1億1,459万4,000円減の10億7,435万9,000円、消防費が1億135万2,000円増の4億155万4,000円、教育費が4,251万1,000円減の7億2,269万8,000円、公債費が6,629万円減の10億2,802万1,000円、職員費が1,601万円増の12億8,379万7,000円となりました。各款の構成比につきましてはお目通しいただきたいと存じます。

4ページをお開きください。

一般会計予算前年度対比表であります。一般会計歳出のうち性質別に区分けをし、前年度

予算と対比している表で、1の人件費から13の予備費までそれぞれ分類しております。

人件費につきましては14億583万2,000円で、歳出総体に占める構成比は12.5%で、前年度と比較しますと額では1,132万1,000円、率で0.8%の増となっております、構成比でも1.2ポイント増加しております。

物件費につきましては、17億4,045万8,000円であり、構成比は15.5%で、前年度と比較いたしますと額で6,558万円、率で3.9%の増、構成比でも1.9ポイントの増となっております。

以下、主なものを申し上げますと、補助費等につきましては、24億601万5,000円で、構成比は21.5%、前年度と比較しますと額で1億7,376万3,000円、率で7.8%の増、構成比でも3.4ポイントの増となっております。

普通建設事業費につきましては、24億7,356万3,000円で、構成比は22.1%、前年度と比較しますと額で12億2,795万5,000円、率で33.2%の減となり、構成比でも8.0ポイントの減となりました。

公債費につきましては、10億2,802万1,000円で、構成比は9.2%、前年度と比較しますと額で6,629万円、率で6.1%の減となり、構成比では0.3ポイントの増となりました。

積立金につきましては、5億1,250万2,000円で、構成比は4.6%、前年度と比較しますと額で7,953万9,000円、率で13.4%の減、構成比でも0.2ポイントの減となりました。

繰出金につきましては、7億8,752万3,000円で、構成比は7.0%、前年度と比較しますと額で3,477万円、率で4.6%の増、構成比でも0.9ポイントの増となっております。

歳出のうち、義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費の合計が29億4,257万1,000円であります。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらには補助費等のうちの消防、衛生処理組合、病院等の負担金、補助金と繰出金のうち他会計への繰出金を合計いたしますと71億6,683万3,000円となり、構成比で申し上げますと64.0%を占めます。

従いまして、これらを除く普通建設事業費等の政策的予算に使える費用は36.0%となっております。これを前年度と比べますと義務的経費は6,023万8,000円の減、構成比では1.9ポイントの増となり、普通建設事業費等は8.0ポイントの減であります。

5ページをご覧ください。

一般会計予算款別性質別分類表であります。これにつきましては性質別経費を款別に振り分けた資料でありますので、お目通しをいただきたいと存じます。

6ページをお開きください。

標茶町財政調整基金の運用状況についてであります。前段で申し上げましたとおり財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしていますが、本年度は5億円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては7ページに記載しておりますが、林業事業をはじめ記載の事業等を予定しております。

なお、財政調整基金の現在高は、平成29年度末で17億4,557万7,000円を予定し、平成30年

度につきましては記載の運用を予定し、年度末残高では16億6,333万7,000円となる見込みであります。

8ページをお開きください。

人件費を含めた款項目別予算比較表であります。先ほどの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、14款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を戻してゆくという想定をした場合の表であります。

例えば、議会費で申し上げますと、人件費を除く経費が6,332万円で、それに人件費2,634万9,000円を加えますと議会費の総額は8,966万9,000円ということになります。

人件費に係る職員数は右端に記載してあるとおりであります。人件費及び職員数につきましては予算編成時に確認できる状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化しますことをご理解賜りたいと存じます。

表の右側には款項目別の経費の財源内訳を記載しております。以下、そういう趣旨をもちまして記載しておりますが、この中で町民の皆様からの受益者負担をいただいている部分もありますが、その部分についてご説明をいたします。

まず、総務費のうち、ここには表示されておきませんが、「地域交通対策費」がありますが、町内6路線につきましてバス使用料を頂き運行しているわけですが、これにつきましては予算額が6,441万9,000円、バス使用料298万円を頂いておりますけれども、一般財源を4,912万6,000円投入しております。その充当率は76.3%となっております。

また、民生費のうち、常設保育所費につきましては、本年度の予算額が2億3,741万2,000円で一般財源の充当額は1億7,388万5,000円であり、これも73.2%と高い比率であります。

9ページになりますが、衛生費における塵芥処理費でありますけれども、数値はここに出してはおりませんが、予算額が1億8,624万8,000円で、ごみ処理手数料、再生利用品販売合わせまして2,002万8,000円であり、一般財源を1億6,559万7,000円充当しており、その充当率は88.9%となっております。これにつきましても経費の削減と共に処理手数料のあり方について検討が必要かと考えているところであります。

土木費では、都市計画費のうち都市公園整備費であります。これも表示されておきませんが、予算額が9,624万円で、90万円のパークゴルフ場使用料を予定しておりますが、一般財源が6,484万円で、その充当率は67.4%となっております。これにつきましては本年度は事業があり、その数値となっているものの、通常は90%を超える充当率となっております。

10ページをお開きください。

教育費では、幼稚園費が予算額2,454万2,000円で、その一般財源充当率は90.0%となっております。

保健体育費のうち保健体育総務費であります。これも表示されておきませんが、予算額3,977万1,000円で、体育施設使用料を25万5,000円予定しておりますが、一般財源を3,951万

6,000円充当し、その充当率は99.4%と高くなっております。

議会費から予備費までの一般財源充当額は73億9,785万円で、その充当率は66.0%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は60.5%であり5.5ポイント増加しており、引き続き高い水準であることから、継続して経費削減はもちろんのこと、ご負担のあり方についても検討する必要があると考えているところであります。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では人件費とその他の経費が分割されて計上されていますので、この数値が直接数字として現れていませんことをご理解いただきたいと存じます。

11ページになりますが、一般会計予算中の主な事業等経費の内訳ですが、当初予算に見込まれた事業に係る予算と財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設整備基金事業から移住促進事業まで、それぞれの事業ごとに予算計上しております。事業費総額は1億9,648万6,000円で、一般財源の充当額は1億3,844万3,000円であり、その充当率は、70.5%であります。

次に、民生費に係る事業ですが、11ページから12ページにかけて記載しております。

民生費の事業総額は4億1,095万5,000円で、一般財源の充当額は1億5,348万5,000円であり、その充当率は37.3%であります。

次に、衛生費であります。一般財源充当率は92.0%となっております。

次の労働費につきましては記載のとおりであります。

次に、農林水産業費につきましては、13ページから14ページにかけて記載しております。

事業費総額は、16億2,291万8,000円であり、一般財源充当額は3億2,627万1,000円、充当率は20.1%となっております。

次に、商工費につきましては、事業費総額は2億6,049万6,000円、一般財源充当額は6,049万6,000円で、充当率は23.2%であります。

次に、15ページにかけての土木費ですが、事業費総額は9億3,499万円、一般財源充当額は2億5,110万1,000円で、その充当率は26.9%となっております。

次の消防費につきましては記載のとおりであります。

次に、教育費に係る事業ですが、事業費総額は16ページに記載しておりますが、2億8,368万8,000円、一般財源充当額は7,989万2,000円で、一般財源充当率は28.2%となります。

次の災害復旧費につきましては記載のとおりであります。

事業費の減少につきましては、クリーンセンター最終処分場、焼却炉改築の事業完了に伴うものであります。

合計ですが、事業費として押さえております総額が38億3,745万5,000円で、この一般財源が11億2,621万8,000円であり、一般財源の充当率は29.3%となっております。

次に、1ページ飛びまして18ページの地方債の現在高見込み調書についてご説明いたします。

ご案内のとおり、地方債の借入や、これら残高につきましては財政の健全化を図る上で非常に重要な事項でありまして、これまで第1期から第4期行政改革を実施する中で、起債の抑制と共に、地方債残高を大幅に削減してきたところではありますが、一方で平成13年度から地方交付税の不足分を地方に肩代わりさせる方法、臨時財政対策債が措置されましたことから、起債額は増加しまして臨時財政対策債残高は平成30年度末見込みでは17年前と比較し15.1倍の35億6,143万9,000円となり、一般会計全体残高の30.2%を占めているところであります。

なお、この償還財源につきましては交付税措置されますことから特に問題はありますが、地方債残高を見る場合、残高合計額にはこのような事情が含まれておりますことをご理解いただきたいと思います。

なお、17ページの町税の説明資料、19ページの基金等の状況、20ページの一般会計当初予算のあらまし、及び、21ページの引き上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障に要する経費につきましてはお目どうしいたきまして、ご理解を賜りたいと存じます。

また、議案第29号から第36号までの提案内容等につきましては担当課長より順次ご説明いたしますのでよろしく願いいたします。

以上を持ちまして、議案第29号から第36号までの平成30年度各会計予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第29号の提案内容についてご説明申し上げます。

平成30年度標茶町一般会計予算

平成30年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112億500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、内容については、歳入歳出予算事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

44ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページから7ページまでの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

次に、8ページをお開きください。

第2表 継続費でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業でございます。総額1億430万円、年割額は30年度1,900万円、31年度は8,530万円。

10款教育費、3項中学校費、事業名、標茶中学校校舎防音事業、総額18億4,653万円、年割額は30年度1億6,612万円、31年度9億1,110万5,000円、32年度7億6,930万5,000円とするものであります。

149ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

全体計画の計で申し上げます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業。初めに、29年度から30年度までの分であります。年割額1億3,890万円、財源内訳であります。国道支出金9,723万円、地方債4,160万円、一般財源7万円。前年度末までの支出(見込)額2,520万円、当該年度支出予定額1億1,370万円、当該年度末までの支出予定額1億3,890万円。継続費の総額に対する進捗率であります。29年度18.1%、30年度81.9%、計100%というものであり

ます。次に30年度から31年度までの分であります。年割額1億430万円、財源内訳、国道支出金7,301万円、地方債3,120万円、一般財源9万円。当該年度支出予定額1,900万円、当該年度末までの支出予定額1,900万円、翌年度以降支出予定額8,530万円。総額に対する進捗率ですが、30年度18.2%、31年度81.8%、計100%とするものであります。

10款教育費、3項中学校費、標茶中学校校舎防音事業。年割額18億4,653万円、財源内訳、国道支出金11億6,808万8,000円、地方債6億7,760万円、一般財源12万2,000円。当該年度支出予定額1億6,612万円、当該年度末までの支出予定額1億6,612万円、翌年度以降支出予定額16億8,041万円、総額に対する進捗率、30年度9.0%、31年度49.4%、32年度41.6%、計100%とするものであります。

9ページにお戻りください。

第3表 債務負担行為

事項、パソコンLAN機器導入費。期間は平成31年度から平成34年度まで。限度額につきましては利子4,000円を含み、1,138万1,000円とするものであります。

150ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。

パソコンLAN機器導入費から、154ページ、くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」指定管理料まで、合計で41件の設定でございます。債務負担行為の限度額4億8,435万5,000円。前年度末までの支出（見込）額が3億3,581万6,000円。当該年度以降の支出予定額1億4,853万9,000円。財源内訳、国道支出金3,258万8,000円、一般財源で1億1,595万1,000円とするものでございます。

10ページにお戻りください。

第4表 地方債

起債の目的、1 過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良4,040万円、虹別61線道路改良2,460万円、除雪機械購入2,230万円、標茶中学校校舎防音事業6,430万円、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入7,890万円、医師確保対策で3,370万円、子ども医療費助成1,110万円、森林整備対策事業1,390万円、あわせて2億8,920万円。起債の方法は証書借入、利率7.0%以内。償還の方法、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、同じとなりますので説明につきましては省略とさせていただきます。

2 地域活性化事業、2億7,350万円。

3 公営住宅整備事業、1億5,600万円。

4 公共施設等適正管理推進事業、540万円。

5 緊急防災・減災事業、190万円。

6 臨時財政対策債、2億2,910万円。

7 災害援護資金貸付債、250万円。合計で9億5,760万円とするものでございます。

155ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計欄でご説明申し上げます。前々年度末現在高106億1,286万円、前年度末現在高見込額117億6,898万2,000円、当該年度中起債見込額9億5,760万円、当該年度中元金償還見込額9億3,066万6,000円、当該年度末現在高見込額は117億9,591万6,000円とするものでございます。

以上で、議案第29号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 続いて住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第30号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第30号は、平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算でございます。

平成30年度からの国民健康保険の運営主体が北海道へ移行されることから、款項目について変更されております。

歳出については、北海道が運営主体となることから共同事業拠出金、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金が廃款となりました。後期高齢者支援金等・介護納付金も廃款となりましたが、新たに国民健康保険事業納付金の中で支払うこととなります。

また、歳入につきましても、国や支払基金からの収入を直接北海道が担うことから、療養給付費交付金、前期高齢者交付金・共同事業交付金が廃款となりました。

その結果、平成30年度の国保会計の総額は歳入歳出それぞれ前年度から2億1,943万9,000円減の11億6,760万6,000円となります。

また、保険給付費は市町村の支出分は10割北海道から交付され、北海道から示された北海道国民健康保険事業納付金については、国民健康保険税と一般会計からの繰り入れが財源となります。

新年度予算の特徴といたしましては、被保険者数は平成28年度末と平成30年1月末の対比では、153名の減となっております。

医療費給付費の試算については、過去5年間の平均で一人あたりの医療費を推計し、被保険者数を乗じた額として、7億580万円を計上しています。

国保事業の運営につきましては、国民健康保険税が基本となっておりますが、保険税につきましても、3億4,515万円を見込ませていただき、一般会計から義務的経費として、7,020万4,000円、赤字補填として1,320万5,000円の繰入を行い会計の維持に努めることといたしました。

なお、本案につきましては、平成30年2月28日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、予算書に基づきご説明いたします。1ページをお開きください。

平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

平成30年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億6,760万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものであります。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に基づきご説明いたします。

14ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページへお戻りください。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第30号の提案趣旨並びに内容の説明を終らせていただきます。

続きまして、議案第33号の内容についてご説明いたします。

議案第33号は、平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成30年度予算の概要につきましては、保険料、医療給付費、事務費等について、北海道後期高齢者医療広域連合での試算に基づき、予算計上させていただきました。歳入歳出の総額1億1,551万6,000円に対前年度比では、589万8,000円の増額予算となったものであります。

増額の要因といたしましては、被保険者の所得の増加により一人あたり保険料が増加したことや、保険料軽減特例措置の見直しに伴う保険料の増加などによるものです。

以下、予算書に基づき説明させていただきます。

1ページをお開きください。

平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,551万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして、説明いたします。

10ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2 ページへお戻りください。

2 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第33号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時00分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君）（登壇） 議案第31号、平成30年度標茶町下水道事業特別会計予算の内容について、ご説明いたします。

歳入につきましては、分担金については前年度133万円減、公共下水道整備費の事業費減により国庫支出金は、前年度1,150万円の減、繰入金は前年度1,386万4,000円減、町債は2,800万円減の計上をいたしました。

歳出につきましては、総務費で前年度291万4,000円の減、公共下水道事業整備費では前年度2,276万7,000円の減です。主な事業は、標茶終末処理場の電気設備改築更新工事、下水道ストックマネジメント計画の詳細設計調査を行います。また、道路改良工事と合わせて雨水管整備費を計上しております。

1 ページをお開きください。

平成30年度標茶町下水道事業特別会計予算

平成30年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億3,400万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 億円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従いご説明をいたします。

12ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいまの説明と内容が重複しておりますので、省略をさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債

起債の目的、1. 公共下水道事業、限度額、8,680万円。

2. 特定環境保全公共下水道事業、限度額、2,980万円。限度額の合計は1億1,660万円で、起債の方法はいずれも証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

26ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

合計で申し上げます。

前々年度末現在高26億1,976万6,000円、前年度末現在高見込額24億1,290万円、当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額1億1,660万円、当該年度中元金償還見込額3億2,651万7,000円、当該年度末現在高見込額22億2,980万3,000円です。

24ページにお戻りください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給(平成25年度分)、融資予定額90万円、利率年2.3%で、債務負担限度額が4万2,000円、前年度末までの支出(見込)額4万1,000円、当該年度以降の支出予定額1,000円で、うち平成30年度は1,000円です。左の財源内訳は一般財源で1,000円でございます。

25ページです。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する損失補償ですが、平成25年度から平成29年度まで、いずれもありませんので、表中の金額はありません。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

引き続き、議案第34号の説明に入ります。

議案第34号、平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計予算の内容について、ご説明いたします。

歳入につきましては、使用料を前年度115万5,000円増見込で計上としております。繰入金につきましては、農業政策繰入金として、1,353万9,000円増の計上をしております。

歳出につきましては、工事請負費中、計装機器更新工事で3,000万円の計上、計量法に基づき水道メーターの更新で1,200万円、負担金で道営事業虹別地区において、水量及び水質安定に向けた基本および実施設計で1,700万円の計上をしております。

1ページをお開きください。

平成30年度 標茶町簡易水道事業特別会計予算

平成30年度標茶町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,100万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,400万円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従い説明をいたします。

10ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」はただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債です。

起債の目的、1. 簡易水道事業、限度額3,200万円、起債の方法は証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

20ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。合計で申し上げます。

区分、普通債、前々年度末現在高はありません。前年度末現在高見込額は510万円。当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込み額は3,200万円、当該年度中元金償還見込額はありません。当該年度末現在高見込額3,710万円です。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

引き続き、議案第36号のご説明をいたします。

議案第36号、平成30年度標茶町上水道事業会計予算の内容についてご説明をいたします。

収益的収支の収入につきましては、主たる収入である給水収益については、前年度83万7,000円増見込で計上としております。一般会計負担金につきましては、基準内繰入金として、13万7,000円の増額、営業外収益につきましては、前年度とほぼ同額を計上しております。

一方支出につきましては、営業費用で前年度112万6,000円の減、営業外費用で前年度128万円の減になっています。資本的収支の支出におきましては、平成22年度より行っている桜団地内での配水管の移設工事の継続と常盤地区においては、道路改良工事と合わせての配水管の整備及び計量法に基づき水道メーターの更新を行い、前年度1,935万円の増となっております。

1ページをお開きください。

平成30年度標茶町上水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数 2,193戸

(2) 年間総配水量 51万4,500立方メートル

(3) 一日平均配水量 1,410立方メートル

(4) 受託工事費 255万円

(5) 主要な建設改良事業 配水管整備事業 延長、254メートル 事業費 940万円、検定満了メーター取替事業 管径13ミリメートルから75ミリメートルのメーター器386個、事業費は1,782万円、備品購入費 ハンディターミナル4台、事業費83万円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款、水道事業収益 9,098万7,000円。第1項、営業収益8,074万2,000円。第2項、営業外収益1,024万5,000円。

支出 第1款、水道事業費用 8,890万9,000円。第1項、営業費用7,919万9,000円。第2項、営業外費用921万円。第3項、予備費、50万円でございます。

次ページでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,862万3,000円は当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額207万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,654万5,000円で補てんするものとする。)

収入 第1款、資本的収入670万円。第1項、企業債670万円。

支出 第1款、資本的支出5,532万3,000円。第1項、企業債等償還金2,727万3,000円。第

2項、建設改良費2,805万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業。限度額、670万円。起債の方法、証書借入。利率7.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費、1,325万円。

2、交際費、2万円。

(他会計からの負担金)

第7条 他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、次のとおりである。

1、一般会計523万7,000円。

2、下水道事業特別会計(減価償却費分)501万1,000円。

以下、内容について予算説明書に従いご説明をいたします。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

6ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

1 総括の対前年度との比較で説明をさせていただきます。職員数は特別職、一般職変更はございません。給与費は前年度と同額の11万2,000円。給料は10万3,000円増の733万8,000円。手当は10万2,000円増の358万3,000円。給与費計で20万5,000円増の1,103万3,000円。法定福利費は9万1,000円増の221万7,000円。合計で29万6,000円増の1,325万円です。

手当の内訳につきましては記載のとおりです。

2の給料及び手当の増減の明細及び7ページ、8ページにつきましては、3給料・手当の状況説明を省略させていただきます。

17ページをお開きください。

資本的収入及び支出の下段の支出からご説明をいたします。

1款、1項、1目企業債等償還金、前年度70万5,000円増の2,727万3,000円。2項、1目導水配水施設費、1節工事請負費、配水管整備工事請負費で桜・常盤地区の配水管敷設工事で前年度258万8,000円減の940万円。2目営業設備費、前年度1,281万8,000円増で1節工事請負費、水道メーター更新工事請負費で前年度1,198万8,000円増の1,782万円です。2節備品購入でハンディターミナルの4台の更新購入で83万円。

次に、上段の収入でございます。

1款、1項、1目企業債、配水管整備事業債、前年度20万円増の670万円でございます。

5ページをお開きください。

平成30年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）でございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益はありません。(2) 減価償却費、前年度16万8,000円増の3,697万3,000円。(3) 引当金の増加額、1万円。(4) 長期前受金戻入額、マイナス459万3,000円。(5) 受取利息及び受取配当金、マイナス1万円。(6) 支払利息、前年度63万円減の692万5,000円。(7) 固定資産除却費、前年度256万6,000円増の277万2,000円。(8) 未収金の減少額、前年度28万6,000円増の10万円。(9) 未払金の増加額、前年度166万8,000円減のマイナス133万1,000円。(10) 前払金の増加額はありません。(11) その他、前受金期首期末差引額、前年度20万円増の0円でございます。(12) 小計（(1)から(11)の計）で4,084万6,000円でございます。(13) 利息及び配当金の受取額、1万円。(14) 利息の支払額、前年度63万円増のマイナス692万5,000円。よって、業務活動によるキャッシュ・フローは3,393万1,000円です。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出、前年度947万3,000円減のマイナス2,597万3,000円。(2) 国庫補助金による収入と(3) 他会計からの繰入金による収入はありませんので投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス2,597万3,000円です。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良企業債による収入、前年度20万円増の670万円。(2) 建設改良企業債等の償還による支出、前年度70万5,000円減のマイナス2,727万3,000円。(3) 他会計からの出資による収入についてはございません。よって、財務活動によるキャッシュ・フローはマイナス2,057万3,000円。

従いまして、4 資金増加額はマイナス1,261万5,000円。

5 資金期首残高は2億2,315万2,000円で、

6 資金期末残高は2億1,053万7,000円となります。

9ページをお開きください。

平成30年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（平成31年3月31日）でございます。

資産の部、1 固定資産、(1) 有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの合計額で、6億3,088万7,000円。(2) 無形固定資産、イ施設利用権で160万6,000円。固定資産合計は6億3,249万3,000円。

2 流動資産、(1) 現金預金、2億1,053万7,000円。(2) 未収金、680万円。(3) 貸倒引当金、マイナス4,000円。流動資産合計は2億1,733万3,000円。資産合計は8億4,982万6,000円でございます。

10ページをお開きください。

負債の部です。

3 固定負債、(1) 企業債と(2) 一般会計借入金で3億877万2,000円。(3) 修繕引当金3,019万7,000円で固定負債合計は3億3,896万9,000円。

4 流動負債、(1) 一時借入金はございません。(2) 企業債と(3) 一般会計借入金で2,761万8,000円。(4) 未払金63万8,000円。(5) 前受金60万円。(6) 引当金、イ賞与引当金で109万5,000円。ロ特別修繕引当金はありません。(7) その他流動負債で2万7,000円。流動負債合計額は2,997万8,000円。

5 繰延収益、(1) 長期前受金1億7,056万7,000円。(2) 長期前受金収益化累計額2,303万6,000円。繰延収益合計は1億4,753万1,000円。負債合計は5億1,647万8,000円です。

資本の部でございます。

6 資本金、3億2,134万8,000円。

7 剰余金(1) 利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの合計で1,200万円。資本合計は3億3,334万8,000円。負債資本合計は8億4,982万6,000円です。

11ページでございます。

平成29年度標茶町上水道事業予定損益計算書(前年度分)及び12ページ、13ページの平成29年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては決算見込みでございますので、ただいま説明いたしました予定貸借対照表作成の基礎となるものでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

3ページをお開きください。

3ページ、4ページの平成30年度標茶町上水道事業会計予算実施計画でございますが、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

◎延会の宣告

○議長(館田賢治君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 4時02分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

署名議員 10 番 平 川 昌 昭

署名議員 11 番 本 多 耕 平

署名議員 12 番 菊 地 誠 道

平成30年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

平成30年 3月14日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第29号 平成30年度標茶町一般会計予算
議案第30号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第31号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第32号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第33号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第34号 平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
議案第35号 平成30年度標茶町病院事業会計予算
議案第36号 平成30年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 館田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副 町 長 | 森山豊君 |
| 総務課長 | 牛崎康人君 |
| 企画財政課長 | 高橋則義君 |
| 税務課長 | 武山正浩君 |
| 管理課長 | 相原一久君 |
| 農林課長 | 村山裕次君 |
| 農林課参事 | 柴洋志君 |
| 住民課長 | 松本修君 |
| 保健福祉課長 | 伊藤順司君 |

建設課長	狩野克則君
事業推進室長	常陸勝敏君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	中村義人君
農委事務局長	相撲浩信君
教育長	島田哲男君
教育管理課長	穂刈武人君
指導室長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(館田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎議案第29号ないし議案第36号

○議長(館田賢治君) 日程第1。議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号を一括議題といたします。

議題8案の提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長(伊藤順司君)(登壇) 議案第32号の内容についてご説明いたします。

議案第32号は、標茶町介護保険事業特別会計予算でございます。

平成30年度は、標茶町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の初年度にあたり、介護保険事業計画に基づく予算計上とさせていただきます。

それでは、予算書に基づき内容の説明をいたします。予算書1ページをお開きください。

平成30年度標茶町介護保険事業特別会計予算

平成30年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,903万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,193万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明をいたします。

14 ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2 ページから 5 ページまでの「第 1 表 保険事業勘定歳入歳出予算」並びに「第 2 表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第32号の内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 続いて、病院事務長・山澤君

○病院事務長（山澤正宏君）（登壇） 議案第35号、平成30年度標茶町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

平成30年度 標茶町病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成30年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、60床

(2) 年間患者数、入院、1 万1,000人。外来、3 万2,900人。

(3) 1 日平均患者数、入院、30人。外来、135.4人。

(4) 主要な建設改良事業、器械及び備品購入費1,167万2,000円。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第 1 款、病院事業収益、11億5,773万9,000円。第 1 項、医業収益、7 億2,379万2,000円。第 2 項、医業外収益、4 億3,394万7,000円。

支出、第 1 款、病院事業費用、11億5,773万9,000円。第 1 項、医業費用、11億2,331万円。第 2 項、医業外費用、3,392万9,000円。第 3 項、予備費、50万円。

次のページへまいります。

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,504万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,504万8,000円で補てんするものとする。)

収入、第 1 款、資本的収入、1 億 2 万円。第 1 項、固定資産売却代金、2 万円。第 2 項、投資、1 億円。

支出、第 1 款、資本的支出、1 億1,506万8,000円。第 1 項、建設改良費、1,167万2,000円。第 2 項、企業債償還金、1 億339万6,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、7億3,971万8,000円。

(2) 交際費、150万円。

(他会計からの繰入金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 医療対策費補助、1億8,032万2,000円。

(2) 医療対策費負担、3億7,752万円。

(3) 企業債償還金負担、1,872万5,000円。

合計、5億7,656万7,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、1億2,000万円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。

1. 取得する資産、種類、器械・備品、名称、画像情報システム、数量、1式。

2. 処分する資産、種類、器械・備品、名称、画像情報システム、数量、1式。処分の態様、廃棄であります。

続きまして、21ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

続きまして、7ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

1. 総括、比較のほうでご説明いたします。職員数について、特別職は薬剤師補助員の定年退職による1名の減。一般職については、正職員・再任用・短時間勤務職員とも増減ありません。

給与費について、報酬399万2,000円の減、給料11万7,000円の減。賃金259万3,000円の増。手当139万8,000円の増。給与費計では11万8,000円の減。法定福利費は452万2,000円の減。合計では464万円の減です。

下段のほうの手当の内訳から8ページにかけましての説明につきましては省略をさせていただきます。

次に、26ページをお開きください。

こちらは、資本的収入及び支出になります。

下段の支出のほうからご説明いたします。

1款、1項、1目、1節、器械及び備品購入費で1,167万2,000円。前年度比1,022万

9,000円の減。内訳ですが機械及び備品購入費分で、数量8品目で897万6,000円です。品名としては処方チェック用の医薬品システム、平成22年度導入したシステムの更新で226万8,000円の計上です。2つ目としては画像情報管理システムで23年度に導入したシステムの更新でありまして、金額は421万2,000円の計上です。このほかには電動ベッド、検査機器、リハビリの機器などで249万6,000円の予算を計上しております。リース資産購入費では数量3品目で269万6,000円です。病室にあります冷蔵庫付きのテレビと医療機器、全自動グルコース測定装置及び超音波測定装置の分でございます。

2項、1目、1節、企業債償還金、1億339万6,000円、前年度比346万8,000円の増でございます。支出合計、1億1,506万8,000円で、前年度比676万1,000円の減です。

収入につきまして、1款、1項、1目、1節、固定資産売却代金として2万円、前年度と同じ。2項、1目、1節、一般会計貸付金償還金、1億円。町のほうに3億円の貸付をしているうち今年度1億円の戻入をするというものでございます。収入合計1億2万円、前年度比1億円の増です。

続いて、6ページをお開きください。

平成30年度 標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書（平成31年3月31日現在）でございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 当年度純利益、0円、前年と同じ。(2) 減価償却費、5,527万5,000円、前年度比393万円の減少。(3) 引当金の増加額は、マイナス303万2,000円、前年度比393万7,000円の減少。(4) 長期前受金戻入額、マイナス481万8,000円、前年と同じ。(5) 受取利息及び受取配当金、マイナス253万8,000円、前年度比81万4,000円増加。(6) 支払利息、2,832万9,000円、前年度比326万7,000円の減少。(7) 固定資産除却費、204万1,000円、前年度比124万4,000円の増加。(8) 未収金の減少額、0円、前年度比500万円の減少。(9) 未払金の増加額、2万2,000円、前年度比2万2,000円の増加。(10) たな卸資産の減少額、0円、前年度と同じ。(11) 前払金の増加額、0円、前年度と同じ。(12) その他、マイナス12万7,000円、前年度比32万7,000円の減少。(13) 小計、7,515万2,000円、前年度比438万1,000円の減少。(14) 利息及び配当金の受取額、253万8,000円、前年度比81万4,000円の減少。(15) 利息の支払額、マイナス2,832万9,000円、前年度比326万7,000円の増加。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は4,936万1,000円で前年度比192万8,000円の減少です。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー。(1) 有形固定資産の取得による支出、マイナス1,081万9,000円で、前年度比950万6,000円の増加。(2) 国庫補助金による収入と(3) 他会計からの繰入金による収入はどちらも0円で前年と同じです。投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス1,081万9,000円で、前年度比950万6,000円の増加です。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 建設改良企業債による収入、0円、前

年度と同じ。(2) 建設改良企業債等の償還による支出、マイナス1億339万6,000円、前年度比346万8,000円の減少。(3) 他会計からの出資による収入、0円、前年度と同じ。

(4) 他会計からの償還金による収入、1億円。前年度比1億円の増加。財務活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス339万6,000円で、前年度比9,653万2,000円の増加です。

4 資金増加額は、3,514万6,000円となり。前年度比1億411万円の増加です。

5 資金期首残高は、8,328万1,000円で、前年度比6,757万6,000円の減少です。

6 資金期末残高としては、1億1,842万7,000円、前年度比3,653万4,000円の増加でございます。

次に、14ページをお開きください。

平成30年度 標茶町病院事業予定貸借対照表(平成31年3月31日)現在でございます。

資産の部 1. 固定資産について、(1) 有形固定資産はイの土地からへのリース資産までの合計で申し上げます。16億2,276万1,000円です。前年度比3,556万7,000円の減。

(2) 無形固定資産、電話加入権で38万8,000円、前年度と同じ。(3) 投資、長期貸付金3億円、長期貸付金償還金1億円で合計2億円です。固定資産合計額としては18億2,314万9,000円、前年度比1億3,556万7,000円の減。

2. 流動資産について、(1) 現金・預金、1億1,842万7,000円、前年度比3,653万4,000円の増。(2) 未収金、6,000万円、前年度と同じ。(3) 貯蔵品、800万円、前年度と同じ。流動資産の合計、1億8,642万7,000円、前年度比3,653万4,000円の増。資産合計は20億957万6,000円、前年度比9,903万3,000円の減。

次のページにまいります。

負債の部 3. 固定負債、(1) 企業債、6億3,287万9,000円、前年度比1億698万7,000円の減。(2) リース債務、923万6,000円で前年度比916万2,000円の増。固定負債合計としては6億4,211万5,000円、前年度比9,782万5,000円の減。

4. 流動負債について、(1) 企業債、1億698万8,000円、前年度比359万2,000円の増。(2) リース債務、227万2,000円、前年度比172万9,000円の増。(3) 未払金、7,000万円、前年度と同じ。(4) 引当金、賞与引当金で3,804万4,000円、前年度比206万5,000円の減。(5) 預り金、620万円、前年度比30万円の減。流動負債合計、2億2,350万4,000円、前年度比295万6,000円の増です。

5. 繰延収益、(1) 長期前受金、1億8,266万3,000円、前年度と同じ。(2) 長期前受金収益化累計額、2,497万5,000円、前年度比481万7,000円の増。繰延収益の合計1億5,768万8,000円、前年度比481万7,000円の減。負債合計は10億2,330万7,000円、前年度比9,968万6,000円の減。

資本の部について、6. 資本金については、9億8,296万2,000円で前年度比65万3,000円の増。

7. 剰余金、(1) 資本剰余金、国庫補助金で330万7,000円、前年度と同じ。(2) 利益剰余金、減債積立金、当年度未処分利益剰余金どちらも0円で前年度と同じ。剰余金合計、330万7,000円、前年度と同じです。資本合計としては、9億8,626万9,000円、前年度比65万3,000円の増。負債と資本の合計は20億957万6,000円、前年度比9,903万3,000円の減です。

次、16ページにまいります。

こちらは平成29年度標茶町病院事業予定損益計算書(前年度分)でございます。続きまして17ページ、18ページにつきましては平成29年度標茶町病院事業予定貸借対照表(前年度分)でございます。こちらのほうの説明については省略をさせていただきます。

次に、4ページをお開きください。

4ページから5ページにかけては、平成30年度標茶町病院事業会計予算実施計画になります。こちらの説明につきましてはただいままでの説明と内容が重複致しますので、省略をさせていただきます。

なお、本案につきましては、1月25日開催の第3回標茶町立病院運営委員会に諮問し、原案どおり可決されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

○議長(館田賢治君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案8案は、直ちに、議長を除く12名で構成する「平成30年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案8案は、議長を除く12名で構成する「平成30年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託し、審査することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時59分

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘 田 賢 治

署名議員 1 0 番 平 川 昌 昭

署名議員 1 1 番 本 多 耕 平

署名議員 1 2 番 菊 地 誠 道

平成30年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第5号）

平成30年 3月15日（木曜日） 午後 3時05分開議

- 第 1 議案第37号 標茶町事務分掌条例及び標茶町労働者福祉推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第38号 教育委員会委員の任命について
- 第 3 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 4 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 意見書案第1号 将来にわたり安全・安心な医療制度の提供を求める意見書
- 第 7 意見書案第2号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書
- 第 8 意見書案第3号 高レベル放射性廃棄物最終処分場の建設を受け入れない意見書
- 第 9 意見書案第4号 防災・減災体制の更なる強化を求める意見書
- 第10 意見書案第5号 生活保護費の一方的減額に関する要望意見書
- 第11 意見書案第6号 過労死を本気でなくす労働法制の抜本改正を求める意見書
- 第12 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追 加 議案第29号 平成30年度標茶町一般会計予算
議案第30号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第31号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第32号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第33号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第34号 平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
議案第35号 平成30年度標茶町病院事業会計予算
議案第36号 平成30年度標茶町上水道事業会計予算
(平成30年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)

○出席議員（13名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |

7番	川村多美男君	8番	渡邊定之君
9番	鈴木裕美君	10番	平川昌昭君
11番	本多耕平君	12番	菊地誠道君
13番	舘田賢治君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	牛崎康人君
企画財政課長	高橋則義君
税務課長	武山正浩君
管理課長	相原一久君
農林課長	村山裕次君
農林課参事	柴洋志君
住民課長	松本修君
保健福祉課長	伊藤順司君
建設課長	狩野克則君
事業推進室長	常陸勝敏君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	中村義人君
農委事務局長	相撲浩信君
教育長	島田哲男君
教育管理課長	穂刈武人君
指導室長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（館田賢治君） 本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午後 3時05分開会)

◎議案第37号

○議長（館田賢治君） 日程第1。議案第37号を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第37号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、今日的な情勢を鑑み機構の一部を変えようとするもので、平成29年1月1日に設置いたしました、事業推進室の廃止と平成21年4月、当時の企画財政課と商工観光課を統合し、現在の企画財政課となっておりますが、商工観光部門を課として独立させるものであります。

事業推進室につきましては、食肉加工センターに関することを主眼に設置いたしました。が、先般ご報告申し上げたとおり、設置計画が事実上、白紙に戻ったため、その主たる設置目的がなくなりましたので、廃止したいというものであります。

商工観光部門の独立につきましては、観光分野においては観光立国を目指す国の動向やインバウンドを含めた入込への期待、また当時と比較し、広域的な展開も拡大し業務量の増大と多様化が顕著となっております。また商工労働分野においても商工業の振興に加え、消費者行政対応も複雑化しており、また今般の観光開発公社の再スタートに当たり、町としての関わりの強化が必要となっております。

一方、企画財政部門につきましても、平成30年度から新たな総合計画の策定に着手しなければならないこと、財政のさらなる健全化を図ること、自治会の強化や定住促進に向けて対策を強化しなければならないことなど対応が複雑、多様化しております。

これらの状況から商工観光部門と企画財政部門を分離、独立させ、それぞれの強化を図りたく、関係する条例を改正したいというものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第37号 標茶町事務分掌条例及び標茶町労働者福祉推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町事務分掌条例及び標茶町労働者福祉推進委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町事務分掌条例及び標茶町労働者福祉推進委員会設置条例の一部を改正する条例
(標茶町事務分掌条例の一部改正)

第1条 標茶町事務分掌条例(平成15年標茶町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、室」を削り、「農林課」の次に「・観光商工課」を加え、「・事業推進室」を削る。

第2条 企画財政課の項中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、同条農林課の項の次に次の1項を加える。

観光商工課

- (1) 商工、労働、観光及び自然公園に関すること。
- (2) 水産に関すること。

第2条 事業推進室の項を削る。

(標茶町労働者福祉推進委員会設置条例の一部改正)

第2条 標茶町労働者福祉推進委員会設置条例(平成12年標茶町条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条中「企画財政課」を「観光商工課」に改める。

附則といたしまして

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第37号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(館田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号は原案可決されました。

◎議案第38号

○議長（館田賢治君） 日程第2。議案第38号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第38号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成30年3月31日をもって任期満了となります教育委員会委員の任命についてであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第38号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

住所は川上郡標茶町字中茶安別原野194番地8。氏名は高野政広。生年月日は昭和32年4月28日。職業は酪農業であります。

お手元に配布いたしました経歴書の説明については省略させていただきますが、平成26年3月に教育委員に就任され、もてる経験をいかし職責を果たされ今日に至っており、教育委員として再任願いたく、ここに提案するものであります。

ご審議をいただき、ご同意を賜ますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案について、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（館田賢治君） 起立全員であります。
よって、議案第38号は原案同意されました。

◎議案第39号

- 議長（館田賢治君） 日程第3。議案第39号を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長・池田君。

- 町長（池田裕二君）（登壇） 議案第39号の提案趣旨並びに内容の説明を申し上げます。
本案につきましては、平成30年4月25日をもって任期満了となる、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町字熊牛原野14線西2番地2。氏名は栗栖一己。生年月日は昭和28年5月2日であります。

栗栖氏の経歴につきましては資料により、省略させていただきますが、見識高く、平成27年4月から固定資産評価審査委員会委員としての任務を果たされております。

ご審議をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上で、議案第39号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

- 議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。
これより質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
お諮りいたします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。
よって、直ちに採決いたします。
本案は起立により採決いたします。
本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（館田賢治君） 起立全員であります。
よって、議案第39号は原案同意されました。

◎議案第40号

- 議長（館田賢治君） 日程第4。議案第40号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・池田君。

- 町長（池田裕二君）（登壇） 議案第40号の提案趣旨並びに内容の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成30年5月31日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町旭2丁目11番2号。氏名は吉田 武。生年月日は昭和25年3月16日であります。

吉田氏の経歴につきましては、資料により省略をさせていただきますが、見識高く、平成27年6月から固定資産評価審査委員会委員としての任務を果たされており、ご審議をいただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、議案第40号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

- 議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（館田賢治君） 起立全員であります。
よって、議案第40号は原案同意されました。

◎諮問第1号

- 議長（館田賢治君） 日程第5。諮問第1号を議題といたします。
本件について内容の説明を求めます。
町長・池田君。

- 町長（池田裕二君） 諮問第1号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。
本件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。
以下、内容についてご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づいて、議会の意見を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町開運1丁目32番地1。氏名は成田節子。生年月日は昭和28年3月2日。職業は地方公務員であります。

お手元に配布いたしました経歴書の詳細につきましては説明を省略させていただきますが、氏は教員としての勤務や生涯学習アドバイザーなど豊富な経験を持ち、人権擁護委員としてふさわしく推薦いたすものであります。

以上で、諮問第1号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

- 議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。
これより質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
お諮りいたします。
本件は「適任と認める」答申といたしたいと思えます。
これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（館田賢治君） 起立全員であります。
よって、本件は「適任と認める」答申とすることに決定いたしました。

◎意見書案第1号

- 議長（館田賢治君） 日程第6。意見書案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第2号

○議長(館田賢治君) 日程第7。意見書案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第2号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第3号

○議長（館田賢治君） 日程第8。意見書案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより意見書案第3号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第3号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、意見書案第3号は、原案否決されました。

◎意見書案第4号

○議長（館田賢治君） 日程第9。意見書案第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

○議長（館田賢治君） これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第4号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第5号

○議長(館田賢治君) 日程第10。意見書案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第5号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第5号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第5号は、原案否決されました。

◎意見書案第6号

○議長(館田賢治君) 日程第11。意見書案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第6号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第6号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第6号は、原案否決されました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(館田賢治君) 日程第12。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長(館田賢治君) ただいま議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第29号ないし議案第36号

○議長(館田賢治君) お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより議題8案を一括採決いたします。

議題8案に対する委員長報告はいずれも原案可決すべきものであります。

議題8案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時45分

○議長(館田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉議の宣告

○議長（館田賢治君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（館田賢治君） 以上をもって、平成30年標茶町議会第1回定例会を閉会いたします。

（午後 3時45分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘 田 賢 治

署名議員 1 0 番 平 川 昌 昭

署名議員 1 1 番 本 多 耕 平

署名議員 1 2 番 菊 地 誠 道

